

2 0 2 5 年 度

専 攻 科 学 生 便 覧

革新する技術、創造する未来
～夢へ翔る熊本高専～

熊本高等専門学校
(八代キャンパス)

熊本高専の理念と学習・教育目標

1. 理 念

本校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成及び科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

2. 本校が育成する人材像

本校は、複合学科体制とICT系技術分野を拡大・強化・発展させた、融合・複合工学系3学科とICT系3学科で構成されており、エンジニア・デザイン能力の育成や人間社会と自然環境との調和を目指した教育の充実を図り、国際的に通用する実践的・創造的技術者の育成を目標としています。具体的には、以下に掲げるような能力・資質を備えた技術者育成を目指し、その目標に向けた教育を実践しています。

熊本高専の学習・教育目標ー本校が育成する人材像ー

- (1) 日本語及び英語のコミュニケーション能力を有する技術者
- (2) ICTに関する基本的技術及び工学への応用技術を身に付けた技術者
- (3) 各分野における技術の基礎となる知識と技能及びその分野の専門技術に関する知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決する能力を持った技術者
- (4) 知徳体の調和した人間性及び社会性・協調性を身に付けた技術者
- (5) 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付けた技術者
- (6) 知的探求心を持ち、主体的、創造的に問題に取り組むことができる技術者

校章（シンボルマーク）



熊本高専の頭文字「K」をあしらったデザインです。

新高専のキャッチフレーズ「革新する技術、創造する未来 ～夢へ翔る熊本高専～」にも通じる躍動感に溢れています。

3. 教育課程と達成目標

本校は、5年間の本科（準学士課程）と、本科を卒業後さらに進んだ教育を受ける2年間の専攻科（学士課程）によって構成され、熊本キャンパスには、「情報通信エレクトロニクス工学科」、「制御情報システム工学科」、「人間情報システム工学科」の電子情報系3学科、八代キャンパスには、「機械知能システム工学科」、「建築社会デザイン工学科」、「生物化学システム工学科」の融合・複合工学系3学科の、計6学科を設置しています。専攻科として、熊本キャンパスには「電子情報システム工学専攻」、八代キャンパスには「生産システム工学専攻」の2専攻を設置しており、高度の知識・素養とともに、幅広い視野を身につけた実践的・高度技術者の育成を目指しています。

また、各学科・専攻では、前頁の学習・教育目標に基づいて、それぞれの教育課程に応じた具体的な目的を定め、本科卒業時点では、社会の要求に適應できる能力・資質を備えた技術者として地域・社会に貢献できる人材育成に努めています。

学 科	教育上の目的
情報通信 エレクトロニクス 工学科	情報通信エレクトロニクス工学科は、情報通信とエレクトロニクスの専門技術とともに両者を融合した技術を身に付け、情報通信とエレクトロニクスに対する高度化、多様化したニーズに応えられる技術者の育成を目的とする。
制御情報 システム工学科	制御情報システム工学科は、電気・電子工学、情報工学、計算機工学及び計測・制御工学の基礎技術を身に付け、これを基盤として制御と情報の関連技術を融合し、ソフトウェアとハードウェアを統合した制御情報システムを実現できる技術者の育成を目的とする。
人間情報 システム工学科	人間情報システム工学科は、ソフトウェア・エレクトロニクス・ヒューマンウェアの技術を加味した情報工学を基本に、人の生活に役立つ情報システムづくりの基礎を身に付け、社会のニーズに応えられる感性豊かな技術者の育成を目的とする。
機械知能 システム工学科	機械知能システム工学科は、「機械工学」を基本として、「電気・電子・制御・情報・通信システム」等の幅広い技術分野にも対応しながら、様々な生産活動の場において総合エンジニアとして「モノづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
建築社会 デザイン工学科	建築社会デザイン工学科は、建築学の専門基礎技術に、土木工学、情報通信技術、計測技術を加え、自然環境、防災、文化、歴史に配慮し持続可能な社会の実現をめざす、建設構造物の設計・施工、地域づくりやまちづくりに貢献できる技術者の育成を目的とする。
生物化学 システム工学科	生物化学システム工学科は、生物学と化学の専門基礎技術に情報電子技術を加え、生物の持つ様々な機能を工学的に応用するバイオ技術を駆使して、医薬医療・食品・化学等の産業分野で展開されている「先進的で高度なモノづくり」に貢献できる実践的バイオ・ケミカル技術者の育成を目的とする。

専 攻	教育上の目的
電子情報システム工学専攻	電子情報システム工学専攻は、電子情報技術及び応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。
生産システム工学専攻	生産システム工学専攻は、準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、モノづくりの基盤をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる高度な開発技術者及び地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。

さらに、本科4年から専攻科2年生までの4年間の教育を、JABEE（日本技術者教育認定機構）に対応した教育プログラムとして構成しており、専攻科修了時には国際的に活躍できる能力・資質を持った技術者の育成を目指しています。

以下に、本科教育課程において達成する具体的な目標を示します。

●専攻科（学士課程）の学習・教育到達目標

- (1) 日本語及び英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる技術者
- (2) ICTに関する基本的技術及び工学への応用技術を身に付けた技術者
- (3) 多分野における技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を实践できる技術者
- (4) 知徳体の調和した人間性及び社会性・協調性を身に付けた技術者
- (5) 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付け、社会への貢献意識を持つ技術者
- (6) 知的探求心を持ち、問題解決へ向けて主体的、創造的に問題に取り組むことができる技術者

1. 専攻科の概要	
(1) 専攻科の制度と特色	1
(2) 専攻科の沿革	
(3) 教育研究組織	
2. 専攻科の意義と目標	4
3. 教育方針と教育課程の編成方針	5
(1) 専攻科の目的	
(2) ディプロマ・ポリシー（修了認定の方針）	
(3) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）	
(4) 生産システム工学専攻教育課程	
4. 熊本高等専門学校学則	11
5. 生産システム工学専攻、「生産システム工学」教育プログラム及び九大工学部・九州沖縄9 高専連携教育プログラムの履修に関する規則等	31
(1) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻における授業科目の履修方法等に 関する規則	
(2) 熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則	
(3) 生産システム工学専攻及び「生産システム工学」教育プログラムの単位認定並びに 修了認定に関する申合せ	
(4) 履修登録前に修得した科目に対する「生産システム工学」教育プログラム単位の 再評価に関する取扱い	
(5) 熊本高等専門学校専攻科九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラムにおける授業科 目の履修方法等に関する規則	
(6) 熊本高等専門学校八代キャンパスインターンシップ実施要項	
6. 教務（履修等）	62
(1) はしがき	
(2) 修業年限，修了のための修得単位等	
(3) 授業科目，単位	
(4) 履修科目の申告	
(5) 試験，成績の評価	
(6) 追試験	
(7) 欠課	
(8) 再履修	
(9) 大学（放送大学を含む）の科目履修	
(10) 学位取得	

7. 学生生活	67
(1) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生準則	
(2) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生心得	
(3) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生の車両による通学に関する申合せ	
(4) 熊本高等専門学校学生表彰規則	
(5) 熊本高等専門学校学生の懲戒に関する規則	
(6) 熊本高等専門学校学生懲戒基準	
(7) 熊本高等専門学校八代キャンパスプール使用要項	
8. 経済援助	85
(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料，入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則	
(2) 高等教育の修学支援新制度	
(3) 奨学生制度	
9. 福利厚生	97
(1) 熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設（龍峰会館）使用規則	
(2) 保健衛生	
(3) 学生相談室	
(4) ハラスメント対策	
(5) 各種保険制度について	
(6) 学生運賃割引証と通学証明書	
10. 情報セキュリティセンター	105
(1) 熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則	
(2) 熊本高等専門学校情報セキュリティセンター利用の手引き	
11. 図書館	113
(1) 熊本高等専門学校図書館利用規則	
(2) 熊本高等専門学校図書館利用の手引き	
12. 寮生活	121
(1) 熊本高等専門学校学寮規則	
(2) 熊本高等専門学校学寮入寮及び退寮の手続きに関しての申し合わせ	
(3) 熊本高等専門学校八代キャンパス学寮細則	
(4) 熊本高等専門学校八龍寮専攻科フロア管理運営要項	
13. その他	128
(1) 学納金関係	

「生産システム工学」教育プログラム履修の手引き

1. 専攻科の概要

(1) 専攻科の制度と特色

これまで高専は5年間の一貫教育によって実践的技術者を数多く養成してきました。しかし、近年の科学技術の進歩に伴い、より高度な専門知識が必要とされるようになり、高専5年間の課程では覆いきれないようになってきました。そこで、平成2年の大学審議会において、高等専門学校の高等教育のアイデンティティを保持しながら、「精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導する」専攻科が設置できることになりました。

八代高専には、平成6年度に「生産情報工学専攻」、「環境建設工学専攻」及び「生物工学専攻」の3専攻からなる専攻科が設置されました。これ以降、高専本科5年間の実践教育のうえに、専門的知識修得と充実した実験研究を行うことにより、研究開発や先端技術に対応できるエンジニアの育成に努めてきました。なお専攻科では、学位授与機構が定める一定の要件を満たせば、申請に基づき同機構の審査により学士の学位が取得できます。

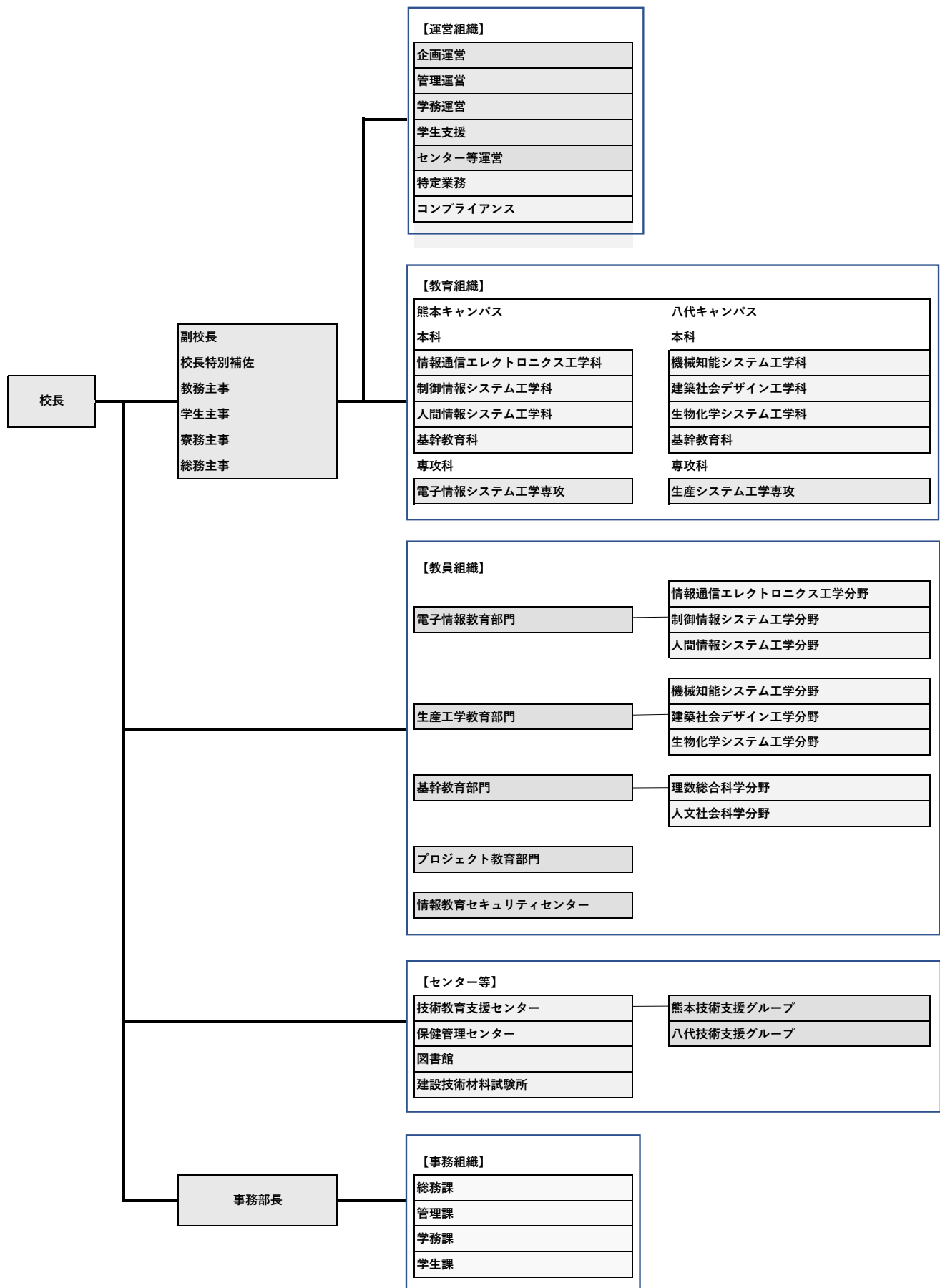
その後、平成21年10月1日を以て、熊本電波工業高等専門学校（以下熊本電波高専）及び八代工業高等専門学校（以下八代高専）が、情報・電子・通信・制御などICT教育を特徴とする熊本電波高専の教育研究と、複合学科としての幅広い専門性、さらにその融合・複合を特徴とする八代高専の教育研究を組み合わせることにより、実践的・創造的な技術者の育成を目的として、熊本高等専門学校として高度化再編されたのに伴い、両高専にそれぞれ設置されていた専攻科が統合され、「熊本高等専門学校専攻科」が設置されました。

(2) 専攻科の沿革

- | | |
|--------------------|--|
| 平成 6 年 4 月 1 日 | 専攻科(生産情報工学専攻、環境建設工学専攻、生物工学専攻)が設置された。
専攻科が学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項に既定する大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科として認定された。 |
| 4 月 1 8 日 | 第1回専攻科入学式を挙行了。（第2回以降は記載を省略） |
| 平成 8 年 3 月 1 9 日 | 第1回専攻科修了式を挙行了。（第2回以降は記載を省略） |
| 3 月 2 1 日 | 専攻科棟が竣工した。 |
| 平成 1 1 年 2 月 1 0 日 | 生産情報工学専攻及び生物工学専攻が大学評価・学位授与機構での再審査の認定を受ける。（平成11年4月1日から適用） |
| 平成 1 2 年 2 月 1 5 日 | 環境建設工学専攻が大学評価・学位授与機構での定期審査の結果、適切と認められる。 |
| 平成 1 6 年 4 月 1 日 | 独立行政法人国立高等専門学校機構国立八代工業高等専門学校となった。 |

- 平成17年 2 月 1 4 日 専攻科の認定に関する規則第9条に規定する大学評価・学位授与機構の審査の結果、適切と認められる。
- 平成18年 5 月 8 日 J A B E E 対応教育プログラムが日本技術者教育認定機構から認定された。
- 平成20年 5 月 8 日 J A B E E 対応教育プログラムの中間審査により、日本技術者教育認定機構から継続承認された。
- 平成21年 1 0 月 1 日 熊本高等専門学校を設置。同時に熊本高等専門学校専攻科が設置される。
- 平成22年 4 月 1 日 熊本高等専門学校専攻科（電子情報システム工学専攻、生産システム工学専攻）の第1回入学式を挙行了した。
- 平成23年 5 月 8 日 J A B E E 対応教育プログラムが継続審査により、日本技術者教育認定機構から継続認定された。
- 平成24年 3 月 1 4 日 熊本高等専門学校専攻科（電子情報システム工学専攻、生産システム工学専攻）の第1回修了式を挙行了した。
- 平成29年 3 月 3 日 J A B E E 対応教育プログラムが継続審査により、日本技術者教育認定機構から継続認定された。
- 令和 6 年 3 月 1 日 J A B E E 対応教育プログラムが継続審査により、日本技術者教育認定機構から継続認定された。
(2022 (令和4年) 年4月1日から6年間)

熊本高等専門学校組織図



2. 専攻科の意義と目標

平成6年4月に設置され、「生産情報工学専攻」、「環境建設工学専攻」、「生物工学専攻」の3専攻から構成されていた八代高専の専攻科は、平成21年10月より、熊本高専専攻科生産システム工学専攻へ、高度化再編されました。

高専はこれまで、社会に出てすぐに役立つ実践的技術者の育成に努め、その成果は関連する企業から極めて高い評価を受けています。しかし、近年における技術の高度化、総合化、国際化による急速な産業技術の複雑化に伴い、社会が求める実践的技術者に対する要求も大きく変化してきています。このような社会の変化に柔軟に対応すべく専攻科については、準学士課程の高度化再編に対応し、従来の熊本電波高専専攻科と八代高専専攻科の5専攻をそれぞれ「電子情報システム工学専攻」、「生産システム工学専攻」の2専攻に大括りし充実を図りました。

ここで2専攻からなる本専攻科は、急速に進む科学技術の高度化と国際化に対応するために、高等専門学校で修得した実践的技術をさらに深めた教育を実施するもので、特定の専門工学領域におけるより高度の知識・素養とともに複合領域に対応できる幅広い視野を身につけた実践的・創造的技術者として、工学技術を複合化した高度技術産業分野で即応できる人材の育成を目指しています。

なお、従来と同様に、新専攻科においても所定の単位を修得し、大学改革支援・学位授与機構の審査に合格することにより「学士（工学）」の学位が授与され、大学院への受験資格も得られます。

3. 教育方針と教育課程の編成方針

(1) 専攻科の目的

専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

[専攻ごとの養成すべき人材像] (専攻科の教育上の目的)

生産システム工学専攻は、準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎としてモノづくりの基盤をデザインし、これを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる高度な開発技術者及び地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。

(2) ディプロマ・ポリシー (修了認定の方針)

生産システム工学専攻では、「専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成」を理念として本校が掲げる育成する人材像 (学士課程) 及び専攻の教育上の目的に基づき、技術者に必要な資質や能力を以下に定める。このような人材の育成を図るため、総合基盤科目、融合・複合系基礎科目、融合・複合系専門科目を適切に配置し、在学中にこれらの資質や能力を身に付け、かつ所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

- (D 1) 日本語及び英語のコミュニケーション能力、さらに国際的に活躍できる能力を身に付ける
 - 1-1: 日本語における適切な文章表現及び口頭の意味伝達ができること
 - 1-2: 英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめること
 - 1-3: 研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができること
- (D 2) ICTに関する基本的技術及び工学への応用技術を身に付ける
 - 2-1: ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができること
 - 2-2: 収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができること
- (D 3) 多分野における技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術に関する高度な知識と能力、さらに複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる能力を身に付ける
 - 3-1: 数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができること
 - 3-2: 多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができること
 - 3-3: 基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できること
 - 3-4: 基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができること

- (D 4) 知徳体の調和した人間性及び社会性・協調性を身に付ける
- 4-1: 幅広い知識を身に付け、地球的視点から問題を捉えることができること
 - 4-2: 異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができること
 - 4-3: 社会参加への意欲と関心を持つことができること
 - 4-4: グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができること
- (D 5) 広い視野と技術のあり方に対する倫理観、さらに社会への貢献意識を身に付ける
- 5-1: 科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができること
 - 5-2: 実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができること
- (D 6) 知的探求心を持ち、問題解決へ向けて主体的、創造的に取り組む能力を身に付ける
- 6-1: 好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができること
 - 6-2: 得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができること
 - 6-3: 研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できること

(3) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

ディプロマ・ポリシーで示した資質や能力D 1～D 6を身に付けるために、総合基盤、コミュニケーション、自然科学、基礎工学、実験研究の科目群からなる共通の必修科目、機械工学と電気電子工学を融合した機械知能系、建築学と土木工学を融合した建築・土木系、生物工学と応用化学を融合した生物・化学系のそれぞれの専門分野に属する複合型専門選択科目、ICT系や共同教育の科目群からなる選択科目を開設している。

D 1は、主に実験研究科目及び外国語系科目で身に付ける。D 2は、主に情報系科目及び実験研究科目で身に付ける。D 3は、自然科学系科目、基礎工学系科目及び各分野の専門選択科目で身に付ける。D 4は、主に総合基盤科目、共同教育で身に付ける。D 5は、総合基盤の人文・社会系科目で身に付ける。D 6は、主に各分野の専門科目や実験研究で身に付ける。D 1～D 3及びD 5は、主に講義形式で行われ、定期試験や課題評価等の総合評価が合格点以上となることで単位認定される。D 4及びD 6は、主に製作物や発表、レポート、取り組みへの評価等の総合評価が合格点以上となることで単位認定される。いずれも主たる科目は、必修科目として開設されている。

修了認定を受けるためには、全ての必修科目を習得するとともに、必修科目及び選択科目の修得単位数の合計が、それぞれ規定単位数以上であることが必要であり、バランスの取れた修得を課すカリキュラムとなっている。

学習・教育 到達目標		達成度評価対象科目			
		専攻科1年		専攻科2年	
D1	1-1	特別研究Ⅰ	⑥	特別研究Ⅱ	⑧
	1-2	上級英語	②	特別研究Ⅱ	⑧
		スピーチコミュニケーション 特別研究Ⅰ	② ⑥		
D2	1-3	上級英語 スピーチコミュニケーション 特別研究Ⅰ	② ② ⑥	特別研究Ⅱ	⑧
	2-1	応用情報科学 計算応用力学	② ②	データマイニング概論 電子計測技術	② ①
	2-2	データマイニング概論 生産システム工学実験	② ②	特別研究Ⅱ 情報通信技術	⑧ ①
D3	3-1	応用解析	②	半導体工学特論	②
		物理化学	②	特別研究Ⅱ (半導体工学特別講義1)	⑧ ②
		交通工学	②	(半導体工学特別講義2)	②
		物性工学	②	生産システム応用Ⅱ	②
			②	生産システム応用Ⅲ	②
	3-2	複合材料工学	②	計算応用力学	②
		データマイニング概論	②	地球環境科学	②
		生命基礎科学	②	生産デザイン論	②
		応用情報科学	②		
	3-3	技術開発と知的財産権	②	交通工学	②
		特別研究Ⅰ	⑥	建築・都市環境工学	②
		創造設計工学	②	分子細胞工学	②
		固体力学	②	応用微生物学	②
		流動論	②	無機化学	②
		熱移動論	②	有機反応化学	②
		高圧工学	②	応用生物化学	②
		物性工学	②	分析技術学	②
		電磁気現象	②	プロセス化学	②
		構造解析学	②	半導体工学特論	②
		空間計画学	②	半導体工学特別講義1	②
		建設素材工学	②	半導体工学特別講義2	②
		地盤保全工学	②	生産システム応用Ⅰ	②
		地域計画論	②		
	3-4	生産システム工学実験 特別研究Ⅰ	② ⑥	特別研究Ⅱ	⑧
D4	4-1	比較文化論	②	地球環境科学	②
	4-2	上級英語	②		
		スピーチコミュニケーション 比較文化論	② ②		
	4-3	エンジニア実践学 特別実習セミナー	② ①	インターンシップⅠ	①～④
	4-4	創成実践技術 インターンシップⅠ	② ①～④	特別実習セミナー	①
D5	5-1	技術倫理 エンジニア実践学	② ②	数値設計工学 センサ工学	② ②
	5-2	技術倫理 エンジニア実践学	② ②	計算機プログラミング	②
			②	インターンシップⅡ	①～④
D6	6-1	技術開発と知的財産権	②	電子計測技術	①
		創造設計工学	②	分子細胞工学	②
		固体力学	②	応用微生物学	②
		流動論	②	応用生物化学	②
		熱移動論	②	無機化学	②
		高圧工学	②	有機反応化学	②
		電磁気現象	②	分析技術学	②
		情報通信技術	①	プロセス化学	②
		創成実践技術	②	空間計画学	②
		生産システム工学実験	②	交通工学	②
	6-2	建設素材工学	②	建築・都市環境工学	②
		構造解析学	②	応用微生物学	②
		地盤保全工学	②	分析技術学	②
		地域計画論	②	プロセス化学	②
	6-3	生産システム工学実験 特別研究Ⅰ	② ⑥	生産デザイン論 特別研究Ⅱ	② ⑧
				デジタル制御	②
				振動解析学	②
				水環境工学	②
				景観設計演習	②
				特別研究Ⅱ	⑧
				景観設計演習	②

※1：イタリック体の科目は選択科目

※2：○の中の数値は単位数を示す

[生産システム工学専攻のカリキュラム]

(1) カリキュラムの特徴

生産システム工学専攻は、複眼的な視点から技術を理解し、実践の場において、地域・社会のニーズに応え、アイデアを実現できる能力を備えた実践的高度技術者の育成を目的とする。そのために総合基盤、コミュニケーション、自然科学、基礎工学を学ぶ科目群による共通の必修科目を中心として、機械知能系、建築・土木系、生物・化学系のそれぞれの専門分野に属する専門工学を選択科目として配置することにより、専門性の確立と複眼的視野の獲得を目指すバランスの取れたカリキュラムである。

(2) 専門知識の習得

自然科学系科目として「応用解析」、「物理化学」など、情報技術科目として「応用情報科学」、「データマイニング概論」など、基礎工学科目として「計算応用力学」、「複合材料工学」など、さらには、専門領域の実践力を深めるために、機械工学・電気電子工学、建築学・土木工学、生物工学・応用化学の六つの専門分野に関係する多様な専門選択科目を学ぶ。

(3) 専門技能の習得

「生産システム工学実験」では、機械、電気電子、土木、建築、生物、応用化学の6分野から自ら専門とする複合工学に関する実験とその他の分野の実験を横断的に行うことにより、モノづくりの現場で必要となる専門分野に跨がった各種計測技術と応用力の習得を目指す。また、それぞれの専門分野における解析、設計、分析等の実務に必要な実践的技術やプログラミング、情報通信等の ICT 関連技術について学ぶ。

(4) 問題発見・解決力、課題設定・達成力、協働力などの習得

1年「エンジニア実践学」ではエンジニアリングの実践・実際に触れ、社会の要求に応えることの意義も含めた広い意味の実践力や問題発見・解決力を養い、1年「創成実践技術」、2年「生産デザイン論」では、得意とする専門分野の知識や技術を活かしながら創成能力やエンジニアリングデザイン能力を修得し、1年特別研究Ⅰ、2年特別研究Ⅱで段階的にこれらの能力をさらに高いレベルまで育てる複合工学における高度実践的技術力を養成するカリキュラムとなっている。

(4) 生産システム工学専攻教育課程

共通必修科目

区分 Classification		種別 Category	授業科目 Subjects	単位数 Credits	学年別配当 Credits by Year		備 考
					1年次 1st	2年次 2nd	
必修科目 Required Subjects	総合基盤 Humane and Social Science	講義 Lecture	比較文化論 Comparative Culture	2	2		
			技術倫理 Engineering Ethics	2	2		
			創成実践技術 Technics of ciation skill	2	2		
			技術開発と知的財産権 Technical Development and intellectual property right	2	2		
			エンジニア実践学 Engineer practice	2	2		
	ケー コ シ ユ ニ ー ン Communication	講義 Lecture	上級英語 Advanced English	2	2		
			スピーチ・コミュニケーション Speech Communication	2	2		
	自然 科 学 Natural Science	講義 Lecture	応用解析 Applied analysis	2	2		
			物理化学 Physical Chemistry	2	2		
			生命基礎科学 Basic Life Science	2	2		
			地球環境科学 Global Environmental Science	2		2	
	基礎工 学 Basic Engineering	講義 Lecture	生産デザイン論 Design Theory for Industrial Production	2		2	
			複合材料工学 Complex Materials	2	2		
			応用情報科学 Applied Information Science	2	2		
			計算応用力学 Computational Applied Dynamics	2	2		
			データマイニング概論 Introduction to Data Mining	2	2		
	実験 研 究 Experiments and Research	実験 Experiment	生産システム工学実験 Experiments on production system	2	2		
			特別研究Ⅰ Graduation Research I	6	6		
			特別研究Ⅱ Graduation Research II	8		8	
	(開設単位小計) Total of Credits				48	36	12

選択科目

区分 Classification		種別 Category	授業科目 Subjects	単位数 Credits	学年別配当 Credits by Year		備 考		
					1年次 1st	2年次 2nd			
選 択 科 目 Elective Subjects	機械知能系 Mechanical and Intelligent Systems Engineering	講義 Lecture	創造設計工学 Creative Design Engineering	2	2				
			数値設計工学 Computer Analysis of Design Engineering	2		2			
			固体力学 Solid Mechanics	2	2				
			流動論 Advanced Fluid Dynamics	2	2				
			熱移動論 Theory of Heat Trasfer	2	2				
			高電圧工学 High Voltage Engineering	2	2				
			デジタル制御 Digital Control	2		2			
			センサ工学 Sensor engineering	2		2			
			生産システム Production Management System	2		2			
			建築・土木系 Architecture and Civil Engineering	講義 Lecture	建設素材工学 Construction Material Engineering	2	2		
					構造解析学 Structural Analysis	2	2		
	振動解析学 Dynamics of Structure	2				2			
	地盤保全工学 Geotechnical Preservation	2			2				
	水環境工学 Water Environmental Engineering	2				2			
	地域計画論 Regional Planning	2			2				
	空間計画学 Spatial Planning	2			2				
	交通工学 Traffic Engineering	2			2				
	建築・都市環境工学 Architect and Urban Environmental Engineering	2			2				
	演習 Seminar	景観設計演習 Landscape Design and Planning			2		2		
	生物・化学系 Biological Chemical Systems	講義 Lecture			分子細胞工学 Molecular cell engineering	2	2		
					応用微生物学 Applied Microbiology	2	2		
					応用生物化学 Applied Biochemistry	2	2		
				無機化学 Inorganic Chemistry	2	2			
			有機反応化学 Organic Reaction Chemistry	2	2				
			分析技術学 Analytical Technology	2	2				
			プロセス化学 Chemical Process	2	2				
			I C T系 Information and Communication	講義 Lecture	電磁気現象 Electromagnetic phenomena	2	2		
	計算機プログラミング Computer programming	2				2			
	演習 Seminar	電子計測技術 Electronic Measurement Technology		1	1				
		情報通信技術 Networking Technology		1	1				
	共同教育 Coop-Subjects	講義 Lecture	物性工学 Physical property on engineering	2	2				
			半導体工学特論 Advanced Semiconductor Engineering	2	2				
			半導体工学特別講義1 Semiconductor Engineering Special Lecture 1	2	学年に関係なく 1st or 2nd				
			半導体工学特別講義2 Semiconductor Engineering Special Lecture 2	2	学年に関係なく 1st or 2nd				
			生産システム応用Ⅰ Advanced Production SystemsⅠ	2	2				
			生産システム応用Ⅱ Advanced Production SystemsⅡ	2		2			
			生産システム応用Ⅲ Advanced Production SystemsⅢ	2		2			
			実習 Practice	インターンシップⅠ InternshipⅠ	1～4	1～4			
				インターンシップⅡ InternshipⅡ	1～4		1～4		
		学外 Extramural Activities	講義・演習 Lecture・Seminar	特別実習セミナー Engineering Seminar	1又は2	学年に関係なく 1st or 2nd		学外単位、サマーレクチャー等 1単位又は2単位	
				開設単位小計(最大値) Total of Credits			75～82	54～58	26～30
開設単位合計 Total of Takable				123～130	90～94	38～42	必修科目単位を含む		

4. 学則等

(1) 熊本高等専門学校学則

平成21年10月1日制定
平成23年2月24日一部改正
平成23年6月23日一部改正
平成24年2月21日一部改正
平成24年9月18日一部改正
平成25年2月15日一部改正
平成26年2月18日一部改正
平成26年3月19日一部改正
平成26年7月24日一部改正
平成27年2月19日一部改正
平成27年3月5日一部改正
平成28年1月26日一部改正
平成28年6月20日一部改正
平成28年9月20日一部改正
平成29年1月24日一部改正
平成29年7月18日一部改正
平成30年8月9日一部改正
平成31年3月8日一部改正
令和2年3月19日一部改正
令和2年6月24日一部改正
令和2年7月28日一部改正
令和2年9月15日一部改正
令和3年1月27日一部改正
令和3年3月18日一部改正
令和4年3月18日一部改正
令和4年7月19日一部改正
令和5年2月24日一部改正
令和5年9月14日一部改正
令和5年12月14日一部改正
令和6年2月15日一部改正
令和7年1月24日一部改正

第1章 本校の目的・理念

(目的・理念)

第1条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。

2 前項の目的に照らし、本校の理念を次のとおりとする。

熊本高等専門学校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成及び科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

- 3 前項の理念を達成するため、本校教職員は、専門分野における学術の進展に即応するとともに教育方法の改善を目指し、自己研鑽に努めることを責務とする。

第1章の2 自己点検評価及び情報の提供

(自己点検評価等)

第1条の2 本校は、教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

- 3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本校は、本校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第2条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 校長は、特別の必要があると認めるときは、前項の各学期の期間を変更することがある。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 学年末休業

- 2 前項第3号から第6号までの休業の期間は、校長が定める。

- 3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 キャンパス、学科、学級、入学定員及び職員組織

(キャンパス)

第7条 本校が行う教育研究活動等の拠点の呼称及び位置は、次のとおりとする。

呼 称	位 置
熊本キャンパス	熊本県合志市
八代キャンパス	熊本県八代市

(学科, 学級数, 入学定員及び教育上の目的)

第8条 学科, 1学年の学級数, 入学定員, 収容定員及び教育上の目的は, 次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	収容定員	教育上の目的
情報通信エレクトロニクス 工学科	1	40人	200人	情報通信エレクトロニクス工学科は, 情報通信とエレクトロニクスの専門技術とともに両者を融合した技術を身に付け, 情報通信とエレクトロニクスに対する高度化, 多様化したニーズに応えられる技術者の育成を目的とする。
制御情報システム工学科	1	40人	200人	制御情報システム工学科は, 電気・電子工学, 情報工学, 計算機工学及び計測・制御工学の基礎技術を身に付け, これを基盤として制御と情報の関連技術を融合し, ソフトウェアとハードウェアを統合した制御情報システムを実現できる技術者の育成を目的とする。

人間情報システム工学科	1	40人	200人	人間情報システム工学科は、ソフトウェア・エレクトロニクス・ヒューマンウェアの技術を加味した情報工学を基本に、人の生活に役立つ情報システムづくりの基礎を身に付け、社会のニーズに応えられる感性豊かな技術者の育成を目的とする。
機械知能システム工学科	1	40人	200人	機械知能システム工学科は、「機械工学」を基本として、「電気・電子・制御・情報・通信システム」等の幅広い技術分野にも対応しながら、様々な生産活動の場において総合エンジニアとして「モノづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
建築社会デザイン工学科	1	40人	200人	建築社会デザイン工学科は、建築学の専門基礎技術に、土木工学、情報通信技術、計測技術を加え、自然環境、防災、文化、歴史に配慮し持続可能な社会の実現をめざす、建設構造物の設計・施工、地域づくりやまちづくりに貢献できる技術者の育成を目的とする。

生物化学システム工学科	1	40人	200人	生物化学システム工学科は、生物科学と化学の専門基礎技術に情報電子技術を加え、生物の持つ様々な機能を工学的に応用するバイオ技術を駆使して、医薬医療・食品・化学等の産業分野で展開されている「先進的で高度なモノづくり」に貢献できる実践的バイオ・ケミカル技術者の育成を目的とする。
計	6	240人	1200人	

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(職員)

第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(副校長・主事)

第10条 本校に、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事及び総務主事を置く。

2 副校長は、校長の命を受け、学校運営全般に関わることを掌理する。

3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

4 学生主事は、校長の命を受け、学生の支援・指導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の支援・指導に関することを掌理する。

6 総務主事は、校長の命を受け、地域との連携、研究の推進及び国際交流に関することを掌理する。

(事務部)

第11条 本校に、庶務、会計及び学生の支援・指導等に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(教育課程等)

第14条 授業科目及びその単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、50分を標準とする。）の履修を1単位として計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

6 第1項に定める授業科目のほか、特別活動を90単位時間以上実施するものとする。

7 外国人留学生は、別表第1及び別表第2に定める科目について、同一実施時で日本語に関連する科目を開設し、当該科目の履修単位として読み替える。

（授業の方法）

第14条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（他の高等専門学校における授業科目の履修）

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（高等専門学校以外の教育施設における学修等）

第16条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校

において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第17条 削除

(評価及び課程修了、卒業)

第18条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、定期試験、平素の学習成果等を評価して行うものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第19条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目のうち未修得の科目を再履修するものとする。

第5章 入学、転科、休学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第20条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 義務教育学校を卒業した者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜)

第21条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として、入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項に規定する入学者の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、当該出身学校の長から送付された調査書を主な資料として、入学者の選抜を行う。

3 校長は、前2項により選抜した者で、第37条に規定する入学料を納付した者及び入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。

4 入学者の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第22条 第1学年の途中、又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第23条 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第24条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その者の入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第25条 転科を希望する者があるときは、校長は、進級時に選考の上、転科を許可することができる。

2 転科に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学期間)

第27条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は修業年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学するものとする。

(出席停止)

第29条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることができる。

(退学、再入学)

第30条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望するものがあるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

(在学年限)

第31条 休学期間を除き、在学年限が8年を超える者については、以後の在学を認めない。

2 前項の規定にかかわらず、第22条の規定により入学した者の在学年限については、休学期間を除き、次のとおりとする。

入学区分	在学年限
第1学年の途中	8年
第2学年	7年
第3学年	6年
第4学年	5年
第5学年	4年

3 第1項の規定にかかわらず、第23条及び第30条第2項の規定により入学を許可された者の在学年限については、別に定める。

(他の学校への入学等)

第32条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第33条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、第16条第3項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第34条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業をするためには、別に定める単位数を修得しなければならない。

3 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第14条の2の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(称号)

第35条 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第36条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。）に定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第37条 入学料の額は、規則に定める額とする。

2 入学料は、所定の期日までに納付するものとする。

(授業料)

第38条 学生は、規則に定める額の授業料を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

第39条 学年の中途において入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第40条 学年の中途で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第41条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、規則に定める額の寄宿料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生（保護者を含む。）の申出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(入学料、授業料又は寄宿料の免除及び徴収猶予)

第42条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は一部を免除することができる。

- 2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、若しくは入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。
 - 3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全額又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
 - 4 死亡若しくは行方不明のため除籍された場合又は風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。
 - 5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。
(既納の検定料等の取扱い)
- 第43条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前期分授業料の徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第7章 外国人留学生及び外国人受託研修員

(外国人留学生)

- 第44条 外国人で、本校の第2学年次以上に編入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 第45条 外国人留学生は、定員外とすることができる。
- 第46条 外国人留学生には、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

(外国人受託研修員)

- 第47条 校長は、教育研究に支障がない場合に限り、外国人受託研修員の受入れを許可することがある。
- 2 外国人受託研修員に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

- 第48条 本校において、特定の専門事項についての研究を志願する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

- 第49条 本校において、特定の授業科目についての聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。
- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

- 第50条 学校間相互単位互換協定に基づいて、本校が開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。
(科目等履修生)

第51条 本校において、特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した単位は、判定の上、その科目を修得したものとして認定する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第52条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第54条 校長は、教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 3か月未満の停学期間は、修業年限に算入する。

(除籍)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第27条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 第31条に規定する期間を超えた者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 第42条第1項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに不許可となった額の入学料を納付しない者
- (6) 第42条第2項に規定する入学料徴収猶予の申請書を受理され、徴収猶予を許可及び不許可とされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第10章 専攻科

(設置)

第56条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第57条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第58条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻、入学定員及び教育上の目的)

第59条 専攻、入学定員、収容定員及び教育上の目的は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員	教育上の目的
電子情報システム工学専攻	24人	48人	電子情報システム工学専攻は、電子情報技術及び応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。
生産システム工学専攻	24人	48人	生産システム工学専攻は、準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、モノづくりの基盤をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる高度な開発技術者及び地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。
計	48人	96人	

2 前項の入学定員には、第66条の2第1項第4号に掲げる九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラムの入学定員若干名を含む。

(教育課程)

第60条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

2 履修方法等については、別に定める。

(入学資格)

第61条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第62条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

(休学の期間)

第63条 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第58条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(評価及び修了)

第64条 単位の認定は、定期試験、平素の学習成果等を評価して行うものとする。

- 2 成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 専攻科に2年以上在学し、別に定める修了要件を満たした者については、専攻科の修了を認定する。
- 4 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第65条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第13条、第14条の2、第16条、第23条、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第33条第1項及び第3項、第36条から第43条まで、並びに第48条から第55条までの規定を準用する。この場合において、第16条第3項及び第33条第1項中「外国の大学又は高等学校」とあるのは「外国の大学」、第55条第2号中「第27条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(その他)

第66条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 教育プログラム

(教育プログラム)

第66条の2 本校に、次の教育プログラムを置く。

- (1) 電子・情報技術応用工学コース
 - (2) 生産システム工学
 - (3) 電子・情報技術専修コース
 - (4) 九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム
 - (5) 熊本高専 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム
- 2 前項の教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第12章 学寮

(学寮)

第67条 本校に学寮を設置する。

- 2 本校の学生で、入寮を希望する者は、選考の上入寮を許可する。
- 3 学寮の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第68条 本校に公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）附則第10条の規定に基づき、平成21年9月30日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）別表に規定する熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校に在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、本校において行うものとし、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。
- 3 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ熊本電波工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。
- 4 第8条第1項及び第59条の規定にかかわらず、第2項に規定する教育を行うた

め、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。

- (1) 情報通信工学科
- (2) 電子工学科
- (3) 電子制御工学科
- (4) 情報工学科
- (5) 機械電気工学科
- (6) 情報電子工学科
- (7) 土木建築工学科
- (8) 生物工学科
- (9) 専攻科電子情報システム工学専攻
- (10) 専攻科制御情報システム工学専攻
- (11) 専攻科生産情報工学専攻
- (12) 専攻科環境建設工学専攻
- (13) 専攻科生物工学専攻

- 5 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

- 2 平成23年度以前に生産システム工学専攻に入学した者に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者（専攻科を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第1、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、特別選択科目「国際・異文化理解」については、改正後の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成２８年７月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

１ この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

２ 平成３０年度以前に入学した者（専攻科を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第１、別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、令和２年６月２４日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この学則は、令和２年７月２８日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

１ この学則は、令和４年４月１日から施行する。

２ 前項の規定にかかわらず、令和４年３月３１日に在籍する者については、改正後の第３１条の規定を適用する。

３ 令和３年度以前に入学した者（専攻科に入学した者を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４ この学則による改正後の別表第４の規定は、令和５年度以降に専攻科に入学した者から適用し、令和４年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

１ この学則は、令和４年１０月１日から施行する。

２ 平成３０年度以前に入学した者（専攻科に入学した者を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「半導体工学概論」については、この限りでない。

附 則

１ この学則は、令和５年４月１日から施行する。

２ この学則による改正後の第６６条の２第１項第５号並びに別表第２の「電子情報特別科目」の規定は、令和４年４月１日から適用する。

３ 平成３０年度以前に入学した者（専攻科に入学した者を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「電子情報特別科目」については、この限りでない。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 19 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当	
						1 年次	2 年次
必修科目	総合基盤	起業化と社会	講義	2	2	2	
		創造性工学	講義	2	2	2	
		信頼性工学	講義	2	2	2	
		感性情報工学	講義	2	2	2	
		技術者倫理	講義	2	2	2	
	コミュニケーション	コミュニケーション英語	講義	2	2	2	
		技術英語	演習	2	2		2
		技術表現特論	演習	2	2		2
	実験研究	創成技術デザイン実習Ⅰ	実習	1	1	1	
		創成技術デザイン実習Ⅱ	実習	1	1	1	
		システム工学特別研究Ⅰ	実験	2	2	2	
		システム工学特別研究Ⅱ	実験	8	8		8
	開設単位小計				28	28	16
選択科目	専門基盤	物理数学	講義	2	16単位以上	2	
		データサイエンス特論Ⅰ	講義	2		2	
		データサイエンス特論Ⅱ	講義	2			2
		離散数学	講義	2		2	
		物理シミュレーション	講義	2		2	
		計測と制御	講義	2		2	
		デジタル電子回路学	講義	2		2	
		知能情報処理	講義	2		2	
		画像情報処理工学	講義	2		2	
		回路システム学	講義	2		2	
		モバイルネットワーク	講義	2		2	
		ネットワーク工学特論	講義	2		2	
		情報セキュリティ特論	講義	2		2	
	電子通信系	応用電磁気学	講義	2	18単位以上		2
		光情報処理工学	講義	2			2
		電子物性論	講義	2		2	
		集積回路工学	講義	2		2	
		マルチメディア工学	講義	2			2
		デジタル信号処理工学	講義	2			2
		情報処理回路	講義	2			2
	情報制御系	ロボット工学特論	講義	2			2
		知的制御システム論	講義	2			2
		ソフトウェア設計工学	講義	2		2	
		人間生体工学	講義	2		2	
		音響システム工学	講義	2			2
		ヒューマンインターフェース技術	講義	2		2	
		福祉情報技術	講義	2			2
		言語処理	講義	2			2
	共同教育	インターンシップ実習1	実習	1			1
		インターンシップ実習2	実習	2			2
		インターンシップ実習3	実習	3			3
		インターンシップ実習4	実習	4			4
		プロジェクト実習	実習	2			2
		半導体共創特論	講義	2			2
		サーキットデザイン	講義	2			2
		半導体工学特別講義1	講義	2			2
半導体工学特別講義2		講義	2			2	
特別共同講義1		講義	2			2	
特別共同講義2		講義	2			2	
特別共同講義3		講義	2			2	
特別セミナー		特別実習セミナー1	演習	1			1
		特別実習セミナー2	演習	1			1
開設単位小計				84		84	
開設単位合計				112		112	
修得単位合計					62単位以上		

区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当	
						1年次	2年次
必修科目	総合基盤	比較文化論	講義	2	2	2	
		技術倫理	講義	2	2	2	
		創成実践技術	講義	2	2	2	
		技術開発と知的財産権	講義	2	2	2	
		エンジニア実践学	講義	2	2	2	
	コミュニケーション	上級英語	講義	2	2	2	
		スピーチ・コミュニケーション	講義	2	2	2	
	自然科学	応用解析	講義	2	2	2	
		物理化学	講義	2	2	2	
		生命基礎科学	講義	2	2	2	
		地球環境科学	講義	2	2		2
	基礎工学	生産デザイン論	講義	2	2		2
		複合材料工学	講義	2	2	2	
		応用情報科学	講義	2	2	2	
		計算応用力学	講義	2	2	2	
		データマイニング概論	講義	2	2	2	
	実験研究	生産システム工学実験	実験	2	2	2	
		特別研究Ⅰ	実験	6	6	6	
		特別研究Ⅱ	実験	8	8		8
	開設単位小計			48	48	36	12
選択科目	機械知能系	創造設計工学	講義	2	14 単位 以上	2	
		数値設計工学	講義	2			2
		固体力学	講義	2		2	
		流動論	講義	2		2	
		熱移動論	講義	2		2	
		高電圧工学	講義	2		2	
		デジタル制御	講義	2			2
		センサ工学	講義	2			2
		生産システム	講義	2			2
	建築・土木系	建設素材工学	講義	2		2	
		構造解析学	講義	2		2	
		振動解析学	講義	2			2
		地盤保全工学	講義	2		2	
		水環境工学	講義	2			2
		地域計画論	講義	2		2	
		空間計画学	講義	2		2	
		交通工学	講義	2		2	
		建築・都市環境工学	講義	2		2	
		景観設計演習	演習	2			2
	生物・化学系	分子細胞工学	講義	2		2	
		応用微生物学	講義	2		2	
		応用生物化学	講義	2		2	
		無機化学	講義	2		2	
		有機反応化学	講義	2		2	
		分析技術学	講義	2		2	
		プロセス化学	講義	2		2	
	ICT系	電磁気現象	講義	2		2	
		計算機プログラミング	講義	2			2
		電子計測技術	演習	1		1	
		情報通信技術	演習	1		1	
	共同教育	物性工学	講義	2		2	
		半導体工学特論	講義	2		2	
		半導体工学特別講義1	講義	2		学年に関係なく	
		半導体工学特別講義2	講義	2		学年に関係なく	
		生産システム応用Ⅰ	講義	2		2	
		生産システム応用Ⅱ	講義	2			2
		生産システム応用Ⅲ	講義	2			2
		インターンシップⅠ	実習	1～4		1～4	
		インターンシップⅡ	実習	1～4			1～4
	学外	特別実習セミナー	講義・演習	1又は2		学年に関係なく	
	開設単位小計			75～82		54～58	26～30
開設単位合計				123～130		90～94	38～42
修得単位合計					62単位以上		

別表第 4

電子情報システム工学専攻 九大工学部・九州沖縄 9 高専連携教育プログラム

(令和 7 年度以降入学用)

区分 1	区分 2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当	
						1 年次	2年次
必修科目	共同設置科目	創成技術デザイン実習Ⅰ	実習	1	1	1	
		創成技術デザイン実習Ⅱ	実習	1	1	1	
		システム工学特別研究Ⅰ	実験	2	2	2	
		データサイエンス特論Ⅰ	講義	2	2	2	
		知能情報処理	講義	2	2	2	
	高専設置科目 (連携教育プログラム)	信頼性工学	講義	2	2	2	
		感性情報工学	講義	2	2	2	
		コミュニケーション英語	講義	2	2	2	
	高専設置科目	起業化と社会	講義	2	2	2	
		創造性工学	講義	2	2	2	
技術者倫理		講義	2	2	2		
開設単位小計			20	20	20	0	
選択科目	高専設置科目 (連携教育プログラム)	物理数学	講義	2	13単位以上	2	
		離散数学	講義	2		2	
		回路システム学	講義	2		2	
		ディジタル電子回路学	講義	2		2	
		情報セキュリティ特論	講義	2		2	
		ネットワーク工学特論	講義	2		2	
		画像情報処理工学	講義	2		2	
		計測と制御	講義	2		2	
		電子物性論	講義	2		2	
		集積回路工学	講義	2		2	
		ソフトウェア設計工学	講義	2		2	
	高専設置科目	物理シミュレーション	講義	2		2	
		モバイルネットワーク	講義	2		2	
		データサイエンス特論Ⅱ	講義	2			2
		応用電磁気学	講義	2			2
		光情報処理工学	講義	2			2
		マルチメディア工学	講義	2			2
		ディジタル信号処理工学	講義	2			2
		情報処理回路	講義	2			2
		ロボット工学特論	講義	2			2
		知的制御システム論	講義	2			2
		人間生体工学	講義	2		2	
		音響システム工学	講義	2			2
		ヒューマンインターフェース技術	講義	2		2	
		福祉情報技術	講義	2			2
		言語処理	講義	2			2
		特別共同講義 1	講義	2			2
		特別共同講義 2	講義	2			2
		特別共同講義 3	講義	2			2
		特別実習セミナー 1	演習	1			1
		特別実習セミナー 2	演習	1			1
開設単位小計			60		38	30	
九州大学設置科目			34	30	34		
開設単位合計			114		92	64	
修得単位合計				62単位以上			

別表第4

生産システム工学専攻 九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム

(令和6年度以降入学者用)

区分 1	区分 2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当	
						1 年次	2 年次
必修科目	共同設置科目	特別研究Ⅰ	実験	6	6	6	
		応用情報科学	講義	2	2	2	
		データマイニング概論	講義	2	2	2	
	高専設置科目 (連携教育プログラム)	上級英語	講義	2	2	2	
		スピーチ・コミュニケーション	講義	2	2	2	
		応用解析	講義	2	2	2	
		物理化学	講義	2	2	2	
		計算応用力学	講義	2	2	2	
		生命基礎科学	講義	2	2	2	
		エンジニア実践学	講義	2	2	2	
		創成実践技術	講義	2	2	2	
		複合材料工学	講義	2	2	2	
開設単位小計			28	28	28		
選択科目	高専設置科目 (機械知能系) (連携教育プログラム)	高電圧工学	講義	2	4単位以上	2	
		創造設計工学	講義	2		2	
		固体力学	講義	2		2	
		流動論	講義	2		2	
		熱移動論	講義	2		2	
	高専設置科目 (建築・土木系) (連携教育プログラム)	建設素材工学	講義	2		2	
		構造解析学	講義	2		2	
		地盤保全工学	講義	2		2	
		地域計画論	講義	2		2	
		空間計画学	講義	2		2	
		交通工学	講義	2		2	
		建築・都市環境工学	講義	2		2	
	高専設置科目 (生物・化学系) (連携教育プログラム)	分子細胞工学	講義	2		2	
		応用微生物学	講義	2		2	
		応用生物化学	講義	2		2	
		無機化学	講義	2		2	
		有機反応化学	講義	2		2	
		分析技術学	講義	2		2	
		プロセス化学	講義	2		2	
	高専設置科目 (各系共通) (連携教育プログラム)	物性工学	講義	2		2	
		半導体工学特論	講義	2		2	
		電子計測技術	演習	1		1	
		情報通信技術	演習	1		1	
	高専設置科目 (各系共通)	比較文化論	講義	2		2	
		技術倫理	講義	2		2	
		技術開発と知的財産権	講義	2		2	
		電磁気現象	講義	2		2	
		生産システム工学実験	実験	2		2	
	開設単位小計			54			54
九州大学設置科目			34	30	34		
開設単位合計			116		116	34	
修得単位合計				62単位以上			

5. 生産システム工学専攻及び「生産システム工学」教育プログラムの履修に関する規則等

(1) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻における授業科目の履修方法等に関する規則

平成22年2月16日制定
平成27年3月4日一部改正
平成29年7月18日一部改正
平成30年1月24日一部改正
平成31年2月20日一部改正
令和元年7月16日一部改正
令和3年3月18日一部改正
令和4年3月18日一部改正
令和6年7月26日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）学則第60条第2項、第64条第2項・第3項及び第66条並びに熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則（以下「教育プログラム履修規則」という。）第11条第3項及び第12条に基づき、本校専攻科生産システム工学専攻（以下「専攻」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定める。ただし、九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラムの授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定については、別に定めるところによる。

(各授業科目の単位数)

第2条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15単位時間をもって1単位とする。
- (2) 実習、演習については、30単位時間をもって1単位とする。
- (3) 実験については、45単位時間をもって1単位とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

3 1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。

(履修方法)

第3条 専攻に開設する授業科目の履修にあたっては、年度当初に、別に定める「受講申告書」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(試験)

第4条 専攻の試験は、定期試験及び追試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一に該当する者のうち、別に定める「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

- (1) 病気（医師の証明がある場合に限る。）
- (2) 忌引
- (3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合
（指導教員）

第5条 専攻の学生は、専攻の指導教員から授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

（成績の評価）

第6条 成績は、授業科目ごとに第4条に規定する試験の成績その他を総合して評価するものとする。

2 成績の評価は、表1の評点又は評語で表すものとする。

表1 評点及び評語

評点	評語	判定	標語の意味
90点～100点	S	合格	極めて優秀
80点～89点	A	合格	優秀
70点～79点	B	合格	良好
60点～69点	C	合格	合格に値する
0点～59点	F	不合格	合格に及ばず

3 成績評価の順位については、前項の表1に基づき、次の算定式によるGPAポイントで決定する。

算定式：{（S評価科目の単位数×4点）＋（A評価科目の単位数×3点）＋（B評価科目の単位数×2点）＋（C評価科目の単位数×1点）}÷（履修科目の合計単位数）

4 前項に関し、必要な事項は別に定める。

（単位認定会議）

第7条 専攻科の単位の認定は、専攻科委員会において確認のうえ、単位認定会議の議を経て、校長がこれを行う。

2 単位認定会議は、年1回、学年末に開催する。ただし、学生の進路に関して必要と判断される場合には、学年途中に開催することができる。

（単位の認定）

第8条 専攻科の単位の認定においては、第6条第2項の規定に基づき、評点が60点以上又は評語がS、A、B又はCに評価された授業科目について、当該科目を修得したものとして、単位を認定する。

（修了認定会議）

第9条 専攻科の修了の認定は、専攻科委員会において確認のうえ、修了認定会議の議を経て、校長がこれを行う。

2 修了認定会議は、年1回、学年末に開催する。ただし、学生の進路に関して必要と判断さ

れる場合には、学年途中に開催することができる。

(修了要件)

第10条 修了の認定にあたっては、授業科目の履修状況及び次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 学則別表第3に定める科目を履修していること。
- (2) 表2に定める単位数を修得していること。
- (3) 「生産システム工学」教育プログラム履修規則第10条に定める「生産システム工学」教育プログラムの修了要件のうち、学士の学位の取得(第1項第1号)を除く全ての要件を満たしていること。

表2 修了に必要な修得単位数

専 攻	修了に必要な修得単位数		
生産システム工学専攻	必修	48	
	選択	14	計62

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度専攻科入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の第7条及び第9条第1項の規定については、平成30年1月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月26日から施行し、令和6年度専攻科入学生から適用する。

(2) 熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則

平成22年2月16日制定

平成23年2月15日一部改正

平成24年10月16日一部改正

平成25年2月15日一部改正

平成27年3月4日一部改正

平成30年1月24日一部改正

平成30年11月6日一部改正

平成31年2月20日一部改正

令和3年6月7日一部改正

令和6年7月26日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第66条の2の規定に基づき、本校の「生産システム工学」教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）について定める。

(目的)

第2条 教育プログラムは、別に定める本校の理念及び目的に従い、「狭い専門分野に留まらず工学の基礎となる幅広い知識と技術を確実に身につけ、工学の諸分野に発生する諸問題を発見して解決できる能力を備えた技術者、豊かな人間性と規律を持つ技術者、柔軟さと好奇心をもって問題解決に積極的に向き合う技術者」を育成することを目的とする。

(学習・教育目標)

第3条 教育プログラムは、前条の目的を達成するため、別表1に定める学習・教育目標を設定する。

(学習・教育到達目標の達成度評価方法及び評価基準)

第4条 前条に定める学習・教育到達目標の達成度評価基準は別表2のとおりとし、達成度評価対象科目は別表3のとおりとする。

(科目構成)

第5条 教育プログラムの授業科目は、本科第4学年及び第5学年に配当された科目並びに専攻科に配当された科目によって構成するものとし、人文・社会科学（語学を含む）、数学・自然科学・情報技術、基礎工学、専門工学及びその他（デザイン能力、チームワーク、主体的・継続的に学習できる能力科目群）に分類する。

2 前項に定める授業科目は、科目群の詳細にあつては別表2のとおりとし、学習・教育到達目標を達成するために必要な主要科目の流れにあつては別表4のとおりとする。

3 教育プログラムの学習・教育到達目標及び日本技術者教育認定機構（以下「JABEE」という。）の定める認定基準1の（1）との関係を、別表5のとおりとする。

(履修対象期間及び履修対象者)

第6条 教育プログラムの履修対象期間は、本科第4学年から専攻科第2学年までの4年間とし、履修対象者は、当該期間の在籍学生とする。

- 2 履修対象者は、履修対象期間における学習について、別紙様式 1 に記録しなければならない。
(履修登録)

第 7 条 本校専攻科入学試験に合格し、専攻科「生産システム工学専攻」に入学した者を教育プログラムの履修生（以下「履修生」という。）として登録する。

- 2 履修生は、専攻科修了までに第 10 条第 1 項各号に定める教育プログラムの修了要件のうち、同条第 1 項第 1 号を除く全ての修了要件を満たさなければならない。
(履修登録前に修得した単位の認定)

第 8 条 本校の本科卒業生で専攻科入学前の科目の単位は、専攻科受験時に提出される成績証明書及び入学手続き時に提出されるシラバス等に基づき、専攻科委員会において確認のうえ、教育プログラム単位認定会議の議を経て、校長が認定するものとする。

- 2 本校の本科卒業生以外で、他の高等教育機関で修得した単位の認定は、別に定める他の高等教育機関で修得した単位及び編入学生が編入前に修得した単位の認定により専攻科委員会において確認のうえ、教育プログラム単位認定会議の議を経て、校長が行う。

- 3 履修登録前に修得した単位の認定方法等については、別に定める。
(単位の認定と学習保証時間)

第 9 条 教育プログラムの単位の認定は、教育プログラム単位認定会議において審議のうえ、校長が行う。

- 2 教育プログラム単位認定会議は、年 1 回、学年末に開催する。ただし、学生の進路に関して必要と判断される場合には、学年途中に開催することができる。
- 3 教育プログラムの単位認定基準等については、別に定める。
(修了要件)

第 10 条 教育プログラムを修了するためには、熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻の授業科目の履修等に関する規則第 10 条第 1 号及び第 2 号に規定する修了要件並びに次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 学士の学位を取得すること。
- (2) 教育プログラムの単位を 124 単位以上修得すること。
- (3) 口頭で自分の研究内容を発表できること、学外での発表を目指すこと。
- (4) インターンシップを経験し、実践的な課題解決のための基礎力を身につけること。
- (5) 別表 2 の科目群分類の数学・自然科学・情報技術に関する科目群について、学習・教育到達目標 2-1, 3-1 の達成度評価基準に示す要件を満たして科目を修得していること。
- (6) 別表 2 の科目群分類の基礎工学の 5 科目群のうち、学習・教育到達目標 3-2 の達成度評価基準に示す要件（各科目群から少なくとも 1 科目を含む 7 科目以上修得）を満たして科目を修得していること。
- (7) 別表 2 の科目群分類の専門工学 4 科目群のうち、学習・教育到達目標 2-2, 3-3, 3-4, 5-1, 5-2, 6-1 の達成度評価基準を満たして科目を修得していること。
- (8) 別表 2 の科目群分類のチームワーク、デザイン能力、主体的・継続的に学習できる能力科目群のうち、それぞれ学習・教育到達目標 4-3～4-4, 6-2, 6-3 の達成度評価基準を満たして科目を修得していること。

2 第1項第4号のインターンシップの実施及び評価については、インターンシップ実施要項によるものとする。

(修了認定及び修了証書の授与)

第11条 前条第1項各号に定める教育プログラムの修了要件の確認は、別紙様式2により専攻科委員会が行う。

2 教育プログラム修了の認定は、教育プログラム修了認定会議において審議のうえ、校長が行う。

3 教育プログラムの修了認定等については、別に定める。

4 校長は、教育プログラムの修了を認定した者に、所定の修了証書を授与する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育プログラムの履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行し、平成22年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成30年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年11月6日から施行し、平成29年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月7日から施行し、令和3年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、令和6年7月26日から施行し、令和6年度専攻科入学生から適用する。

別表 1

「生産システム工学」教育プログラムの
学 習 ・ 教 育 到 達 目 標

(1)	日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる技術者
1-1	日本語による適切な文章表現及び口頭の意思伝達ができる
1-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる
1-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる
(2)	ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者
2-1	ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる
2-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる
(3)	多分野における技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者
3-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる
3-2	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる
3-3	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる
3-4	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる
(4)	知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者
4-1	幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる
4-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる
4-3	社会参加への意欲と関心をもつことができる
4-4	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる
(5)	広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付け、社会への貢献意識を持つ技術者
5-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる
5-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる
(6)	知的探求心を持ち、問題解決へ向けて主体的、創造的に取り組むことができる技術者
6-1	知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる
6-2	得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる
6-3	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる

別表2 学習・教育到達目標の達成度評価基準(令和6年度以降専攻科入学生対応版)

学習・教育到達大目標	学習・教育到達目標		JABEE基準	達成度評価基準	科目群分類
技術者 日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる	1-1	日本語による適切な文章表現及び口頭的意思伝達ができる	f	主体的に対応する科目を1科目含んで、5科目以上を修得する	1-1,2,3に主体的に対応する科目群は、 <u>人文・社会科学(語学も含む)</u> 、 <u>実験研究に関する科目群</u> とする
	1-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	f	主体的に対応する科目を3科目含んで、7科目以上を修得する	
	1-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	f	主体的に対応する科目を3科目含んで、7科目以上を修得する	
ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者	2-1	ICT 技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	c (d)-(2)	主体的に対応する科目を3科目含んで、4科目以上を修得する	2-1 に対応する科目群は、 <u>情報技術に関する科目群</u> とする
	2-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる	(d)-(2)	主体的に対応する科目を2科目含んで、6科目以上を修得する	2-2 に対応する専門工学科目群は、 <u>(2)いくつかの工学の基礎的な知識・技術を駆使し、工学的に考察し、かつ説明・説得する能力科目群</u> とする
多分野における技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野の活用を実践できる技術者	3-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	c	主体的に対応する科目を2科目含んで、5科目以上修得する	3-1 に主体的に対応する科目群は、 <u>数学・自然科学に関する科目群</u> とする
	3-2	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	2. 1 (1)	主体的に対応する科目を7科目含んで、基礎工学5科目群の各科目群から少なくとも1科目を含む7科目以上を修得する	基礎工学 <u>①設計システム系科目群</u> ： 生産デザイン論 <u>②情報・論理系科目群</u> ： 応用情報科学、データマイニング概論 <u>③材料・バイオ系科目群</u> ： 複合材料工学、生命基礎科学 <u>④力学系科目群</u> ： 計算応用力学 <u>⑤社会技術系科目群</u> ： 環境科学、分析技術学、地球環境科学
	3-3	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	(d)-(1) (d)-(3) c	主体的に対応する科目を1科目含んで、14科目以上を修得する	3-3に主体的に対応する専門工学科目群は、 <u>(1)専門工学の知識と能力科目群</u> とする
	3-4	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	(d)-(2) h g	主体的に対応する科目を3科目含んで、5科目以上修得する	3-4に主体的に対応する専門王学科目群は、 <u>(2)いくつかの工学の基礎的な知識・技術を駆使し、工学的に考察し、かつ説明・説得する能力科目群</u> とする
知徳体の調和した人間性および社会性協調性を身に付けた技術者	4-1 A-1	幅広い知識を身に付け、地球的視点から問題を捉えることができる	a b	主体的に対応する科目を1科目含んで、3科目以上修得する	4-1,2,3に主体的に対応する科目群は、 <u>人文・社会科学(語学も含む)に関する科目群</u> とする
	4-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	a b	主体的に対応する科目を1科目含んで、4科目以上修得する	
	4-3	社会参加への意欲と関心をもつことができる	i	主体的に対応する科目を1科目含んで、2科目以上修得する	4-3,4 に主体的に対応する科目群は、 <u>チームワークに関する科目群</u> とする
	4-4	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる	i	主体的に対応する科目を1科目含んで、3科目以上修得する	
広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付け、社会への貢献意識を持つ技術者	5-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	b a	主体的に対応する科目を2科目含んで、6科目以上修得する	5-1,2 に主体的に対応する専門工学科目群は、 <u>(4)技術者が経験する実務上の問題点と課題を理解し、適切に対応する基礎的な能力科目群</u> とする
	5-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる	(d)-(4)	主体的に対応する科目を3科目含んで、5科目以上修得する	
知的探求心を持ち、問題解決に向けて主体的・創造的に取り組むことができる技術者	6-1	知的的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	(d)-(3) e	主体的に対応する科目を1科目含んで、4科目以上を修得する	6-1に対応する専門工学科目群は、 <u>(3)工学の基礎的な知識・技術を統合し、創造性発揮して課題を探索し、組み立て、解決する能力科目群</u> とする
	6-2	得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる	e h (d)-(4) i	主体的に対応する科目を4科目含んで、7科目以上を修得する	6-2に主体的に対応する科目群は、 <u>デザイン能力科目群</u> とする
	6-3	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	g h	主体的に対応する科目を2科目含んで、5科目以上修得する	6-3に対応する科目群は、 <u>主体的・継続的に学習できる能力科目群</u> とする

別表3 学習・教育到達目標の達成度評価対象科目一覧（令和6年度以降専攻科入学生対応版）（生産システム工学専攻 機械知能系）

学習・教育到達 大目標	学習・教育到達目標		JABEE 基準	達成度評価対象科目			
				本科4年	本科5年	専攻科1年	専攻科2年
国際的に活躍できる技術者としての能力を有し、日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、	1-1 F-1	日本語による適切な文章表現及び口頭的意思伝達ができる	f	コミュニケーション言語論（◎） 課題研究（○）	日本文学概論（○） 卒業研究（○）	特別研究Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（◎）
	1-2 F-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	f	英語Ⅳ（○） コミュニケーション言語論（○） 課題研究（○）	英語Ⅴ（○） 国際言語文化論（○） 技術英語（◎） 卒業研究（○）	上級英語（◎） スピーチ・コミュニケーション（◎） 特別研究Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（◎）
	1-3 F-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	f	英語Ⅳ（○） コミュニケーション言語論（○）	英語Ⅴ（○） 技術英語（◎）	上級英語（◎） スピーチ・コミュニケーション（◎） 特別研究Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（◎）
ICTに関する基本的な技術および工学への応用技術を用いて、問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者	2-1 B-3	ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	c (d)-(2)	応用数学Ⅰ（◎） 応用数学Ⅱ（◎） 情報技術演習Ⅰ（◎） 情報技術演習Ⅱ（○）		データマイニング概論（◎） 応用情報科学（◎） 計算応用力学（◎） 電子計測技術（○）	計算機プログラミング（○）
	2-2 B-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる	(d)-(2)	課題研究（○）	卒業研究（○）	データマイニング概論（◎） 生産システム工学実験（◎） 特別研究Ⅰ（○） 情報通信技術（○）	特別研究Ⅱ（○）
高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者	3-1 B-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	c	応用数学Ⅰ（◎） 応用数学Ⅱ（◎） 材料力学Ⅰ（◎） 材料力学Ⅱ（◎） 熱力学Ⅰ（◎） 熱力学Ⅱ（◎） 流体力学Ⅰ（◎） 流体力学Ⅱ（◎）	応用物理Ⅰ（◎） 応用物理Ⅱ（◎）	応用解析（◎） 物理化学（◎） 物性工学（◎） 半導体工学特論（◎） 半導体工学特別講義Ⅰ（○） 半導体工学特別講義Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（○） （半導体工学特別講義Ⅰ（○）） （半導体工学特別講義Ⅱ（○）） 生産システム応用Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅲ（○）
	3-2 C-1	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	2.1(1)	実践プロジェクト（○）	実践プロジェクト（○）	複合材料工学（◎） データマイニング概論（◎） 生命基礎科学（◎） 応用情報科学（◎） 計算応用力学（◎）	地球環境科学（◎） 生産デザイン論（◎） 生産システム（◎）
	3-3 C-2	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	(d)-(1) (d)-(3) c	材料力学Ⅰ（◎） 材料力学Ⅱ（◎） 機械力学Ⅰ（◎） 機械力学Ⅱ（◎） 熱力学Ⅰ（◎） 熱力学Ⅱ（◎） 流体力学Ⅰ（◎） 流体力学Ⅱ（◎） 電気電子回路ⅡA（◎） 電気電子回路ⅡB（◎） 課題研究（○）	機械材料（◎） 計算力学Ⅰ（◎） 計算力学Ⅱ（◎） エネルギー工学Ⅰ（◎） エネルギー工学Ⅱ（◎） 計測工学（◎） 電気磁気学（◎） メカトロニクス（◎） 卒業研究（◎）	技術開発と知的財産権（○） 特別研究Ⅰ（◎） 創造設計工学（◎） 固体力学（◎） 流動論（◎） 熱移動論（◎） 高電圧工学（◎） 電磁気現象（○） 物性工学（○） 半導体工学特論（○） 半導体工学特別講義Ⅰ（○） 半導体工学特別講義Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（○） 数値設計工学（○） デジタル制御（◎） センサ工学（◎） （半導体工学特別講義Ⅰ（○）） （半導体工学特別講義Ⅱ（○）） 生産システム応用Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅲ（○）
	3-4 C-3	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	(d)-(2) h g	課題研究（◎） 実践プロジェクト（◎）	卒業研究（◎） 実践プロジェクト（◎）	特別研究Ⅰ（◎） 生産システム工学実験（◎）	特別研究Ⅱ（◎）
知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者	4-1 A-1	幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる	a b	科学技術と現代（○） 国際社会と文化（◎） 国際・異文化理解（○）	国際言語文化論（○） 国際社会と経済（○） 国際・異文化理解（○）	比較文化論（◎）	地球環境科学（○）
	4-2 A-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	a b	英語Ⅳ（◎） 国際・異文化理解（○）	英語Ⅴ（○） 国際言語文化論（○） 国際・異文化理解（○）	比較文化論（◎） 上級英語（○） スピーチ・コミュニケーション（○）	
	4-3 G-1	社会参加への意欲と関心をもつことができる	i	進路セミナー（◎） インターンシップ（◎）	（インターンシップ（◎））	エンジニア実践学（◎） インターンシップⅠ（◎） 特別実習セミナー（○）	インターンシップⅡ（◎） 特別実習セミナー（○）
	4-4 G-2	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる	i	リベラルアーツ実践Ⅲ（◎） 生涯スポーツⅣ（◎） 国際・異文化理解（○）	国際・異文化理解（○）	創成実践技術（◎） インターンシップⅠ（◎）	インターンシップⅡ（◎）
広い視野と技術のあり方に対する倫理的意識を付け、社会の貢献を持つ技術者	5-1 D-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	b a	リベラルアーツ実践Ⅲ（○）		技術倫理（◎） 技術開発と知的財産権（○） エンジニア実践学（◎） 生命基礎科学（○）	地球環境科学（○） 生産システム（○）
	5-2 D-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる	(d)-(4)	科学技術と現代（◎） 国際社会と文化（○） 課題研究（○）	国際社会と経済（○） 技術者と法（○） 卒業研究（○）	技術倫理（◎） 技術開発と知的財産権（◎） エンジニア実践学（◎） インターンシップⅠ（○）	インターンシップⅡ（○）
知的探求心を持ち、問題解決に向けて主体的、創造的に取り組むことができる技術者	6-1 E-1	知的的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	(d)-(3) e	リベラルアーツ実践Ⅲ（◎） 機械設計演習Ⅲ（○） 課題研究（◎）	卒業研究（◎）	技術開発と知的財産権（◎） 創造設計工学（○） 固体力学（○） 流動論（○） 熱移動論（○） 高電圧工学（○） 電磁気現象（○） 電子計測技術（○） 情報通信技術（○）	数値設計工学（◎） センサ工学（○） 計算機プログラミング（○）
	6-2 C-4	得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる	e h (d)-(4) i	リベラルアーツ実践Ⅲ（◎） 機械設計演習Ⅲ（◎） 課題研究（○） 実践プロジェクト（◎）	機械材料（○） 計算力学Ⅰ（◎） 計算力学Ⅱ（◎） エネルギー工学Ⅰ（◎） エネルギー工学Ⅱ（◎） 計測工学（◎） 電気磁気学（◎） メカトロニクス（◎） 卒業研究（○） 実践プロジェクト（◎）	創成実践技術（◎） 生産システム工学実験（◎）	生産デザイン論（◎） 特別研究Ⅱ（◎） デジタル制御（○）
	6-3 E-2	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	g h	機械設計演習Ⅲ（○） 課題研究（◎） インターンシップ（○） 実践プロジェクト（○）	卒業研究（◎） （インターンシップ（○）） 実践プロジェクト（○）	生産システム工学実験（○） 特別研究Ⅰ（◎）	特別研究Ⅱ（◎）

※1：ゴシック体の科目は、必修科目 ※2：イタリック体の科目は、選択科目

別表3 学習・教育目標の達成度評価対象科目一覧（令和6年度以降専攻科入学生対応版）（生産システム工学専攻：建築・土木系）

学習・教育到達大目標	学習・教育到達目標		JABEE基準	達成度評価対象科目			
				本科4年	本科5年	専攻科1年	専攻科2年
日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる技術者	1-1 F-1	日本語による適切な文章表現及び口頭的意思伝達ができる	f	コミュニケーション言語論（◎） 課題研究（○）	日本文学概論（○） 卒業研究（○）	特別研究Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（◎）
	1-2 F-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	f	英語Ⅳ（○） コミュニケーション言語論（○） 課題研究（○）	英語Ⅴ（○） 国際言語文化論（○） 技術英語（◎） 卒業研究（○）	上級英語（◎） スピーチ・コミュニケーション（◎） 特別研究Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（◎）
	1-3 F-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	f	英語Ⅳ（○） コミュニケーション言語論（○）	英語Ⅴ（○） 技術英語（◎）	上級英語（◎） スピーチ・コミュニケーション（◎） 特別研究Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（◎）
ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者	2-1 B-3	ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	^c (d)-(2)	応用数学（◎）		応用情報科学（◎） 計算応用力学（◎） データマイニング概論（◎） 電子計測技術（○）	計算機プログラミング（○）
	2-2 B-2	収集したデータや情報を数理的处理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる	(d)-(2)	課題研究（○） 建築社会工学実験Ⅲ（○） 建築社会工学実験Ⅳ（○）	卒業研究（○）	データマイニング概論（◎） 生産システム工学実験（◎） 特別研究Ⅰ（○） 情報通信技術（○）	特別研究Ⅱ（○）
多分野における技術の基礎となる知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決する能力を持った技術者	3-1 B-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	c	構造力学Ⅳ（◎） 応用数学（◎） 応用物理（◎）	土木構造設計（○）	応用解析（◎） 物理化学（◎） 交通工学（○） 物性工学（◎） 半導体工学特論（◎） 半導体工学特別講義Ⅰ（○） 半導体工学特別講義Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（○） （半導体工学特別講義Ⅰ（○）） （半導体工学特別講義Ⅱ（○）） 生産システム応用Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅲ（○）
	3-2 C-1	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	2.1(1)	実践プロジェクト（○）	都市計画Ⅱ（○）	複合材料工学（◎） 生命基礎科学（◎） 応用情報科学（◎） 計算応用力学（◎） データマイニング概論（◎）	地球環境科学（◎） 生産デザイン論（◎）
	3-3 C-2	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	(d)-(1) (d)-(3) c	構造力学Ⅳ（◎） 建築計画Ⅰ（◎） 建築計画Ⅱ（◎） 建築史Ⅰ（◎） 建築環境工学Ⅰ（◎） 建築環境工学Ⅱ（◎） 建築法規（◎） 地盤工学（◎） 水理学（◎） 鉄筋コンクリート工学Ⅰ（◎） 課題研究（○） 鉄筋コンクリート工学Ⅱ（◎）	鋼構造工学Ⅰ（◎） 鋼構造工学Ⅱ（◎）－ 建築設備（◎） 施工法Ⅰ（◎） 施工法Ⅱ（◎） 卒業研究（◎） 建築史Ⅱ（◎） 都市計画Ⅱ（◎） 防災工学（◎） 土木構造設計（◎） 河川海岸工学（◎）	技術開発と知的財産権（○） 特別研究Ⅰ（◎） 建設素材工学（◎） 構造解析学（◎） 地盤保全工学（◎） 地域計画論（◎） 空間計画学（◎） 交通工学（◎） 建築・都市環境工学（◎） 電磁気現象（○） 物性工学（○） 半導体工学特論（○） 半導体工学特別講義Ⅰ（○） 半導体工学特別講義Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（○） 振動解析学（◎） 水環境工学（◎） 景観設計演習（◎） （半導体工学特別講義Ⅰ（○）） （半導体工学特別講義Ⅱ（○）） 生産システム応用Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅲ（○）
	3-4 C-3	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	(d)-(2) h g	建築社会工学実験Ⅲ（◎） 建築社会工学実験Ⅳ（◎） 課題研究（◎） 実践プロジェクト（◎）	卒業研究（◎） 実践プロジェクト（◎）	生産システム工学実験（◎） 特別研究Ⅰ（◎）	特別研究Ⅱ（◎）
知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者	4-1 A-1	幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる	a b	科学技術と現代（○） 国際社会と文化（◎） 国際・異文化理解（○）	国際社会と経済（○） 国際言語文化論（○） 国際・異文化理解（○）	比較文化論（◎）	地球環境科学（○）
	4-2 A-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	a b	英語Ⅳ（◎） 国際・異文化理解（○）	英語Ⅴ（○） 国際言語文化論（○） 国際・異文化理解（○）	比較文化論（◎） 上級英語（○） スピーチ・コミュニケーション（○）	
	4-3 G-1	社会参加への意欲と関心をもつことができる	i	進路セミナー（◎） インターンシップ（◎）	（インターンシップ（◎））	エンジニア実践学（◎） インターンシップⅠ（◎） 特別実習セミナー（○）	インターンシップⅡ（◎） 特別実習セミナー（○）
	4-4 G-2	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる	i	リベラルアーツ実践Ⅲ（◎） 生涯スポーツⅣ（◎） 国際・異文化理解（○） 建築設計演習Ⅰ（○） 建築設計演習Ⅱ（○）	建築設計演習Ⅲ（○）	創成実践技術（◎） インターンシップⅠ（◎）	景観設計演習（○） インターンシップⅡ（◎）
広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付けた技術者	5-1 D-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	b a	リベラルアーツ実践Ⅲ（○）	防災工学（○）	技術倫理（◎） 技術開発と知的財産権（○） エンジニア実践学（◎） 生命基礎科学（○）	地球環境科学（○） 水環境工学（○）
	5-2 D-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる	(d)-(4)	科学技術と現代（◎） 国際社会と文化（○） 課題研究（○）	国際社会と経済（○） 技術者と法（○） 施工法Ⅰ（◎） 施工法Ⅱ（◎） 卒業研究（○）	技術倫理（◎） 技術開発と知的財産権（◎） エンジニア実践学（◎） インターンシップⅠ（○）	インターンシップⅡ（○）

者 知的探求心を持ち、主体的、創造的に問題に取り組むことができる技術	6-1 E-1	知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	(d)-(3) e	リベラルアーツ実践Ⅲ（◎） 課題研究（◎） 建築社会工学実験Ⅲ（○） 建築社会工学実験Ⅳ（○） 建築設計演習Ⅰ（◎） 建築設計演習Ⅱ（◎）	卒業研究（◎） 建築設計演習Ⅲ（◎）	技術開発と知的財産権（◎） 電磁気現象（○） 情報通信技術（○） 電子計測技術（○）	計算機プログラミング（○）
	6-2 C-4	得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる	e h (d)-(4) i	リベラルアーツ実践Ⅲ（◎） 課題研究（◎） 建築設計演習Ⅰ（◎） 建築設計演習Ⅱ（◎） 建築計画Ⅰ（◎） 建築計画Ⅱ（◎） 建築史Ⅰ（◎） 建築環境工学Ⅰ（◎） 建築環境工学Ⅱ（◎） 建築法規（◎） 地盤工学（◎） 水理学（◎） 鉄筋コンクリート工学Ⅰ（◎） 鉄筋コンクリート工学Ⅱ（◎） 実践プロジェクト（◎）	鋼構造工学Ⅰ（◎） 鋼構造工学Ⅱ（◎） 建築設備（◎） 施工法Ⅰ（◎） 施工法Ⅱ（◎） 卒業研究（○） 建築設計演習Ⅲ（◎） 建築史Ⅱ（◎） 都市計画Ⅱ（◎） 防災工学（◎） 土木構造設計（◎） 河川海岸工学（◎） 実践プロジェクト（◎）	創成実践技術（◎） 生産システム工学実験（◎） 建設素材工学（◎） 構造解析学（◎） 地盤保全工学（◎） 地域計画論（◎） 空間計画学（◎） 交通工学（◎） 建築・都市環境工学（◎）	生産デザイン論（◎） 特別研究Ⅱ（◎） 振動解析学（◎） 水環境工学（◎） 景観設計演習（◎）
	6-3 E-2	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	g h	建築設計演習Ⅰ（○） 建築社会工学実験Ⅲ（○） 建築社会工学実験Ⅳ（○） 課題研究（○） 建築設計演習Ⅱ（○） インターンシップ（○） 実践プロジェクト（○）	卒業研究（◎） 建築設計演習Ⅲ（○） （インターンシップ（○）） 実践プロジェクト（○）	生産システム工学実験（○） 特別研究Ⅰ（◎）	特別研究Ⅱ（◎） 景観設計演習（○）

※１：ゴシック体の科目は、必修科目

※２：イタリック体の科目は、選択科目

別表3 学習・教育到達目標の達成度評価対象科目一覧（令和6年度以降専攻科入学生対応版）（生産システム工学専攻：生物・化学系）

学習・教育到達大目標	学習・教育到達目標		JABEE基準	達成度評価対象科目			
				本科4年	本科5年	専攻科1年	専攻科2年
日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる技術者	1-1 F-1	日本語による適切な文章表現及び口頭の意思伝達ができる	f	コミュニケーション言語論（◎） 課題研究（○）	日本文学概論（○） 卒業研究（○）	特別研究Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（◎）
	1-2 F-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	f	英語Ⅳ（○） コミュニケーション言語論（○） 課題研究（○）	英語Ⅴ（○） 国際言語文化論（○） 技術英語（◎） 卒業研究（○）	上級英語（◎） スピーチ・コミュニケーション（◎） 特別研究Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（◎）
	1-3 F-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	f	英語Ⅳ（○） コミュニケーション言語論（○）	英語Ⅴ（○） 技術英語（◎）	上級英語（◎） スピーチ・コミュニケーション（◎） 特別研究Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（◎）
ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者	2-1 B-3	ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	c (d)－(2)	電気電子工学（◎） 応用数学（◎）	情報工学（◎） 生命情報概論（◎）	データマイニング概論（◎） 応用情報科学（◎） 計算応用力学（◎） 電子計測技術（○）	計算機プログラミング（○）
	2-2 B-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる	(d)－(2)	生物化学実験Ⅲ（◎） 課題研究（○）	卒業研究（○）	データマイニング概論（◎） 生産システム工学実験（◎） 特別研究Ⅰ（○） 情報通信技術（○）	特別研究Ⅱ（○）
多分野における技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術に関する知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決する能力を持った技術者	3-1 B-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	c	応用数学（◎） 物理化学Ⅲ（◎） 物理化学Ⅳ（◎） 有機化学Ⅰ（◎） 有機化学Ⅱ（◎） 分析化学Ⅱ（◎） 分析化学Ⅲ（◎） 生化学Ⅲ（◎） 分子生物学Ⅰ（◎） 分子生物学Ⅱ（◎） 発酵工学Ⅰ（◎） 発酵工学Ⅱ（◎）	応用物理Ⅰ（◎） 応用物理Ⅱ（◎） 生物化学工学（◎）	応用解析（◎） 物理化学（◎） 物性工学（◎） 半導体工学特論（◎） 半導体工学特別講義Ⅰ（○） 半導体工学特別講義Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（○） （半導体工学特別講義Ⅰ（○）） （半導体工学特別講義Ⅱ（○）） 生産システム応用Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅲ（○）
	3-2 C-1	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	2.1(1)	電気電子工学（○） 実践プロジェクト（○）	環境科学（◎） 情報工学（◎） 生命情報概論（◎） 半導体工学（○） 制御システム（○） 実践プロジェクト（○）	複合材料工学（◎） データマイニング概論（◎） 生命基礎科学（◎） 応用情報科学（◎） 計算応用力学（◎） 分析技術学（◎）	地球環境科学（◎） 生産デザイン論（◎）
	3-3 C-2	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	(d)－(1) (d)－(3) c	物理化学Ⅲ（◎） 物理化学Ⅳ（◎） 有機化学Ⅰ（◎） 有機化学Ⅱ（◎） 分析化学Ⅱ（◎） 分析化学Ⅲ（◎） 生化学Ⅲ（◎） 分子生物学Ⅰ（◎） 分子生物学Ⅱ（◎） 発酵工学Ⅰ（◎） 発酵工学Ⅱ（◎） 課題研究（○）	生物化学工学（◎） 卒業研究（◎）	技術開発と知的財産権（○） 特別研究Ⅰ（◎） 分子細胞工学（◎） 応用微生物学（◎） 無機化学（◎） 有機反応化学（◎） 応用生物化学（◎） 分析技術学（◎） プロセス化学（◎） 電磁気現象（○） 物性工学（○） 半導体工学特論（○） 半導体工学特別講義Ⅰ（○） 半導体工学特別講義Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅰ（○）	特別研究Ⅱ（○） （半導体工学特別講義Ⅰ（○）） （半導体工学特別講義Ⅱ（○）） 生産システム応用Ⅱ（○） 生産システム応用Ⅲ（○）
	3-4 C-3	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	(d)－(2) h g	生物化学実験Ⅲ（◎） 課題研究（◎） 実践プロジェクト（◎）	卒業研究（◎） 実践プロジェクト（◎）	特別研究Ⅰ（◎） 生産システム工学実験（◎）	特別研究Ⅱ（◎）
知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者	4-1 A-1	幅広い知識を身に付け、地球的視点から問題を捉えることができる	a b	科学技術と現代（○） 国際社会と文化（◎） 国際・異文化理解（○）	国際言語文化論（○） 国際社会と経済（○） 国際・異文化理解（○）	比較文化論（◎）	地球環境科学（○）
	4-2 A-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	a b	英語Ⅳ（◎） 国際・異文化理解（○）	英語Ⅴ（○） 国際言語文化論（○） 国際・異文化理解（○）	比較文化論（◎） 上級英語（○） スピーチ・コミュニケーション（○）	
	4-3 G-1	社会参加への意欲と関心をもつことができる	i	進路セミナー（◎） インターンシップ（◎）	（インターンシップ（◎））	エンジニア実践学（◎） インターンシップⅠ（◎） 特別実習セミナー（○）	インターンシップⅡ（◎） 特別実習セミナー（○）
	4-4 G-2	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる	i	リベラルアーツ実践Ⅲ（◎） 生涯スポーツⅣ（◎） 国際・異文化理解（○）	国際・異文化理解（○）	創成実践技術（◎） インターンシップⅠ（◎）	インターンシップⅡ（◎）
広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付けた技術者	5-1 D-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	b a	リベラルアーツ実践Ⅲ（○）	環境科学（◎） 安全工学（◎）	技術倫理（◎） 技術開発と知的財産権（○） エンジニア実践学（◎） 生命基礎科学（○）	地球環境科学（○）
	5-2 D-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる	(d)－(4)	科学技術と現代（◎） 国際社会と文化（○） 課題研究（○）	国際社会と経済（○） 技術者と法（○） 環境科学（◎） 安全工学（◎） 卒業研究（○）	技術倫理（◎） 技術開発と知的財産権（◎） エンジニア実践学（◎） インターンシップⅠ（○）	インターンシップⅡ（○）

知的探求心を持ち、主体的、創造的に問題に取り組むことができる技術者	6-1 E-1	知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	(d)-(3) e	リベラルアーツ実践Ⅲ (◎) 課題研究 (◎)	食品学概論 (○) 材料化学 (○) 医薬品工学概論 (○) 分離工学 (○) 半導体工学 (○) 制御システム (○) 卒業研究 (◎)	技術開発と知的財産権 (◎) 分子細胞工学 (○) 応用微生物学 (○) 応用生物化学 (○) 無機化学 (○) 有機反応化学 (○) 分析技術学 (○) プロセス化学 (○) 電磁気現象 (○) 電子計測技術 (○) 情報通信技術 (○)	計算機プログラミング (○)
	6-2 C-4	得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる	e h (d)-(4) i	リベラルアーツ実践Ⅲ (◎) 課題研究 (○) 実践プロジェクト (◎)	食品学概論 (○) 材料化学 (○) 医薬品工学概論 (○) 分離工学 (○) 半導体工学 (○) 制御システム (○) 卒業研究 (○) 実践プロジェクト (◎)	創成実践技術 (◎) 生産システム工学実験 (◎) 応用微生物学 (◎) 分析技術学 (◎) プロセス化学 (◎)	生産デザイン論 (◎) 特別研究Ⅱ (◎)
	6-3 E-2	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	g h	課題研究 (◎) インターンシップ (○) 実践プロジェクト (○)	卒業研究 (◎) (インターンシップ (○)) 実践プロジェクト (○)	生産システム工学実験 (○) 特別研究Ⅰ (◎)	特別研究Ⅱ (◎)

※１：ゴシック体の科目は、必修科目

※２：イタリック体の科目は、選択科目

別表4 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ

生産システム工学専攻(機械知能系)

学習・教育 到達目標			達成度評価基準	授業科目名			
				1年(本科4年)	2年(本科5年)	3年(専攻科1年)	4年(専攻科2年)
1	1-1	日本語による適切な文章表現及び口頭の意思伝達ができる	主体的に対応する科目を1科目含んで、5科目以上を修得する	コミュニケーション言語論(◎) 課題研究(○)	⇒ 日本文学概論(○) 卒業研究(○)	⇒ 特別研究Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
	1-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	主体的に対応する科目を3科目含んで、7科目以上を修得する	英語Ⅳ(○) コミュニケーション言語論(○) 課題研究(○)	⇒ 英語Ⅴ(○) 国際言語文化論(○) 技術英語(◎) 卒業研究(○)	⇒ 上級英語(◎) スピーチ・コミュニケーション(◎) 特別研究Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
	1-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	主体的に対応する科目を3科目含んで、7科目以上を修得する	英語Ⅳ(○) コミュニケーション言語論(○)	⇒ 英語Ⅴ(○) 技術英語(◎)	⇒ 上級英語(◎) スピーチ・コミュニケーション(◎) 特別研究Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
2	2-1	ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	主体的に対応する科目を3科目含んで、4科目以上取得する	応用数学Ⅰ(◎) 応用数学Ⅱ(◎) 情報技術演習Ⅰ(◎) 情報技術演習Ⅱ(○)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ データマイニング概論(◎) 応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎) 電子計測技術(○)	⇒ 計算機プログラミング(○)
	2-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる	主体的に対応する科目を2科目含んで、6科目以上を修得する	課題研究(○)	⇒ 卒業研究(○)	⇒ データマイニング概論(◎) 生産システム工学実験(◎) 特別研究Ⅰ(○) 情報通信技術(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(○)
3	3-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	主体的に対応する科目を2科目含んで、5科目以上修得する	応用数学Ⅰ(◎) 応用数学Ⅱ(◎) 材料力学Ⅰ(◎) 材料力学Ⅱ(◎) 熱力学Ⅰ(◎) 熱力学Ⅱ(◎) 流体力学Ⅰ(◎) 流体力学Ⅱ(◎)	⇒ 応用物理Ⅰ(◎) 応用物理Ⅰ(◎)	⇒ 応用解析(◎) 物理化学(◎) 物性工学(◎) 半導体工学特論(◎) 半導体工学特別講義1(○) 半導体工学特別講義2(○) 生産システム応用Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(○) (半導体工学特別講義1(○)) (半導体工学特別講義2(○)) 生産システム応用Ⅱ(○) 生産システム応用Ⅲ(○)
	3-2	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	主体的に対応する科目を7科目含んで、基礎工学5科目群の各科目群から少なくとも1科目を含む7科目以上を修得する	実践プロジェクト(○)	⇒ 実践プロジェクト(○)	⇒ 複合材料工学(◎) データマイニング概論(◎) 生命基礎科学(◎) 応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎)	⇒ 地球環境科学(◎) 生産デザイン論(◎) 生産システム(◎)
	3-3	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	主体的に対応する科目を1科目含んで、14科目以上を修得する	材料力学Ⅰ(◎) 材料力学Ⅱ(◎) 機械力学Ⅰ(◎) 機械力学Ⅱ(◎) 熱力学Ⅰ(◎) 熱力学Ⅱ(◎) 流体力学Ⅰ(◎) 流体力学Ⅱ(◎) 電気電子回路ⅡA(◎) 電気電子回路ⅡB(◎) 課題研究(○)	⇒ 機械材料(◎) 計算力学Ⅰ(◎) 計算力学Ⅱ(◎) エネルギー工学Ⅰ(◎) エネルギー工学Ⅱ(◎) 計測工学(◎) 電気磁気学(◎) メカトロニクス(◎) 卒業研究(◎)	⇒ 技術開発と知的財産権(○) 特別研究Ⅰ(◎) 創造設計工学(◎) 固体力学(◎) 流動論(◎) 熱移動論(◎) 高電圧工学(◎) 電磁気現象(○) 物性工学(○) 半導体工学特論(○) 半導体工学特別講義1(○) 半導体工学特別講義2(○) 生産システム応用Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(○) 数値設計工学(○) デジタル制御(◎) センサ工学(◎) (半導体工学特別講義1(○)) (半導体工学特別講義2(○)) 生産システム応用Ⅱ(○) 生産システム応用Ⅲ(○)
	3-4	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	主体的に対応する科目を3科目含んで、5科目以上修得する	課題研究(◎) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 卒業研究(◎) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 特別研究Ⅰ(◎) 生産システム工学実験(◎)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
4	4-1	幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる	主体的に対応する科目を1科目含んで、3科目以上修得する	科学技術と現代(○) 国際社会と文化(◎) 国際・異文化理解(○)	⇒ 国際言語文化論(○) 国際社会と経済(○) 国際・異文化理解(○)	⇒ 比較文化論(◎)	⇒ 地球環境科学(○)
	4-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	主体的に対応する科目を1科目含んで、4科目以上修得する	英語Ⅳ(◎) 国際・異文化理解(○)	⇒ 英語Ⅴ(○) 国際言語文化論(○) 国際・異文化理解(○)	⇒ 比較文化論(◎) 上級英語(○) スピーチ・コミュニケーション(○)	
	4-3	社会参加への意欲と関心をもつことができる	主体的に対応する科目を1科目含んで、2科目以上修得する	進路セミナー(◎) インターンシップ(◎)	⇒ (インターンシップ(◎))	⇒ エンジニア実践学(◎) インターンシップⅠ(◎) 特別実習セミナー(○)	⇒ インターンシップⅡ(◎) 特別実習セミナー(○)
	4-4	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる	主体的に対応する科目を1科目含んで、3科目以上修得する	リベラルアーツ実践Ⅲ(◎) 生涯スポーツⅣ(◎) 国際・異文化理解(○)	⇒ 国際・異文化理解(○)	⇒ 創成実践技術(◎) インターンシップⅠ(◎)	⇒ インターンシップⅡ(◎)
5	5-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	主体的に対応する科目を2科目含んで、6科目以上修得する	リベラルアーツ実践Ⅲ(○)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ 技術倫理(◎) 技術開発と知的財産権(○) エンジニア実践学(◎) 生命基礎科学(○)	⇒ 地球環境科学(○) 生産システム(○)
	5-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる	主体的に対応する科目を3科目含んで、5科目以上修得する	科学技術と現代(◎) 国際社会と文化(○) 課題研究(○)	⇒ 国際社会と経済(○) 技術者と法(○) 卒業研究(○)	⇒ 技術倫理(◎) 技術開発と知的財産権(◎) エンジニア実践学(◎) インターンシップⅠ(○)	⇒ インターンシップⅡ(○)
6	6-1	知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	主体的に対応する科目を1科目含んで、4科目以上を修得する	リベラルアーツ実践Ⅲ(◎) 機械設計演習Ⅲ(○) 課題研究(◎)	⇒ 卒業研究(◎)	⇒ 技術開発と知的財産権(◎) 創造設計工学(○) 固体力学(○) 流動論(○) 熱移動論(○) 高電圧工学(○) 電磁気現象(○) 電子計測技術(○) 情報通信技術(○)	⇒ 数値設計工学(◎) センサ工学(○) 計算機プログラミング(○)
	6-2	得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる	主体的に対応する科目を4科目含んで、7科目以上修得する	リベラルアーツ実践Ⅲ(◎) 機械設計演習Ⅲ(◎) 課題研究(○) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 機械材料(○) 計算力学Ⅰ(◎) 計算力学Ⅱ(◎) エネルギー工学Ⅰ(◎) エネルギー工学Ⅱ(◎) 計測工学(◎) 電気磁気学(◎) メカトロニクス(◎) 卒業研究(○) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 創成実践技術(◎) 生産システム工学実験(◎)	⇒ 生産デザイン論(◎) 特別研究Ⅱ(◎) デジタル制御(○)
	6-3	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	主体的に対応する科目を2科目含んで、5科目以上修得する	機械設計演習Ⅲ(○) 課題研究(◎) インターンシップ(○) 実践プロジェクト(○)	⇒ 卒業研究(◎) (インターンシップ(○)) 実践プロジェクト(○)	⇒ 生産システム工学実験(○) 特別研究Ⅰ(◎)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)

※1:ゴシック体の科目は、必修科目

※2:イタリック体の科目は、選択科目

別表4 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ

生産システム工学専攻(建築・土木系)

学習・教育 到達目標		達成度評価基準	授業科目名			
			1年(本科4年)	2年(本科5年)	3年(専攻科1年)	4年(専攻科2年)
1	1-1	日本語による適切な文章表現及び口頭の意思伝達ができる	コミュニケーション言語論(◎) 課題研究(○)	⇒ 日本文学概論(○) 卒業研究(○)	⇒ 特別研究Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
	1-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	英語Ⅳ(○) コミュニケーション言語論(○) 課題研究(○)	⇒ 英語Ⅴ(○) 国際言語文化論(○) 技術英語(◎) 卒業研究(○)	⇒ 上級英語(◎) スピーチ・コミュニケーション(◎) 特別研究Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
	1-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	英語Ⅳ(○) コミュニケーション言語論(○)	⇒ 英語Ⅴ(○) 技術英語(◎)	⇒ 上級英語(◎) スピーチ・コミュニケーション(◎) 特別研究Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
2	2-1	ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	応用数学(◎)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ 応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎) データマイニング概論(◎) 電子計測技術(○)	⇒ 計算機プログラミング(○)
	2-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる	課題研究(○) 建築社会工学実験Ⅲ(○) 建築社会工学実験Ⅳ(○)	⇒ 卒業研究(○)	⇒ データマイニング概論(◎) 生産システム工学実験(◎) 特別研究Ⅰ(○) 情報通信技術(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(○)
3	3-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	構造力学Ⅳ(◎) 応用数学(◎) 応用物理(◎)	⇒ 土木構造設計(○)	⇒ 応用解析(◎) 物理化学(◎) 交通工学(○) 物性工学(◎) 半導体工学特論(◎) 半導体工学特別講義1(○) 半導体工学特別講義2(○) 生産システム応用Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(○) (半導体工学特別講義1(○)) (半導体工学特別講義2(○)) 生産システム応用Ⅱ(○) 生産システム応用Ⅲ(○)
	3-2	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	実践プロジェクト(○)	⇒ 都市計画Ⅱ(○)	⇒ 複合材料工学(◎) 生命基礎科学(◎) 応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎) データマイニング概論(◎)	⇒ 地球環境科学(◎) 生産デザイン論(◎)
	3-3	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	構造力学Ⅳ(◎) 建築計画Ⅰ(◎) 建築計画Ⅱ(◎) 建築史Ⅰ(◎) 建築環境工学Ⅰ(◎) 建築環境工学Ⅱ(◎) 建築法規(◎) 地盤工学(◎) 水理学(◎) 鉄筋コンクリート工学Ⅰ(◎) 課題研究(○) 鉄筋コンクリート工学Ⅱ(◎)	⇒ 鋼構造工学Ⅰ(◎) 鋼構造工学Ⅱ(◎) 建築設備(◎) 施工法Ⅰ(◎) 施工法Ⅱ(◎) 卒業研究(○) 建築史Ⅱ(◎) 都市計画Ⅱ(◎) 防災工学(◎) 土木構造設計(◎) 河川海岸工学(◎)	⇒ 技術開発と知的財産権(○) 特別研究Ⅰ(◎) 建築素材工学(◎) 構造解析学(◎) 地盤保全工学(◎) 地域計画論(◎) 空間計画学(◎) 交通工学(◎) 建築・都市環境工学(◎) 電磁気現象(○) 物性工学(○) 半導体工学特論(○) 半導体工学特別講義1(○) 半導体工学特別講義2(○) 生産システム応用Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(○) 振動解析学(◎) 水環境工学(◎) 景観設計演習(◎) (半導体工学特別講義1(○)) (半導体工学特別講義2(○)) 生産システム応用Ⅱ(○) 生産システム応用Ⅲ(○)
	3-4	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	建築社会工学実験Ⅲ(◎) 建築社会工学実験Ⅳ(◎) 課題研究(◎) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 卒業研究(◎) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 生産システム工学実験(◎) 特別研究Ⅰ(◎)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
4	4-1	幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる	科学技術と現代(○) 国際社会と文化(◎) 国際・異文化理解(○)	⇒ 国際言語文化論(○) 国際社会と経済(○) 国際・異文化理解(○)	⇒ 比較文化論(◎)	⇒ 地球環境科学(○)
	4-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	英語Ⅳ(◎) 国際・異文化理解(○)	⇒ 英語Ⅴ(○) 国際言語文化論(○) 国際・異文化理解(○)	⇒ 比較文化論(◎) 上級英語(○) スピーチ・コミュニケーション(○)	
	4-3	社会参加への意欲と関心をもつことができる	進路セミナー(◎) インターンシップ(◎)	⇒ (インターンシップ(◎))	⇒ エンジニア実践学(◎) インターンシップⅠ(◎) 特別実習セミナー(○)	⇒ インターンシップⅡ(◎) 特別実習セミナー(○)
	4-4	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる	リベラルアーツ実践Ⅲ(◎) 生涯スポーツⅣ(◎) 国際・異文化理解(○) 建築設計演習Ⅰ(○) 建築設計演習Ⅱ(○)	⇒ 建築設計演習Ⅲ(○)	⇒ 創成実践技術(◎) インターンシップⅠ(◎)	⇒ 景観設計演習(○) インターンシップⅡ(◎)
5	5-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	リベラルアーツ実践Ⅲ(○)	⇒ 防災工学(○)	⇒ 技術倫理(◎) 技術開発と知的財産権(○) エンジニア実践学(◎) 生命基礎科学(○)	⇒ 地球環境科学(○) 水環境工学(○)
	5-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる	科学技術と現代(◎) 国際社会と文化(○) 課題研究(○)	⇒ 国際社会と経済(○) 技術者と法(○) 施工法Ⅰ(◎) 施工法Ⅱ(◎) 卒業研究(○)	⇒ 技術倫理(◎) 技術開発と知的財産権(◎) エンジニア実践学(◎) インターンシップⅠ(○)	⇒ インターンシップⅡ(○)
6	6-1	知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	リベラルアーツ実践Ⅲ(◎) 課題研究(◎) 建築社会工学実験Ⅲ(○) 建築社会工学実験Ⅳ(○) 建築設計演習Ⅰ(◎) 建築設計演習Ⅱ(◎)	⇒ 卒業研究(◎) 建築設計演習Ⅲ(◎)	⇒ 技術開発と知的財産権(◎) 電磁気現象(○) 情報通信技術(○) 電子計測技術(○)	⇒ 計算機プログラミング(○)
	6-2	得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる	リベラルアーツ実践Ⅲ(◎) 課題研究(◎) 建築設計演習Ⅰ(◎) 建築設計演習Ⅱ(◎) 建築計画Ⅰ(◎) 建築計画Ⅱ(◎) 建築史Ⅰ(◎) 建築環境工学Ⅰ(◎) 建築環境工学Ⅱ(◎) 建築法規(◎) 地盤工学(◎) 水理学(◎) 鉄筋コンクリート工学Ⅰ(◎) 鉄筋コンクリート工学Ⅱ(◎) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 鋼構造工学Ⅰ(◎) 鋼構造工学Ⅱ(◎) 建築設備(◎) 施工法Ⅰ(◎) 施工法Ⅱ(◎) 卒業研究(○) 建築設計演習Ⅲ(◎) 建築史Ⅱ(◎) 都市計画Ⅱ(◎) 防災工学(◎) 土木構造設計(◎) 河川海岸工学(◎) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 創成実践技術(◎) 生産システム工学実験(◎) 建築素材工学(◎) 構造解析学(◎) 地盤保全工学(◎) 地域計画論(◎) 空間計画学(◎) 交通工学(◎) 建築・都市環境工学(◎)	⇒ 生産デザイン論(◎) 特別研究Ⅱ(◎) 振動解析学(◎) 水環境工学(◎) 景観設計演習(◎)
	6-3	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	建築設計演習Ⅰ(○) 建築社会工学実験Ⅲ(○) 建築社会工学実験Ⅳ(○) 課題研究(○) 建築設計演習Ⅱ(○) インターンシップ(○) 実践プロジェクト(○)	⇒ 卒業研究(◎) 建築設計演習Ⅲ(○) (インターンシップ(○)) 実践プロジェクト(○)	⇒ 生産システム工学実験(○) 特別研究Ⅰ(◎)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎) 景観設計演習(○)

※1:ゴシック体の科目は、必修科目

※2:イタリック体の科目は、選択科目

別表4 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ

生産システム工学専攻(生物・化学系)

学習・教育 到達目標		達成度評価基準	授業科目名			
			1年(本科4年)	2年(本科5年)	3年(専攻科1年)	4年(専攻科2年)
1	1-1	日本語による適切な文章表現及び口頭の意思伝達ができる	コミュニケーション言語論(◎) 課題研究(○)	⇒ 日本文学概論(○) 卒業研究(○)	⇒ 特別研究Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
	1-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	英語Ⅳ(○) コミュニケーション言語論(○) 課題研究(○)	⇒ 英語Ⅴ(○) 国際言語文化論(○) 技術英語(◎) 卒業研究(○)	⇒ 上級英語(◎) スピーチ・コミュニケーション(◎) 特別研究Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
	1-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	英語Ⅳ(○) コミュニケーション言語論(○)	⇒ 英語Ⅴ(○) 技術英語(◎)	⇒ 上級英語(◎) スピーチ・コミュニケーション(◎) 特別研究Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
2	2-1	ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	電気電子工学(◎) 応用数学(◎)	⇒ 情報工学(◎) 生命情報概論(◎)	⇒ データマイニング概論(◎) 応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎) 電子計測技術(○)	⇒ 計算機プログラミング(○)
	2-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる	生物化学実験Ⅲ(◎) 課題研究(○)	⇒ 卒業研究(○)	⇒ データマイニング概論(◎) 生産システム工学実験(◎) 特別研究Ⅰ(○) 情報通信技術(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(○)
3	3-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	応用数学(◎) 物理化学Ⅲ(◎) 物理化学Ⅳ(◎) 有機化学Ⅰ(◎) 有機化学Ⅱ(◎) 分析化学Ⅱ(◎) 分析化学Ⅲ(◎) 生化学Ⅲ(◎) 分子生物学Ⅰ(◎) 分子生物学Ⅱ(◎) 発酵工学Ⅰ(◎) 発酵工学Ⅱ(◎)	⇒ 応用物理Ⅰ(◎) 応用物理Ⅱ(◎) 生物化学工学(◎)	⇒ 応用解析(◎) 物理化学(◎) 物性工学(◎) 半導体工学特論(◎) 半導体工学特別講義1(○) 半導体工学特別講義2(○) 生産システム応用Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(○) (半導体工学特別講義1(○)) (半導体工学特別講義2(○)) 生産システム応用Ⅱ(○) 生産システム応用Ⅲ(○)
	3-2	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	電気電子工学(○) 実践プロジェクト(○)	⇒ 環境科学(◎) 情報工学(◎) 生命情報概論(◎) 半導体工学(○) 制御システム(○) 実践プロジェクト(○)	⇒ 複合材料工学(◎) データマイニング概論(◎) 生命基礎科学(◎) 応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎) 分析技術学(◎)	⇒ 地球環境科学(◎) 生産デザイン論(◎)
	3-3	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	物理化学Ⅲ(◎) 物理化学Ⅳ(◎) 有機化学Ⅰ(◎) 有機化学Ⅱ(◎) 分析化学Ⅱ(◎) 分析化学Ⅲ(◎) 生化学Ⅲ(◎) 分子生物学Ⅰ(◎) 分子生物学Ⅱ(◎) 発酵工学Ⅰ(◎) 発酵工学Ⅱ(◎) 課題研究(○)	⇒ 生物化学工学(◎) 卒業研究(◎)	⇒ 技術開発と知的財産権(○) 特別研究Ⅰ(◎) 分子細胞工学(◎) 応用微生物学(◎) 無機化学(◎) 有機反応化学(◎) 応用生物化学(◎) 分析技術学(◎) プロセス化学(◎) 電磁気現象(○) 物性工学(○) 半導体工学特論(○) 半導体工学特別講義1(○) 半導体工学特別講義2(○) 生産システム応用Ⅰ(○)	⇒ 特別研究Ⅱ(○) (半導体工学特別講義1(○)) (半導体工学特別講義2(○)) 生産システム応用Ⅱ(○) 生産システム応用Ⅲ(○)
	3-4	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	生物化学実験Ⅲ(◎) 課題研究(◎) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 卒業研究(◎) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 特別研究Ⅰ(◎) 生産システム工学実験(◎)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)
4	4-1	幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる	科学技術と現代(○) 国際社会と文化(◎) 国際・異文化理解(○)	⇒ 国際言語文化論(○) 国際社会と経済(○) 国際・異文化理解(○)	⇒ 比較文化論(◎)	⇒ 地球環境科学(○)
	4-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	英語Ⅳ(◎) 国際・異文化理解(○)	⇒ 英語Ⅴ(○) 国際言語文化論(○) 国際・異文化理解(○)	⇒ 比較文化論(◎) 上級英語(○) スピーチ・コミュニケーション(○)	
	4-3	社会参加への意欲と関心をもつことができる	進路セミナー(◎) インターンシップ(◎)	⇒ (インターンシップ(◎))	⇒ エンジニア実践学(◎) インターンシップⅠ(◎) 特別実習セミナー(○)	⇒ インターンシップⅡ(◎) 特別実習セミナー(○)
	4-4	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる	リベラルアーツ実践Ⅲ(◎) 生涯スポーツⅣ(◎) 国際・異文化理解(○)	⇒ 国際・異文化理解(○)	⇒ 創成実践技術(◎) インターンシップⅠ(◎)	⇒ インターンシップⅡ(◎)
5	5-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	リベラルアーツ実践Ⅲ(○)	⇒ 環境科学(◎) 安全工学(◎)	⇒ 技術倫理(◎) 技術開発と知的財産権(○) エンジニア実践学(◎) 生命基礎科学(○)	⇒ 地球環境科学(○)
	5-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる	科学技術と現代(◎) 国際社会と文化(○) 課題研究(○)	⇒ 国際社会と経済(○) 技術者と法(○) 環境科学(◎) 安全工学(◎) 卒業研究(○)	⇒ 技術倫理(◎) 技術開発と知的財産権(◎) エンジニア実践学(◎) インターンシップⅠ(○)	⇒ インターンシップⅡ(○)
6	6-1	知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	リベラルアーツ実践Ⅲ(◎) 課題研究(◎)	⇒ 食品学概論(○) 材料化学(○) 医薬品工学概論(○) 分離工学(○) 半導体工学(○) 制御システム(○) 卒業研究(◎)	⇒ 技術開発と知的財産権(◎) 分子細胞工学(○) 応用微生物学(○) 応用生物化学(○) 無機化学(○) 有機反応化学(○) 分析技術学(○) プロセス化学(○) 電磁気現象(○) 電子計測技術(○) 情報通信技術(○)	⇒ 計算機プログラミング(○)
	6-2	得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる	リベラルアーツ実践Ⅲ(◎) 課題研究(○) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 食品学概論(○) 材料化学(○) 医薬品工学概論(○) 分離工学(○) 半導体工学(○) 制御システム(○) 卒業研究(○) 実践プロジェクト(◎)	⇒ 創成実践技術(◎) 生産システム工学実験(◎) 応用微生物学(◎) 分析技術学(◎) プロセス化学(◎)	⇒ 生産デザイン論(◎) 特別研究Ⅱ(◎)
	6-3	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	課題研究(◎) インターンシップ(○) 実践プロジェクト(○)	⇒ 卒業研究(◎) (インターンシップ(○)) 実践プロジェクト(○)	⇒ 生産システム工学実験(○) 特別研究Ⅰ(◎)	⇒ 特別研究Ⅱ(◎)

※1:ゴシック体の科目は、必修科目

※2:イタリック体の科目は、選択科目

表 1. 「生産システム工学」教育プログラムの学習・教育到達目標と、
JABEE 基準の学習・教育すべき具体的な知識と能力 (a～i) の対応

◎：主体的に対応、○：付随的に対応

			JABEE基準1(2), 基準2.1(1)の知識・能力											
			a	b	c	個別基準				e	f	g	h	i
						2.1(1)	1(2)(d)							
							(1)	(2)	(3)	(4)				
学習・教育到達目標	(1)	1-1									◎			
		1-2									◎			
		1-3									◎			
	(2)	2-1			◎			○						
		2-2						◎						
	(3)	3-1			◎									
		3-2				◎								
		3-3			○		◎		○					
		3-4						◎				○	◎	
	(4)	4-1	◎	○										
		4-2	◎	○										
		4-3												◎
		4-4												◎
	(5)	5-1	○	◎										
		5-2								◎				
(6)	6-1							◎		○				
	6-2								○	◎		○	○	
	6-3											◎	◎	

学習等達成度記録簿

熊本高等専門学校
八代キャンパス専攻部会

学 籍 番 号		学 科	(本) 学科	氏 名	
			(専) 生産システム工学専攻		

○卒業研究・特別研究テーマ（5年次以上）

課 程	年 度	研究テーマ・タイトル
本 科	(元号) 年度	[卒業研究のテーマ名] 指導教員：_____
専攻科	(元号) 年度 ～ (元号) 年度	[特別研究のテーマ名] 指導教員：_____

○学習記録

記入日 (年/月/日)		/ / (専攻科 1 年 4 月時)	/ / (専攻科 2 年 4 月時)	/ / (専攻科 2 年 3 月時)
項 目		(元号) 年度 本科 卒業	(元号) 年度 専攻科 1 年	(元号) 年度 専攻科 2 年 修了
修得 単位	必 修		単位	単位
	選 択		単位	単位
インターンシップ		(会社) 日間	(会社) 日間	(会社) 日間
		(会社) 日間	(会社) 日間	(会社) 日間
TOEIC		点	点	点
英検		級	級	級
学外での研究発表		回	回	回
学習目標 (学習以外も可)		[専攻科での目標]	[専攻科 2 年での目標]	[プログラム修了時の達成度]
教員記入欄 (記入した教員は署名を書くこと) ※自由記述				

本点検シートについて

○ 本シートは、学務課に保管しています。本人に限り閲覧・記入は可能ですが、持ち帰りは出来ません。本シートは、学生諸君の本校での学習支援、履修指導、カリキュラム検討、外部審査時の参考資料として用いますが、それ以外の用途では使用しません（個人の秘密は守ります）。

○学習・教育到達目標の自己点検

自己点検:「学習・教育到達目標」について、5点満点で自己点検をして下さい。[5 ← 4 → 3 ← 2 → 1]

修得科目: 各教育目標に対応する科目一覧から、修得した科目数を記入して下さい。(科目は別表参照)

大目標	サブ目標	(元号) 年 本科5年・卒業		(元号) 年 専攻科1年		(元号) 年 専攻科2年・修了		修了 確認 (○)
		自己点検	修得科目	自己点検	修得科目	自己点検	修得科目	
(1) 日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる技術者	1-1 日本語による適切な文章表現及び口頭的意思伝達ができる。							
	1-2 英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる。							
	1-3 研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる。							
(2) ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者	2-1 ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる。							
	2-2 収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる。							
(3) 多分野における技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者	3-1 数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる。							
	3-2 多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる。							
	3-3 基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる。							
	3-4 基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる。							
(4) 知徳耐の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者	4-1 幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる。							
	4-2 異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる。							
	4-3 社会参加への意欲と関心をもつことができる。							
	4-4 グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる。							
(5) 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付け、社会への貢献意識を持つ技術者	5-1 科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる。							
	5-2 実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる。							
(6) 知的探求心を持ち、問題解決に向けて主体的、創造的に取り組むことができる技術者	6-1 知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる。							
	6-2 得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる。							
	6-3 研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる。							

別紙様式2

「生産システム工学」教育プログラム修了確認票(令和6年度以降専攻科入学生対応)

(元号) 年度入学 工学専攻
氏名 (元号) 年 月 日生

プログラム修了要件	修了要件確認方法	確認結果
本校専攻科の修了単位を満たすこと	単位認定会議の結果を受けて、(元号) 年 月 日に修了に必要な単位を修得していることを判定済	
1 学士の学位を取得すること	「学修成果・試験の審査」結果の写しの受領 (元号) 年 月 日受領済 整理番号 :	
2 プログラムの単位を124単位以上修得すること	生産システム工学教育プログラム成績表における修得単位数の確認結果 修得単位数: 単位	
3 口頭で自分の研究内容を発表できること、学外での発表を目指すこと	学内発表 卒業研究 : (元号) 年 月発表 特別研究 : (元号) 年 月発表 学外発表 (元号) 年 月	
4 インターンシップを経験し、実践的な課題解決のための基礎力を身につけること	インターンシップ経験(移動日・休日を除き10日間以上) (元号) 年 月 日～ 月 日 日間 (元号) 年 月 日～ 月 日 日間 計 日間	
5 別表2に示す達成度評価基準を満たして科目を修得していること	☐ 別表2に示す達成度評価基準を満たして科目を修得している ☐ 別表2に示す達成度評価基準を満たして科目を修得していない	
6 別表2科目群分類の基礎工学の5科目群のうち、学習・教育到達目標3-2の達成度評価基準に示す要件(各科目群から少なくとも1科目を含む7科目以上修得)を満たして科目を修得していること	基礎工学 ①設計システム系科目群; ☐ 生産デザイン論 ②情報・論理系科目群; ☐ 応用情報科学 ☐ データマイニング概論 ③材料・バイオ系科目群; ☐ 複合材料工学, ☐ 生命基礎科学 ④力学系科目群; ☐ 計算応用力学 ⑤社会技術系科目群; ☐ 環境科学, ☐ 分析技術学, ☐ 地球環境科学	

(元号) 年 月 日 専攻科委員会確認

(3) 生産システム工学専攻及び「生産システム工学」教育プログラムの単位認定並びに 修了認定に関する申合せ

平成22年2月16日制定
平成23年2月15日一部改正
平成25年2月12日一部改正
平成27年2月27日一部改正
平成30年1月24日一部改正
平成31年2月20日一部改正

(趣旨)

第1 この申合せは、「熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻の授業科目の履修等に関する規則（以下「専攻履修規則」という。）」及び「熊本高等専門学校生産システム工学」教育プログラム履修規則（以下「教育プログラム履修規則」という。）」に基づき、生産システム工学専攻（以下「専攻」という）及び生産システム工学教育プログラムの単位認定（以下「単位認定」という。）並びに専攻及び生産システム工学教育プログラムの修了認定（以下「修了認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位認定会議)

第2 単位認定会議及び教育プログラム単位認定会議は、企画運営会議の構成員をもって組織する。
2 特別研究に関する議案については、特別研究担当教員により審議する。

(単位の認定)

第3 専攻科目の単位は、専攻履修規則第8条に基づき認定する。
2 プログラム単位は、教育プログラム履修規則第9条に基づき審議し、評点が60点以上で出席回数が4/5以上と認められた科目について認定する。
3 再評価が実施された科目については、履修登録前に修得した科目に対する「生産システム工学教育プログラム単位の再評価に関する取扱」に従って審議し、基準を満たした科目については、教育プログラム単位として認定するが、専攻単位としては、認定しない。

(修了認定会議)

第4 修了認定会議及び教育プログラム修了認定会議は、企画運営会議の構成員をもって組織する。

(修了の認定)

第5 終了の認定は、教育プログラム履修規則第11条に定める「修了確認票」に基づき審議のうえ行う。
2 「修了確認票」の作成、確認は、専攻科委員会において行う。
3 全ての修了要件を満たすことが確認された者について、専攻科修了及び生産システム工学教育プ

プログラム修了と認定する。

- 4 教育プログラム履修規則第7条の規程に基づき、学士の学位の取得（同規則第10条第1項）のみ満たされていない場合、専攻科修了、教育プログラム未修了と判定する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、上記専攻科及び教育プログラム修了認定に必要とされる要件の中で、郵便事情等の理由で外部機関の成績証明が確認できなかったものに限り、専攻科委員会が指定する期日までに確認できた場合は、校長は、専攻科及び教育プログラムの修了を追加認定できる。
- 6 上記以外については、「留年」と認定する。

（修了要件の確認方法）

- 第6 専攻単位認定会議において、学則別表第3に掲げる科目を履修し、専攻履修規則表2に掲げる単位数を修得していることを確認する。
- 2 教育プログラム単位認定会議において、修了確認票により教育プログラム履修規則第10条第1項の各号に掲げる修了要件を確認する。
- 3 専攻科委員会において修了確認票の裏付け資料を確認する。確認に必要な資料は、次のとおりとする。
 - ①「学修成果・試験の審査」結果の写（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の試験を受けた者のみ）
 - ②生産システム工学教育プログラム成績表
 - ③特別研究発表会資料、学外発表報告書
 - ④インターンシップ報告書、発表会資料、評価書
 - ⑤学生別修得単位
 - ⑥学習等達成度記録簿

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行し、平成24年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年1月24日から施行する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

(4) 履修登録前に修得した科目に対する「生産システム工学」教育プログラム単位の再評価に関する取扱い

平成22年2月16日制定
平成27年3月4日一部改正
平成31年2月20日一部改正

(趣旨)

第1 この取扱いは、「生産システム工学」教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）1，2年（本科4年及び5年）に相当する期間中に学生が修得する科目について行われる，教育プログラム科目の評価（以下「再評価」という。）について定めるものとする。

(再評価の実施)

第2 再評価は，教育プログラムの未修得科目の再評価を希望する専攻科及び本科の学生に対して実施する。

2 再評価は，以下の場合について行うことができる。

(a) 教育プログラムに掲げられた科目群に相当する科目で教育プログラムの合格基準60点と異なる合格基準で修得した科目を本校のプログラム単位として認める場合

(b) 学習・教育到達目標の達成度評価において，JABEE基準の対応に相違のある修得科目を，シラバス等により同等と確認できる本校の教育プログラムに掲げられた科目として評価の対象とする場合

3 再評価は，学科会議の審議を経て実施の可否を決定する。

4 再評価を行う科目は，全ての教育プログラム科目（講義，演習，実験実習など）とする。

5 再評価の回数は，3回までとする。

6 再評価教科担当教員は，必ずしも希望学生が受講したときの担当教員でなくてもよい。

(評価の内容)

第3 講義についての再評価は，レポートに加え，口頭試問あるいは，筆記試験を実施し，それぞれ60点以上の評価をもって合格とする。

2 演習，実験実習等についての再評価は，シラバスより実施内容及び合格基準に同等性が認められる場合，合格とする。必要に応じて演習，実験又は実習を実施し，レポート又は口頭試問において60点以上の評価をもって合格とする。

3 最低単位時間を満たさない場合は，不足分の補講を実施する。

(再評価報告書)

第4 再評価を実施した担当教員は，再評価報告書を作成し，学科会議の審議を経て，学務課学務係に提出する。

2 再評価報告書には可否を明記し，レポート，（シラバス），口頭試問又は筆記試験等の必要な各資料を添えるものとする。

(再評価の認定)

第5 提出された再評価報告書に基づいて，専攻科委員会及び教育プログラム単位認定会議において

単位認定を審議する。

2 審議の結果，教育プログラム単位として承認された科目は，校長が認定する。

附 則

この取扱いは，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 熊本高等専門学校専攻科九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラムにおける授業科目の履修方法等に関する規則

令和4年3月18日制定
令和6年9月27日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校学則第60条第2項、第64条第2項及び第3項、第66条並びに第66条の2第2項に基づき、熊本高等専門学校専攻科九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 連携教育プログラムは、九州大学工学部融合基礎工学科及び九州沖縄地区の9高専と連携して、現代社会が抱える複雑で多様な課題を解決し、グローバル社会の持続的発展に貢献できる創造力豊かな高度実践的技術者・研究者の育成を目的とする。

(履修生登録)

第3条 連携教育プログラム入学者選抜試験に合格し、専攻科に入学した者を連携教育プログラムの履修生として登録する。

(各授業科目の単位数)

第4条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

3 1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。

(科目構成)

第5条 連携教育プログラムの授業科目は、九州大学設置科目、共同設置科目及び高専設置科目によって構成する。

(履修方法)

第6条 連携教育プログラムに開設する授業科目の履修にあたっては、年度当初に、別に定める「受講申告書」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(試験)

第7条 連携教育プログラムの共同設置科目及び高専設置科目の試験は、定期試験及び追試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一に該当する者のうち、別に定める「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

(1) 病気（医師の証明がある場合に限る。）

(2) 忌引

(3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

4 九州大学設置科目の試験は、別に定める。

（指導教員）

第8条 連携教育プログラムの学生は、専攻科の指導教員及び九州大学の指導教員から授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

（成績の評価）

第9条 成績は、授業科目ごとに第7条に規定する試験の成績その他を総合して評価するものとする。

2 成績の評価は、表1の評点又は評語で表すものとする。

表1 評点及び評語

評点	評語	判定	評語の意味
90点～100点	S	合格	極めて優秀
80点～89点	A	合格	優秀
70点～79点	B	合格	良好
60点～69点	C	合格	合格に値する
0点～59点	F	不合格	合格に及ばず
—	R	合格	認定又は合格

3 成績評価の順位については、前項の表1に基づき、次の算定式によるGPAポイントで決定する。

算定式：{（S評価科目の単位数×4点）＋（A評価科目の単位数×3点）＋（B評価科目の単位数×2点）＋（C評価科目の単位数×1点）}÷（履修科目の合計単位数）

4 R評価科目は、前項の算定式に含まないものとする。

5 前項に関し、必要な事項は別に定める。

（単位の認定）

第10条 専攻科の単位の認定においては、第9条第2項の規定に基づき、評点が60点以上又は評語がS、A、B、C又はRに評価された授業科目について、当該科目を修得したものとして、単位を認定する。

（修了の要件等）

第11条 専攻科の修了の認定は、熊本高等専門学校専攻科委員会規則第9条に規定する専攻部会で審議の上、企画運営会議の議を経て校長が行う。

2 修了の認定にあたっては、授業科目の履修状況及び次に掲げる条件をすべて満たしていることと

する。

- (1) 学則別表第4に定める科目を履修していること。
- (2) 表2に定める単位数を修得していること。

表2 修了に必要な修得単位数

所属専攻	連携教育プログラム	修了に必要な修得単位数		
電子情報システム工学専攻	九大工学部・九州沖縄9高専 連携教育プログラム	必修	39	計62
		選択	23	
生産システム工学専攻	連携教育プログラム	必修	47	計62
		選択	15	

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、令和5年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、令和6年9月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（６）熊本高等専門学校八代キャンパス インターンシップ実施要項

平成２２年２月１６日制定
平成２５年３月１９日一部改正
平成２６年７月２２日一部改正
平成３１年２月２０日一部改正
令和２年３月１３日一部改正
令和４年１月２７日一部改正
令和６年８月６日一部改正
令和７年３月１４日一部改正

（趣旨・目的）

- 第１ この要項は、八代キャンパスの学生一人一人の勤労観、職業観を育てるキャリア教育の一環として実施するインターンシップ（校外実習をいい、以下「実習」という。）について必要な事項を定めるものとする。
- ２ 前項の実習は、在学中に産業界及び公共機関等において、自らの専攻又は将来のキャリアに関連した就業体験を行うことを目的とする。

（実習時期等）

- 第２ 実習は、原則として本科の第４学年、第５学年又は専攻科在籍中において行う。
- ２ 実習の時期は、原則として長期休業期間中とし、期間は、５日以上とする。

（経費）

- 第３ 実習に要する経費は、原則として実習に参加する学生の負担とする。

（計画）

- 第４ 実習は、各分野長（基幹教育部門を除く。）（以下「分野長」という。）又は専攻長が計画し、校長の許可を得て行うものとする。
- ２ 実習計画に関しては、教務委員会、専攻科委員会及びキャリア教育支援室が補助業務を行うものとする。

（実施）

- 第５ 各分野（基幹教育部門を除く。）及び専攻に、実習担当教員を置く。
- ２ 実習担当教員は、分野長又は専攻長の指示を受け、実習に関連する業務を行うものとする。

（実習中の災害等）

- 第６ 実習中に災害等の事故があった場合は、実習担当教員は、校長及び分野長又は専攻長に報告するものとする。
- ２ 実習担当教員は、当該分野長又は専攻長と協議の上、必要な措置を講ずるものとする。

（提出書類等）

- 第７ 実習担当教員は、実習を終了した学生に次に掲げる書類を提出させるものとする。
- （１）インターンシップ証明書（別紙様式１）
- （２）実習報告書（別紙様式２）
- ２ 実習を終了した学生は、実習の報告会を行うものとする。

(単位認定)

第8 分野長又は専攻長は、第7第1項各号及び同第2項により評価を行い、校長に報告するものとする。

2 校長は、合格と評価された実習については、本科学生は、インターンシップ、専攻学生は、インターンシップⅠ・Ⅱの単位として認定する。

(「生産システム工学」教育プログラムの修了要件)

第9 「生産システム工学」教育プログラムの修了要件として必要な実習期間は、移動日及び休業日を除き、延べ10日間以上とする。

(事務)

第10 実習に関する事務は、学務課学務係において処理する。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年1月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年8月6日から施行し、令和6年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

熊本高等専門学校八代キャンパス インターンシップ証明書

実 習 学 生	科・専攻 年 番 氏名
実 習 先	〔機関名〕 〔所在地〕 Tel : Fax :
実 習 担 当 者	〔氏名〕 〔職名〕
実 習 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (実働 日間 ^注) 注) 土日など休業日を除いた日数でお願いします。半日は1日として数えてください。
実 習 テ ー マ	※仕事のテーマをお願いします。
実 習 内 容	※作業内容を記述願います。
総 合 所 見 (実習状況等)	※学生の実習状況を簡単にまとめてください。

上記の通り実習を終了したことを証明します。

年 月 日

証明者 機関名
(部署名)
氏 名

アンケート：よろしければ、実習学生について実習の状況をお知らせください。

アンケート ※右の番号に○を付けてください。		十分 ⇄ 普通 ⇄ 不十分
質問①	与えられた仕事の内容と、全体における位置づけを理解しているか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
質問②	協調性を持ちながら責任を持って作業を遂行できたか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
質問③	社会参加への意欲と関心が感じられたか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
質問④	社会人となるための必要なマナーは身につけているか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1

(別紙様式2)

- (1) 学生は、実習終了後に本書類を作成し、担任へ提出してください。
- (2) 本報告書は、次年度の4年生に見本として公開します。

熊本高等専門学校八代キャンパス インターンシップ 報告書 所 属 : 科・専攻 学 年 : 年 番 コース : 氏 名 : 1. 実習先の概要・業務内容等 〔機関・部署〕 〔所在地〕 〔会社概要・主な業務〕 2. 実習概要 〔テーマ〕 〔実習日程と内容〕 期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 (実働 日間) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 10%;">日付</th><th style="width: 10%;">曜日</th><th style="width: 20%;">実習時間</th><th style="width: 60%;">実習内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>/</td><td></td><td>: ~ :</td><td></td></tr><tr><td>/</td><td></td><td>: ~ :</td><td></td></tr><tr><td>/</td><td></td><td>: ~ :</td><td></td></tr><tr><td>/</td><td></td><td>: ~ :</td><td></td></tr><tr><td>/</td><td></td><td>: ~ :</td><td></td></tr><tr><td>/</td><td></td><td>: ~ :</td><td></td></tr></tbody></table> 3. 実習の具体的内容および成果	日付	曜日	実習時間	実習内容	/		: ~ :		/		: ~ :		/		: ~ :		/		: ~ :		/		: ~ :		/		: ~ :		4. インターンシップを通じて学んだことや気付いたことを書いてください。 ① 参加する前に考えていた実習内容や様子、実習を通じて学びたいと考えていたこと ② 実習を通じて特に印象に残ったことや勉強になったこと ③ 今後の生活や学習、進路を考える上での目標点や改善点 5. ルーブリックに基づき、企業等での就業体験および自分の学修成果について点検したことを書いてください。 ① 業務上必要な協調性、コミュニケーション、リーダーシップなどの能力、態度について、実習を振り返り、点検したこと ② 社会人として必要なマナーについて、実習を振り返り、点検したこと ③ 企業等の活動の社会的意義や役割、個人の業務の意味や目的などについて考え、自分の将来の目標に関連付けて考えたこと 6. まとめ、謝辞
日付	曜日	実習時間	実習内容																										
/		: ~ :																											
/		: ~ :																											
/		: ~ :																											
/		: ~ :																											
/		: ~ :																											
/		: ~ :																											

6. 教務（履修等）

（1）はしがき

本校専攻科は、高等専門学校の特設課程における教育の基礎の上に、精深な程度において、工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、広く産業の発展に寄与する人材の育成を目的としています。平成21年10月に熊本電波高専と八代高専が熊本高専に高度化再編されたのに伴い、専攻科は電子情報システム工学専攻と生産システム工学専攻の2専攻からなる熊本高専専攻科に統合されています。

高専の学科は学年制ですが、専攻科は大学と同じ単位制である点が学科とは大きく異なりますので注意が必要です。このため、授業科目の履修計画にあたって、不明な点や疑問点は各教員及び学務課に尋ねたり相談するなどして、履修に万全を期してください。

なお、生産システム工学専攻に関する諸規則等については、「5. 生産システム工学専攻及び「生産システム工学」教育プログラムの履修に関する規則等」が適用され、ここで説明するものの他は、熊本高専学科の諸規定等が準用されることに注意してください。

（2）修業年限、修了のための修得単位等

専攻科の修業年限は2年です。ただし、4年を超えて在学することはできません。

（学則第58条）

また、休学期間は通算して2年を超えることができません。なお、休学の期間は上の修業年限及び在学期間には算入されません。（学則第63条）

専攻科を修了するためには、2年以上在学して、62単位を修得しなければなりません。（学則第64条）

その内訳は、下表のとおりです。（「熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻の授業科目の履修等に関する規則（以下「履修規則」という。）第9条第2項、表2）

専攻	修了に必要な修得単位数		
生産システム工学専攻	必修	48	
	選択	14	計 62

（3）授業科目、単位

専攻の授業科目（教養科目、各専攻の専門科目）及び単位数は、教育課程の各表（P. 7～8）に示すとおりです。

授業は、講義、演習、実験・実習のいずれか又はこれらの併用により行われますが、1単位の履修時間は、教室及び教室外を併せて45時間とし、次の基準により計算されます。（履修規則第2条）

1) 講義については、15単位時間をもって1単位とする。

この場合、1時間の講義に対して、教室外における2時間の学習が必要であることが考慮されています。

2) 実習、演習については、30単位時間をもって1単位とする。

この場合、2時間の演習に対して、教室外における1時間の学習が必要であることが考慮されています。

3) 実験については、45単位時間をもって1単位とする。

実験・実習は、実験室、実習室等で行なわれるので、教室外における学習は考慮されません。なお、1単位時間は標準50分です。

(4) 履修科目の申告

授業科目の履修にあたっては、所定の期日までに『受講申告書』を学務課学務係へ提出してください。なお、変更(追加・削除)する場合は、「履修登録修正願」を提出期間内に学務課学務係へ提出してください。

(5) 試験、成績の評価

定期試験は、原則として前期末及び学年末に行われますが、授業科目によっては、平常の試験又はレポート等をもって定期試験に代える場合があります。なお、各学期末の試験の実施期間及び試験時間割等については、その都度掲示により通知します。

成績の評価は、試験の成績、平常の成績、出席状況等を総合して行われ、下表の評点又は標語で表されます。

◎成績の評価(評点、評語)

評価	評 点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0
	評 語	S	A	B	C	F
		合 格				

合格した科目については、所定の単位が与えられます。

なお、既に修得した単位の取り消し及び成績の更新はできません。

(6) 追試験

病気、忌引き、その他やむを得ない事由で試験を受験できなかった場合は、当該授業科目担当教員の承認を得たうえで『追試験受験願』を学務課学務係へ提出し、専攻部会の承認を得ることで、追試験を受けることができます。

(7) 欠課

欠課時数の取り扱いに関しては、以下の通りとします。

1) 授業に出席しなかった場合は、時間ごとに欠課とします。

2) 成績は実施時数の4/5以上の出席をもって認定します。ただし、実施時数の1/3を越えて欠席した科目の成績は認定しません。

- 3) 欠課のうち、次の各号の一に該当するもので、実施時数の1/5を越え1/3以内の講義時数分は補講を受講することができます。
- (ア) 学則第29条による出席停止
 - (イ) 忌引（学生準則第14条による。）
 - (ウ) 天災又は事故等による交通遮断
 - (エ) 進路に関する試験
 - (オ) 文化活動、体育活動として、学校又は公的団体を代表しての参加
 - (カ) その他校長が必要と認めたもの
- 4) 学則第54条に基づく欠課については、専攻部会に諮り、補講の許可を受けた科目を受講することができます。
- 5) 補講を実施した場合、担当教員は補講完了報告書を提出します。

(8) 再履修

修得し得なかった授業科目のうち修得する必要がある授業科目は、原則として次年度に再履修することになります。再履修する場合も、前述の履修科目の申告によって改めて受講申告の手続きを行ってください。（(4)履修科目の申告を参照）

ただし、当該授業科目担当教員が認めた場合に限り、再履修を省略して試験等により単位認定することがあります。

(9) 大学（放送大学を含む）の科目履修

単位互換協定を締結した大学（熊本大学工学部）および放送大学で修得した単位は特別実習セミナー（学外単位）として2単位を上限として修得単位数に含めることが可能です。

上記の科目を希望する者は、履修を希望する高専・大学に対して所定の履修手続きをとり、単位を修得することができます。

1) 受講科目

受講する科目は、大学（放送大学を含む）で開講されている科目の中から自由に選択できますが、学位授与機構の定める要件を満たすように履修してください。

2) 修得単位の認定

大学（放送大学を含む）で履修し修得した単位は、『大学等における学修単位認定申請書』（学務課学務係へ請求する）を校長に提出し所定の審議を経て、専攻科における授業科目の履修とみなして、単位の修得が認定されます。

なお、他大学・高専の科目を履修する場合は、事前に専攻科委員に相談してください。

3) 受講手続き

(ア) 熊本大学工学部

年度当初に専攻科委員、学務課学務係と相談し、手続きを行ってください。

(イ) 放送大学

放送大学の科目を受講するためには、放送大学への入学手続きと受講科目の科目登録申請（1学期の受講については2月、2学期の受講については8月）が必要で、

必要経費は下記のとおりです。

入学料（選科履修生）	9、000 円
〃 （科目履修生）	7、000 円
授業料（1 単位あたり）	6、000 円

（１０）学位取得

学位は「大学改革支援・学位授与機構」という組織によって与えられます。学位の取得方法としては２つの方法があり、これまでは「(a)学修成果の審査と試験による方法」でしたが、平成２７年度から「(b)特例認定措置による方法」での方法に移行しています。ただし、学位の専門分野によっては、(a)の方法に従う場合もありますので、特別研究の中で確認しておくようにして下さい。それぞれの書類については、時期を見てガイダンスを行う予定にしていますが、「大学改革支援・学位授与機構」のホームページでも確認しておくようにして下さい。

（a）学修成果の審査と試験による方法（平成２６年度まで）

学士の学位の授与を受けようとする者は、学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成１６年１月１４日）に基づき、「大学改革支援・学位授与機構」の定める様式に従って、学修成果（レポート）等の必要書類を１０月上旬に「大学改革支援・学位授与機構」に提出し、「大学改革支援・学位授与機構」の行う学修成果（レポート）の審査及び試験に合格することが必要です。

審査及び試験に合格した学生には「大学改革支援・学位授与機構」より学士の称号が授与されます。学修成果の提出期日を厳守して下さい。

学位授与要件の詳細や申請に必要な事項については、専攻科学生便覧に示すとともに、別途ガイダンスを実施していますが、疑問等があればいつでも遠慮なく専攻科委員に問い合わせして下さい。

①高等専門学校卒業生

②学位授与機構の認定する高専専攻科において、下記の単位を修得している者

イ．２年以上にわたり、６２単位以上を修得していること。

ロ．専門の科目を体系的に履修していること。

（参考：本校のカリキュラムは、専門の科目を体系的に履修できます。）

③学位授与機構の行う学修成果（レポート）の審査及び試験に合格すること。

④学位授与申請に必要な下記の書類（新しい学士への途- 〇〇年度版- 参照）

（１）学位授与申請書

（２）卒業証明書（本科）（基礎資格を有する者である旨の証明書）

（３）①単位修得状況申告書

②単位修得証明書（修得した機関毎に作成したもの）

（４）学修成果のレポート及び要旨（書式は「学士への途」に記載されています）

（５）住民票の写し又は住民票記載事項証明書

（６）受験票、写真票

（７）その他審査手数料領収原符・領収証書、判定結果通知用封筒、受験票送付用封筒

学修成果のレポートおよび学位試験の評価結果については、例年2月中旬に本人宛に文書で通知されます。学位の取得は、教育プログラムの修了要件ですので、試験結果が判明したら必ず専攻科委員または指導教員に通知文書（コピー可）を提出して下さい。

(b) 特例措置による方法

生産システム工学専攻のカリキュラムは、「機械工学・電気電子工学・土木工学・建築学・生物工学・応用化学」の各専門工学について、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成26年4月1日）に基づく審査に合格しており、所定の単位の修得と学修総まとめ科目（特別研究Ⅱ）の合格により、学位授与機構からの学位が授与されることになりました。この申請においては、いくつかの条件がありますが、それらについてはガイダンス時に説明します。また、スケジュールとしては、次のようになっています。

【専攻科2年】 6月 「学修総まとめ科目の履修計画」ほか、各書類
 2月 「学修総まとめ科目の成果の要旨」ほか、各書類

特に注意をすべき点は、専門科目の修得単位数です。4月のガイダンス時に履修計画を検討する際に注意するようにして下さい。

7. 学生生活

(1) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生準則

平成22年2月16日制定
平成25年2月12日一部改正
平成31年2月20日一部改正
令和3年5月11日一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学生は、学則、学生準則、学生心得その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするように常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書を校長に提出しなければならない。

(保護者等)

第3条 保護者等とすることができる者は、3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

(保護者等の住所変更)

第4条 保護者等の住所に変更を生じたときは、すみやかに保護者等変更届を校長に届け出なければならない。

(保護者等の変更)

第5条 保護者等の死亡・失格又は変更を生じたときは、新たに保護者等を定めて保護者等変更届を校長に届け出なければならない。保護者等が氏名を変更した場合も同様式により校長に届け出るものとする。

第3章 学生証

(学生証の携帯)

第6条 学生は、専攻第1学年の初めに学生証の交付を受け、常時携帯し、本校教職員、警察官、鉄道職員、青少年補導関係者等の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は修了・退学するときは、直ちに校長に返納しなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失し又は毀損したときは、すみやかに紛失理由書を添え、校長に届け出て再交付を受けなければならない。

(貸与等の禁止)

第9条 学生証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

第4章 休学，退学，欠席等

(休学)

第10条 学生は，疾病その他の事由により，引き続き45日以上修学することのできないときは，休学願を専攻の担当教員を経て校長に休学を願い出て，その許可を受けなければならない。

2 前項により休学を希望する場合は，休学願に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病のために休養を要する場合は，医師の診断書又は罹患証明書
- (2) 海外の教育施設において修学する場合は，受入れ先機関等の証明書
- (3) 経済的な理由において休学する場合は，事情を証明する書類
- (4) 学生が自発的に社会に貢献する活動に参加する場合は，活動団体等の発行する証明
- (5) その他，修学上特に校長の承認を得る必要がある場合には，理由書，専攻の担当教員の意見書及び保護者等の意見書等

(復学)

第11条 休学した者が，休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは，復学願を専攻の担当教員を経て校長に願い出て，その許可を受けなければならない。この場合疾病により休学していた者は，医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第12条 学生が退学しようとするときは，退学願を専攻の担当教員を経て校長に願い出て，その許可を受けなければならない。

(住居変更・改氏名等)

第13条 学生が住居を変更したときは，すみやかに住所変更届を専攻の担当教員を経て校長に届け出なければならない。

2 学生は氏名の異動があったときは，戸籍抄本を添えて学生身上異動届を専攻の担当教員を経て校長に届け出なければならない。

(忌引)

第14条 父母近親の喪に服するときは，忌引願を専攻の担当教員を経て校長に願い出て，その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は，次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 血族の1親等（父母等） | 7日 |
| (2) 血族の2親等（祖父母・兄弟・姉妹等） | 3日 |
| (3) 血族の3親等（伯叔父母・曾祖父母等） | 1日 |
| (4) 配偶者 | 7日 |
| (5) 姻族の1親等（妻あるいは夫の父母等） | 3日 |
| (6) 姻族の2親等（妻あるいは夫の祖父母・兄弟・姉妹等） | 1日 |

第5章 服装等

(服装)

第15条 学生は登校時には制服を着用しなければならない。ただし，4・5年生及び

専攻科生については、制服以外の服装の着用を認めるものとする。

- 2 服装については、本校学生としての品位を損なわないように留意しなければならない。

第6章 健康及び安全

(健康診断)

- 第16条 学生は、常に衛生に留意し健康保持に努め、定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

(治療の命令)

- 第17条 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

(災害防止)

- 第18条 学生は常に安全に留意し、火災および交通事故の災害防止に努めなければならない。

第7章 学生会等

(学生団体結成)

- 第19条 学生が、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、学生団体結成願に団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、代表者2名以上の署名のうえ、専攻長、学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(学生団体の解散)

- 第20条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

(校外団体加入)

- 第21条 学生が、校外団体の行う活動に参加しようとするときは、校外団体加入願に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項を記載した文書を添え署名のうえ、専攻長、学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。なお、1年以上にわたるときは1年ごとに改めて同様式により継続願を出さなければならない。

(校外団体加入取り消し)

- 第22条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその承認を取り消すことがある。

第8章 印刷物の発行・配布及び販売

(印刷物の発行・配付及び販売)

- 第23条 学生が、校内又は校外において雑誌、新聞、パンフレットその他の印刷物を発行または配布あるいは販売しようとするときは、当該印刷物の原稿又は現物を添え事前に印刷物発行・配付及び販売願により、専攻長、学生主事に願い出て校長の許可を受けなければならない。

第9章 掲示・放送

(掲示・放送)

第24条 学生が、校内外においてビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、掲示許可願に当該掲示物を添え、専攻長、学生主事の承認を受けなければならない。なお、校内においては指定した場所に掲示しなければならない。

2 放送の場合も前項に準ずる。

3 この規定に従わない掲示物は、学生主事の指示により撤去する。

第10章 施設、設備の使用

(施設・物品等の使用)

第25条 学生及びその団体が、本校の施設・設備備品を使用しようとするときは、施設・設備・備品等使用願を専攻長を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備備品については、この限りではない。

附 則

この準則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和3年5月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(2) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生心得

1. はじめに

この心得は、本専攻学生がよくその本分を認識し、専攻科2年間の学生生活を有意義に送るための指針を示すものである。

学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守すると共に、よくこの心得を熟読し、諸注意、諸事項等に留意、励行すること。また、在学中は、つねに本校学生としての自覚と誇りをもって行動し、自主・自立精神を養い、豊かな知識と教養を身につけ、心身共に健全な人格形成に努力されたい。

2. 一般心得

- (1) 学生は、互いの人格を重んじ、相手の立場をよく理解、尊重し、友人間にあっては、常に友愛と協調の精神をもって接すること。
- (2) 学生は、常に規則正しく、規律ある生活を心掛け、あらゆる機会を利用して、積極的に心身の鍛練と健康の増進に努めること。
- (3) 学生は、充実した有意義な生活を送るため、常に目標を持ち、研究心、探求心を培い、学習や課外活動等に積極的に取り組むこと。
- (4) 学生は、自ら進んで、図書館等での読書や学習を行い、幅広い知識や教養を身につけると共に、自己啓発、自己研鑽に努めること。

3. 校内心得

- (1) 毎日余裕をもって登校し、始業時刻に遅れないように注意すること。(遅くとも始業10分前までの登校を心掛けること。)
- (2) 常に教室内外の美化に心掛け、ゴミは、所定のゴミ箱に入れるか、各自持ち帰ること。
- (3) 金額の多寡に関係なく、学生間での金銭の貸借をしないこと。
- (4) 校内では、高声、騒音行為等他に迷惑を及ぼす行為を慎むこと。

4. 礼 儀

- (1) 来客、教職員、目上に対しては、正しく挨拶し、礼を失することのないよう心掛けること。
- (2) 学生間においても、互いに礼儀正しく、学生らしい態度、言動を心掛けること。

5. 風 紀

- (1) 校内、校外を問わず、常に本校学生としての品位を保ち、いやしくも学校の体面を汚すような行為をしないこと。
- (2) 異性間の交際には特に注意し、他人から誤解を受けないよう心掛けること。
- (3) 学生は飲酒、喫煙について慎み、校内においてはしないこと。
- (4) 学生は、パチンコ店、マージャン屋等風俗営業を行っている施設あるいはその他の成人向け娯楽施設等へは、妄りに出入りしないこと。

6. 服 装

(省 略)

7. アパート・下宿生の心得

- (1) アパート・下宿等での生活は不規則になりやすいので、常に規則正しい生活を心掛け、隣人や家主さん等に迷惑を掛けないよう、十分注意すること。
- (2) 部屋の整理・整頓、清掃を励行し、常に清潔に保つよう心掛けること。
- (3) 電気器具等の取扱いには十分注意し、常に災害防止に心掛けておくこと。
- (4) 友人を部屋に入れる時は、家主さんの了解を得ること。また、友人と夜遅くまでゲームをしたり、騒ぐ等、他の人に迷惑を掛ける行為は、厳に慎むこと。
- (5) 保護者との連絡を密にし、外泊する場合は、必ず、家主さんや保護者にその旨連絡しておくこと。
- (6) 毎日の学習時間をできるだけ多く確保すると共に、目標を立てて勉学に励むこと。
- (7) アパート・下宿等を変更した場合は、速やかに、専攻の担当教員を経て学務課へ届け出ること。

8. アルバイト

- (1) アルバイトを行うに当たっては、学業や心身の発達に支障をきたさないように、労働条件や労働環境等について、事前によく調査しておくこと。
- (2) 次のようなアルバイトは望ましくない。
 - ① 車両の運転、高所での屋外作業、高電圧や危険物の取扱い等、危険を伴うもの。
 - ② ギャンブル場、バー、マージャン屋、パチンコ店等、教育上好ましくないところでのもの。
 - ③ 農薬、劇薬等、人体に有害な薬品を扱うもの。
 - ④ 深夜に及ぶ作業のもの。

9. 車両の使用

(省 略)

(注)「熊本高等専門学校八代キャンパス学生の車両による通学に関する申合せ」による。

10. 旅 行

(省 略)

11. 公共物の取扱い

- (1) 公共物は、みんなが使用するものであるので、大切に扱うこと。また、節約等にもよく心掛けて使用すること。
- (2) 施設・設備等を破損又は汚損した場合は、速やかに校舎・校具破損届を学生係へ提出して、必要な指示を受けること。

(3) 教具等を使用する場合は、必ず事前に、責任教員等の許可を得ること。

(4) 女子ロッカーは、学生係で貸与するので、希望者は、学生係へ申し出ること。

なお、男子ロッカーはオープン式とする。貸与されたロッカーは、大切に使用し、故意に破損させたり、不衛生にならないよう留意して使用すること。

12. クラブ活動

(省 略)

13. 掲 示

学生への通知等は、掲示で行うので、登下校の際は、必ず掲示板を見ること。

14. 諸手続き

学生準則やその他の諸規定に定められている諸手続き等は、別表「諸手続き一覧」のとおりである。期限に遅れたり、忘れたりすることのないことは勿論、各手続きに関する規則に従って、日頃からよく注意しておくこと。

別表 諸手続き一覧

1. 交付を受けるもの

種 類	時 期	係	備 考
学 生 証	専攻科1年	学務係	
○在学証明書	必 要 時	〃	必要日の3日前までに申し込むこと
○成績証明書	〃	〃	〃
○学 割 証	〃	学生係	〃
○通学証明書	〃	〃	〃

(注) ○印のものは、予め「証明書交付願」を担当の係へ提出して、交付を受けること。

2. 届出をするもの

種 類	時 期	係	備 考
保護者等住所変更届	変 更 時	学務係	専攻の担当教員を経由すること
保護者等変更届	〃	〃	〃
住 居 変 更 届	〃	〃	〃
学生身上異動届	〃	〃	〃
旅 行 届	一週間前	学生係	〃
校舎・校具破損届	その都度	〃	〃
奨学生進学届	入 学 時	〃	〃
奨学生異動届	その都度	〃	〃
海 外 渡 航 届	〃	〃	〃

3. 願出をするもの

種 類	時 期	係	備 考
学生証再発行願	その都度	学務係	専攻の担当教員を経由すること
休 学 願	〃	〃	〃
復 学 願	〃	〃	〃
退 学 願	〃	〃	〃
忌 引 願	〃	〃	〃
受 講 申 告 書	指定期日	〃	〃
修得単位認定願	〃	〃	〃
追試験受験願	〃	〃	〃
授業料免除・徴収猶予 申請書	指定期日	学生係	
原動機付自転車 通学使用許可願	〃	〃	専攻の担当教員を経由すること
自転車通学使用許可願	その都度	〃	〃
専攻科通学用自動車使用 許可願	指定期日	〃	〃
学生団体結成願	その都度	〃	〃
校外団体加入願	〃	〃	〃
集会・行事許可願	1週間前	〃	〃
施設・設備等許可願	3日前	〃	〃
印刷物発行・配布及び 販売願	〃	〃	〃
掲 示 許 可 願	〃	〃	〃
対外試合等許可願	〃	〃	〃
奨学金申込書	指定期日	〃	
入 寮 願	〃	寮務係	専攻の担当教員を経由すること
退 寮 願	その都度	〃	〃

(3) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生の車両による通学に関する申合せ

令和2年6月23日 制定
令和3年3月19日 一部改正
令和4年3月3日 一部改正
令和6年1月23日 一部改正

(目的)

第1条 この申合せは、学生の交通法令違反及び交通事故を防止し、併せて安全運転の徹底と交通道德の高揚を図るとともに、学生生活を保護することを目的とする。

(条件)

第2条 本科学生が通学に使用できる車両は、一般原動機付自転車若しくは普通自動二輪車（以下、「バイク」という。）又は自転車に限る。専攻科生が通学に使用できる車両は、バイク、自転車及び四輪自動車とする。

2 バイクについては、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 総排気量は、125cc以下であること。
- (2) 原則として、本校からの直線距離が2km以上40km以内であること。
- (3) 自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険（対人・対物共に無制限）に加入していること。
- (4) 申請日前1年以内の交通事故・違反を自己申告していなかったり、若しくは免許停止処分を受け、さらに違反を重ねたりしていないこと。
- (5) 交通規則及び校則を守り、学校で決められた安全運転講習を受講していること。
- (6) マフラーを改造していないこと。

3 自転車については、許可条件を次のとおりとする。

- (1) 2重ロックをすること。
- (2) 雨天時はレインコート等を着用し、傘さし運転はしないこと。
- (3) 自転車通学中の事故に対応する保険に加入していること。

4 四輪自動車については、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 原則として、本校からの直線距離が4km以上であること。
- (2) 自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険（対人・対物共に無制限）に加入していること。
- (3) 申請日前1年以内の交通事故・違反を自己申告していなかったり、若しくは免許停止処分を受け、さらに違反を重ねたりしていないこと。

(許可)

第3条 バイク、自転車及び四輪自動車を通学に使用する学生は、別紙第1号様式から別紙第3号様式による許可願を学務課に提出し、校長の許可を得なければならない。

2 バイク及び自転車の使用を許可した場合は、当該バイク及び自転車の使用許可を証明するステッカーを交付する。また、四輪自動車の使用を許可した場合は、当該四輪自動車の使用許可を証明する入構許可証を交付する。

3 ステッカーの有効期限は、バイクについては、その年度限り、自転車については、許可された者の在学期間とする。また、入構許可証の有効期限は、最長でその年度限りとし、駐車スペースの事情により短縮することがある。

(義務)

第4条 学生は、バイク、自転車及び四輪自動車の使用に際して、道路交通法令を遵守するほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) バイクについては、ヘルメットを必ず着用すること。
- (2) 校内に駐輪又は駐車するときは、所定の場所に駐輪・駐車し、施錠すること。
- (3) 許可されたバイク、自転車及び四輪自動車を他人に使用させないこと。
- (4) 校内を運行するときは、校内運行区域を守り、徐行すること。
- (5) 学校周辺の道路上及びこれに近接した空地に駐輪・駐車しないこと。

- (6) 指示があった者は、本校が行う安全講習を必ず受講すること。
- (7) 相乗りで登校しないこと。
- (8) 前条第3項のステッカーは、許可されたバイク又は自転車の目立つところに貼付すること。また、入講許可証は、校内駐車中は四輪自動車のダッシュボードの上に置くこと。
- (9) ステッカー又は入構許可証を紛失又は破損した場合は、速やかに学務課に届け出ること。

(報告)

第5条 許可を受けた学生が、交通法令に違反したとき、又は交通事故に関係したときは、速やかに学級担任に届け出て、報告書を学務課に提出しなければならない。

(届出)

第6条 学生は、第2条の規定により許可を受けた事項について、次に該当する場合は、速やかに学務課に届け出なければならない。

- (1) 許可を受けたバイク、自転車又は四輪自動車の使用をやめたとき
 - (2) 許可に係る事項を変更又は更新したとき
- 2 前項第2号において、更新の種類によっては、更新後の書類の提出が免除される場合がある。

(取消)

第7条 許可を受けた学生が、第2条、及び第4条から第6条の規定に違反したときは、使用許可を取り消すことがある。

附 則

- 1 この申合せは、令和2年6月23日から施行する。
- 2 熊本高等専門学校八代キャンパス学生の車両による通学に関する要項（平成22年4月1日）は廃止する。

附 則

- 1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。
- 2 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生の車両による通学に関する内規（平成22年2月16日制定）は廃止する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和6年1月23日から施行する。

別紙第1号様式

年度 バイク通学使用許可願

提出日

年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学 科	工学科 工学専攻	学 年	年
(ふりがな) 氏 名			
現 住 所			
保 護 者	(署 名)		
学 級 担 任	(署 名)		

下記のバイク（一般原動機付自転車又は普通自動二輪車）で通学したいので、許可をお願いします。許可を受けた後は交通規則を守り、かつ校則や許可条件に違反することのないよう誓います。学校で決められた安全運転講習会に出席します。

また、万一事故が発生した場合は保護者において一切の責任を負うことを誓います。

(※普通自動二輪車は、総排気量 1250cc 以下のものに限りします。)

二輪車での通学許可を願い出る理由

車 両 情 報							
登録ナンバー	登録市町村	文 字	番 号 (右づめで記入)				
車 種 (メーカー・車名)				色			
車体番号							
登録者氏名 (本人との続柄)	続 柄 ()						
提出・提示書類 (☑を入れて下さい)	☐ 運転記録証明書 (原本を提出) ☐ 免許証 (提示), ☐ 自賠責保険証書 (写しを提出), ☐ 任意保険証書 (写しを提出)						

※ステッカー番号

別紙第2号様式

年度 自転車通学使用許可願

提出日

年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学 科	工学科 工学専攻	学 年	年
(ふりがな) 氏 名			
現 住 所			
保 護 者	(署 名)		
学 級 担 任	(署 名)		

下記の自転車で通学したいので、許可をお願いします。

許可を受けた後は交通規則を守り、かつ校則や許可条件に違反することのないよう誓います。

駐輪時は二重ロックをすること及び雨天時にはレインコートを着用し傘さし運転をしないことを誓います。

また、万一事故が発生した場合は保護者において一切の責任を負うことを誓います。

自転車を2ヵ月間以上放置した場合は処分しても構いません。

卒業、退学の際は、自転車は必ず引き取ります。

※保険について

学生全員が学生教育研究災害傷害保険の通学特約に加入していますが、本保険は通学時の事故のみが対象となりますので、休日等プライベートにおける事故につきましては、各自で別途保険にご加入ください。

自転車での通学許可を願ひ出る理由

車 両 情 報

防犯登録番号			
車体番号			
車名等特徴		色	
二重ロックの方法 (☑を入れること)	☐ サドルロックタイプ ☐ ハンドルロックタイプ ☐ 既設 (前輪+後輪) ☐ 各自準備 (ワイヤーロック or Uロック or チェーンロック×2) ☐ 既設+各自準備		

☐ レインコートの準備済み

専攻科通学用自動車使用許可願

(元号) 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

専攻科 生産システム工学専攻 年
 氏 名 (署名) (歳)
 現 住 所
 保護者氏名 (署名)
 専攻科担当教員 (署名)

下記のとおり自動車で通学したいので、保護者連署の上許可をお願いします。許可を受けた後は交通規則を守り、かつ、校則や許可条件に違反することのないよう誓います。

また、万一事故が発生した場合は、保護者において一切の責任を負うことを誓います。

記

自動車での通学許可を 願ひ出る理由			
車 名 及 び 特 徴	(色 :)		
登 録 ナ ン バ ー		車 体 番 号	
登 録 者 氏 名		本人との続柄	
通 学 区 間 (距離)	から 高専 まで (Km)		
自賠責保険有効期間	(元号) 年 月 日 まで		
任意保険有効期間	(元号) 年 月 日 まで		
提出・提示書類 (☑を入れて下さい)	☐ 運転記録証明書 (原本を提出) ☐ 免許証 (写しを提出), ☐ 自賠責保険証書 (写しを提出), ☐ 任意保険証書 (写しを提出) ※裏面に通学経路地図も記入 (通学経路を朱書) のこと。		

※ (注意事項) 許可条件に違反した者は、許可を取り消すことがある。

相乗りでの登校は許可しない。

使用許可願は、毎年度提出すること。

(4) 熊本高等専門学校学生表彰規則

平成22年4月1日制定
 平成23年7月29日一部改正
 平成29年2月17日一部改正
 平成30年6月26日一部改正
 平成31年2月20日一部改正
 令和3年1月25日一部改正
 令和6年1月19日一部改正
 令和7年1月24日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第53条の規定に基づき、本校学生で模範となる行為があった者の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類・基準等及び表彰対象者)

第2条 表彰の種類及びその基準並びに推薦者、表彰時期、表彰内容は、別表に掲げるとおりとする。

(表彰の手続き)

第3条 表彰の可否は、教務、学生及び寮務の各委員会並びに企画運営会議の議を経て、校長が決定する。

(表彰の記録)

第4条 表彰された者は、広報誌等により全学生に公示する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の在校生に関して経過措置が必要なものについては、卒業時まで旧基準を適用する。

附 則

この規則は、平成23年7月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年1月24日から施行する。

別表（抜粋）

表彰名	表彰基準	推 薦	表 彰	表彰時期	備 考
特 別 優 秀 賞	ア 特別研究の成果が優秀で、かつ人物、生活態度等が良好な者のうち、原則として専攻科修了生のうち、各専攻から1～3名	専攻長	表彰状 記念品	修了式	
学 術 奨 励 賞	学会等で発表を行った者	指導教員	表彰状	始業式 卒業式 修了式	

※ 過去に懲戒処分を受けた者については、各キャンパスの当該委員で表彰の可否を審議する。

(5) 熊本高等専門学校学生の懲戒に関する規則

平成22年4月1日制定

平成31年2月20日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第54条の規定に基づき、学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の確認)

第2条 学生主事は、懲戒に相当すると思われる学生の行為（以下「事案」という。）を知ったときは、直ちに校長に報告するとともに、当該事案について、調査及び事実の確認に当たるものとする。

(事情の聴取等)

第3条 学生主事は、調査に当たり、当該学生に対し、事情の聴取を行うものとする。

2 前項の事情の聴取に当たっては、当該学生が弁明する機会を与えるものとする。

(学生委員会審議)

第4条 学生主事は、調査結果に基づき、学生委員会において、懲戒の要否及び種類・程度を審議し、その結果を校長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

第5条 校長は、学生主事の報告に基づき、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

2 前項の懲戒の種類及び程度の決定に当たっては、必要に応じ、企画運営会議の議を経るものとする。

(懲戒処分書の交付)

第6条 学生主事は、校長の命により、当該学生に対し懲戒処分書を交付するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、懲戒の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(6) 熊本高等専門学校学生懲戒基準

平成21年10月1日制定
平成31年2月20日一部改正
令和6年2月26日一部改正

(趣旨)

第1条 この基準は、熊本高等専門学校学生の懲戒に関する規則第7条に基づき、学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒は、退学、無期停学、停学及び訓告とする。

(退学)

第3条 退学は、学則第54条ただし書に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 詐欺、窃盗、傷害、暴行、脅迫、金銭強要、凶器携帯、麻薬・覚醒剤の所持又は使用した者
- (2) 在学中に無期停学処分を繰り返し受けた者で、改善の見込みがなく、退学処分が適当と認められた者
- (3) その他、重大な虞犯行為をした者

(無期停学)

第4条 無期停学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 前条第1号のいずれかに該当するが、その情状に酌量すべき点が認められる者
- (2) 喫煙、飲酒、その虞犯行為をした者
- (3) 学校の施設、器物を故意又は重大な過失により損傷を与え、若しくは無断で持出した者
- (4) 風紀に関する不良行為をした者
- (5) 考査の不正行為をした者
- (6) 停学又は訓告処分を繰り返し受けた者で、改善の見込みがない者
- (7) その他、本校の学生としてふさわしくない著しく悪質な行為を行った者

(停学)

第5条 停学は、前条各号のいずれかに該当するが、その情状に酌量すべき点が認められる者について行う。

(訓告)

第6条 訓告は、正当の理由なく遅刻、欠課、早退の著しき者その他本校の定める規定及び注意事項等に違反した者について行う。

(交通法令等違反者への処分)

第7条 交通法令や本校の交通規則の違反者に対する処分は、その都度決定する。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、処分の内容については、別に定める。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年2月26日から施行する。

(7) 熊本高等専門学校八代キャンパス水泳プール使用要項

(趣 旨)

第1条 熊本高等専門学校水泳プール（以下「プール」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

第2条 プールは、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 正課の授業
- (2) 本校水泳部の部活動
- (3) 学校行事
- (4) 学生及び教職員が使用する場合
- (5) その他校長が特に必要と認めた場合

(使用期間等)

第3条 原則としてプールの使用期間及び使用時間は次のとおりとする。ただし、正課の授業として使用する場合はこの限りでない。

- (1) 使用期間 5月1日から8月31日まで
- (2) 使用時間 10時から19時まで

(使用手続)

第4条 プールの使用（第2条(4)(5)の場合）を希望する者は、使用責任者を定め、使用許可願（別紙様式）を3日前までに学生係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(鍵の受け渡し)

第5条 使用許可を受けた使用責任者は、学生係で鍵を受取り、使用後は同係に返却しなければならない。ただし、土・日曜、祝祭日及び勤務時間外の場合は、警備員から鍵を受け取り、使用後は警備員へ返却することとする。

(遵守事項)

第6条 プールを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 単独（1人）での使用はしないこと。
- (2) プール内（プールサイドを含む）に土足で入場しないこと。
- (3) プールの使用前には、シャワーで体を冷水に慣らすこと。
- (4) 準備運動を充分行うこと。
- (5) プールサイドでふざけたり、水泳中危険な行為をしないこと。
- (6) プール内（プールサイドを含む）に飲食物を持ち込まないこと。
- (7) 水泳部学生と一般学生が同時にプールを使用する場合は、一般学生は水泳部学生の指示に従うこと。
- (8) プール内で事故が発生した場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに、学生係に報告し、その指示に従うこと。
- (9) 使用後はプールサイド等の清掃をし、戸締りを厳重に行うこと。

(使用の禁止)

第7条 次の各号の一に該当する者はプールの使用を禁止する。

- (1) 伝染性疾患のある者及び医師の診断により水泳を禁じられた者。
- (2) この要項その他教職員等の指示に従わない者。

(損害の賠償)

第8条 故意又は重大な過失によりプール及び付帯設備等を損傷した者は、これを原状に回復し、又は原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 プールの使用に関する事務は、学生係において処理する。

附 記

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

この要項は、令和3年3月12日から実施する。

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

水泳プール使用許可願										
								年	月	日
熊本高等専門学校長 殿										
使用責任者										
(学 生)				工学科		第		学年		
(教職員)				科・係						
氏 名 (署名)										
下記のとおり水泳プールを使用したいので、ご許可くださるようお願いします。										
なお使用については「熊本高等専門学校八代キャンパス水泳プール使用要項」に従います。										
記										
1. 使用者名										
2. 使用期間										
		自	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで		
		至	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで		

8. 経済援助

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料，入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第134号
制 定 令和2年5月19日
一部改正 令和6年3月19日

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 授業料の免除（第2条―第10条）
- 第3章 入学料の免除（第11条―第16条）
- 第4章 寄宿料の免除（第17条―第19条）
- 第5章 授業料及び入学料の徴収猶予（第20条―第23条）
- 第6章 理事長が特別に認める授業料免除等（第24条）
- 第7章 補則（第25条―第28条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条** 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が設置する高等専門学校（以下「学校」という。）の学科（以下「学科」という。）及び専攻科（以下「専攻科」という。）における授業料，入学料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予（以下「授業料免除等」という。）に関しては，大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。），高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。），国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第17号），大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「修学支援法施行令」という。），大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「修学支援法施行規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号。以下「費用等規則」という。）に定めがあるもののほか，この規則の定めるところによる。
- 2 授業料免除等は，学科又は専攻科の学生（聴講生，研究生及び科目等履修生を除く。以下「対象学生」という。）並びに学科又は専攻科に入学する者（聴講生，研究生及び科目等履修生として入学する者を除く。以下「対象入学者」という。）を対象とする。

第2章 授業料の免除

(授業料の免除)

第2条 機構における授業料の免除は次の各号に掲げるものをいう。

- 一 修学支援法に定める授業料減免
- 二 災害等による授業料免除
- 三 卓越した学生に対する授業料免除
- 四 私費留学生に対する授業料免除
- 五 休学による授業料免除
- 六 退学による授業料免除
- 七 死亡、行方不明又は未納による除籍による授業料免除
- 八 その他特別な事由による授業料免除

(修学支援法に定める授業料減免)

第3条 修学支援法第8条第1項による授業料減免(以下「修学支援法に定める授業料減免」という。)

は、対象学生からの申請に基づき、各学校の選考機関(各学校において、学生支援に関する重要事項について審議する機関をいう。以下同じ。)の議を経て、校長が許可する。

- 2 本条による授業料減免の対象学生は、次の各号に掲げる者のうち、修学支援法に定めるところにより、特に優れた者であって、経済的理由により極めて修学が困難であると認められる者とする。
 - 一 学科の第4学年以上に在学する対象学生
 - 二 専攻科に在学する対象学生
- 3 本条による授業料減免を受けようとする対象学生は、各学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出するものとする。
- 4 各学校は、修学支援法施行規則第12条に定めるところにより、各期(費用等規則第3条第1項に定める期をいう。以下同じ。)ごとに、本条による授業料減免の許可を受けた者の学業成績が同施行規則別表第2に定める基準に該当するかどうかの判定を行うものとする。
- 5 本条による授業料減免の額は、修学支援法第10条に定める減免費用として算定される授業料の額のうち当該学生に係る授業料の額とする。

(災害等による授業料免除)

第4条 次の各号のいずれかに該当する事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合(別に定める家計基準を満たす場合をいう。)は、対象学生からの申請に基づき、各学校の選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期又は翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。

- 一 免除算定基準日(原則として、前期の授業料にあつては4月1日、後期の授業料にあつては10月1日をいう。以下同じ。)前6月以内(入学した日の属する期分の授業料を免除する場合は、入学前1年以内)において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)

が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

- 2 校長は、災害等による授業料免除（前項の規定による授業料免除をいう。以下同じ。）の許可にあつては、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。
- 3 第1項の規定により授業料免除の許可を受けようとする対象学生は、各学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出するものとする。
- 4 本条による授業料免除の額は、各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、災害等による授業料免除の実施について必要な事項は、別に定める。

（卓越した学生に対する授業料免除）

第5条 学校の教育研究の活性化を図ることなどを目的として、学習や課外活動等において卓越した成果を収めたと認められる対象学生に対し、各学校の選考機関の議を経て、校長は、授業料の免除を許可することができる。

- 2 各学校における卓越した学生に対する授業料免除（前項の規定による授業料免除をいう。以下同じ。）の免除実施可能額は、年度ごとに理事長が定める。
- 3 本条による授業料免除の額は、各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、校長は、授業料の免除実施可能額の範囲内で、授業料免除の額を変更することができる。
- 5 既に授業料を納付している対象学生に対し本条による授業料免除を許可する場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の還付に関する規則（機構規則第115号）第4条に定めるところにより、本条による授業料免除の額に相当する額を還付するものとし、この場合、当該還付をもって授業料の免除が行われたものとみなす。
- 6 前各項に定めるもののほか、卓越した学生に対する授業料免除の実施について必要な事項は、別に定める。

（私費留学生に対する授業料免除）

第6条 対象学生のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の四に定める在留資格が「留学」で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）で定める国費外国人留学生又は外国政府派遣留学生のいずれにも該当しない学生（以下「私費留学生」という。）であつて、経済的理由によって授業料の納付が困難な者（別に定める家計基準を満たす者をいう。）であり、かつ、学業優秀と認められる者（別に定める学力基準を満たす者をいう。）に対し、当該私費留学生からの申請に基づき、各学校の選考機関の議を経て、校長は、授業料の免除を許可することができる。

- 2 校長は、私費留学生に対する授業料免除（前項の規定による授業料免除をいう。以下同じ。）の許可にあつては、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。
- 3 第1項の規定により授業料免除の許可を受けようとする対象学生は、各期ごとに各学校が定める

期日までに各学校が定める申請書を校長に提出するものとする。

4 本条による授業料免除の額は、各期分の授業料の全額又は半額とする。

5 前各項に定めるもののほか、私費留学生に対する授業料免除の実施について必要な事項は、別に定める。

(休学による授業料免除)

第7条 対象学生が休学を許可され、次の各号のいずれかに該当する場合は、校長は、休学当月の翌月から復学当月の前月までの期間（以下「休学期間」という。）の授業料を免除することとする。

ただし、休学開始日が月の初日である場合にあっては、休学当月から休学期間を含めることとし、休学開始日又は復学日が後期の初日である場合にあっては、10月1日を休学開始日又は復学日として取り扱うことができるものとする。

一 休学許可日が、授業料の納付期限（費用等規則第3条第2項に定める月（以下「授業料の納付期限」という。））の前月末日以前である場合

二 休学許可日において、第20条又は第21条の規定により授業料の徴収猶予（ただし、第20条第2項による徴収猶予は除く。）又は第3条による授業料減免が認められている場合

三 授業料の月割分納（第22条に定める月割分納をいう。）の許可を受けている場合で、休学許可日が、授業料の納付期限の前月末日以前である場合

2 前項の授業料免除の額は、授業料年額の12分の1に相当する額（以下「月割授業料」という。）に、休学期間の月数を乗じた額とする。ただし、前項第二号に該当し、第3条による授業料減免が認められている場合にあっては、前項の授業料免除の額は、期のすべての期間において、第3条による授業料減免が行われていたものとした場合に、免除される額との差額とする。

(退学による授業料免除)

第8条 退学許可日において、第20条又は第21条の規定により授業料の徴収猶予（ただし、第20条第2項による徴収猶予は除く。）又は第3条による授業料減免が認められている学生又は月割分納の許可を受けている学生に対し、退学をその願い出により許可する場合は、校長は、月割授業料に退学翌月から退学した日の属する各期の最終月までの期間（以下「退学期間」という。）の授業料を免除することができる。

2 前項の授業料免除の額は、月割授業料に、退学期間の月数を乗じた額とする。ただし、第3条による授業料減免が認められている場合にあっては、前項の授業料免除の額は、期のすべての期間において、第3条による授業料減免が行われていたものとした場合に、免除される額との差額とする。

(死亡、行方不明又は未納による除籍による授業料免除)

第9条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(その他特別な事由による授業料免除)

第10条 対象学生のうち、経済的に授業料の納付が困難である者（別に定める家計基準を満たす者をいう。）であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象学生からの申請に基づき、各学校の選考機関の議を経て、校長は、授業料の免除を許可することができる。

- 一 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により著しい家計の急変があった者
- 二 在学した期間が通算して36月を超える者等、就学支援金の受給資格のない学科の第3学年以下の学生であって、かつ、学業優秀と認められる者（別に定める学力基準を満たす者をいう。次号において同じ。）
- 三 就学支援金の受給資格がある学科の第3学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
- 四 その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

2 校長は、その他特別な事由による授業料免除（前項の規定による授業料免除をいう。以下同じ。）の許可にあつては、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

3 本条による授業料免除は、各期ごとに許可するものとする。

4 第1項の規定により 授業料免除の許可を受けようとする対象学生は、各学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出するものとする。

5 本条による授業料免除の額は、各期分の授業料の全額又は半額とする。

6 前各項に定めるもののほか、その他特別な事由による授業料免除の実施について必要な事項は、別に定める。

第3章 入学料の免除

(入学料の免除)

第11条 機構における入学料の免除は次に掲げるものをいう。

- 一 修学支援法に定める入学金減免
- 二 災害等による入学料免除
- 三 私費留学生に対する入学料免除
- 四 死亡、行方不明又は未納による除籍による入学料免除
- 五 その他特別な事由による入学料免除

(修学支援法に定める入学金減免)

第12条 修学支援法第8条第1項による入学金減免（以下「修学支援法に定める入学金減免」という。）は、対象入学者からの申請に基づき、各学校の選考機関の議を経て、校長が許可する。

2 本条による入学金減免の対象者は、対象入学者のうち、次の各号に掲げる者であつて、過去に修

学支援法に定める入学金減免を受けたことがない者とする。

一 学科の第4学年以上に在学する対象入学者

二 専攻科に在学する対象入学者

- 3 第1項の規定により入学金減免を受けようとする学生は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。
- 4 入学料免除の額は、原則として修学支援法施行令第2条で定める額とする。
- 5 修学支援法に定める入学金減免について必要な事項は、別に定める。

(災害等による入学料免除)

第13条 対象入学者であって、次の各号のいずれかに該当する事由の発生により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合（別に定める家計基準を満たす場合をいう。）には、対象入学者からの申請に基づき、各学校の選考機関の議を経て、校長は、納付すべき入学料の免除を許可することができる。

一 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は対象入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

- 2 校長は、災害等による入学料免除（前項の規定による入学料免除をいう。以下同じ。）の許可にあつては、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。
- 3 第1項の規定により入学料免除の許可を受けようとする対象入学者は、各学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出するものとする。
- 4 本条による入学料免除の額は、入学料の全額又は半額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、災害等による入学料免除の実施について必要な事項は、別に定める。

(私費留学生に対する入学料免除)

第14条 対象入学者のうち、私費留学生であって、経済的理由によって入学料の納付が困難な者（別に定める家計基準を満たす者をいう。）であり、かつ、学業優秀と認められる者（別に定める学力基準を満たす者をいう。）について、当該入学者からの申請に基づき、各学校の選考機関の議を経て、校長は、入学料の免除を許可することができる。

- 2 校長は、私費留学生に対する入学料免除（前項の規定による入学料免除をいう。以下同じ。）の許可にあつては、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。
- 3 第1項の規定により入学料免除の許可を受けようとする対象入学者は、各学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出するものとする。
- 4 本条による入学料免除の額は、入学料の全額又は半額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、私費留学生に対する入学料免除の実施について必要な事項は、別に定める。

(死亡、行方不明又は未納による除籍による入学料免除)

第15条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は、当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

(その他特別な事由による入学料免除)

第16条 対象入学者のうち、規定する以外に入学料を免除することが相当と認められるその他特別な事由がある者であって、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合（別に定める家計基準を満たす場合をいう。）、当該入学者からの申請に基づき、各学校の選考機関の議を経て、校長は、入学料の免除を許可することができる。

- 2 校長は、その他特別な事由による入学料免除（前項の規定による入学料免除をいう。以下同じ。）の許可にあつては、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、その他特別な事由による入学料免除の実施について必要な事項は、別に定める。

第4章 寄宿料の免除

(寄宿料の免除)

第17条 機構における寄宿料の免除は次に掲げるものをいう。

- 一 災害等による寄宿料免除
- 二 死亡、行方不明又は未納による除籍による寄宿料免除

(災害等による寄宿料免除)

第18条 学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合（別に定める家計基準を満たす場合をいう。）には、各学校の選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において校長が必要と認める期間に納付すべき当該対象学生に係る寄宿料の全額の免除を許可することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

- 2 校長は、災害等による寄宿料免除（前項の規定による寄宿料免除をいう。以下同じ。）の許可にあつては、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。
- 3 前項の規定による寄宿料の免除の許可を受けようとする者は、各学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。
- 4 前各項に定めるもののほか、災害等による寄宿料免除の実施について必要な事項は、別に定める。

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第19条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

第5章 授業料、入学料及び寄宿料の徴収猶予

(未決定期間内の徴収の猶予)

第20条 授業料及び入学料の免除又は徴収猶予の申請並びに寄宿料の免除の申請に対する許可又は不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料、入学料及び寄宿料の徴収を猶予する。ただし、原則として、徴収猶予の期間は当該年度を超えないものとする。

2 就学支援金及びその他授業料に充てることを目的とした支援金等を申請している場合の授業料については、その支援額が決定するまでの期間、理事長は授業料の徴収を猶予することができる。ただし、徴収猶予の期間その他の必要な事項は、別に定める。

(授業料の徴収猶予)

第21条 対象学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、対象学生（当該学生が行方不明の場合は当該学生に代わる者）の申請に基づき、各学校の選考機関の議を経て、校長は、授業料の徴収の猶予を許可することができる。

一 経済的理由によって授業料の納付期限までに納付が困難な場合（別に定める家計基準を満たす場合をいう。）であり、かつ、学業優秀と認められる場合（別に定める学力基準を満たす場合をいう。）

二 当該学生が行方不明の場合

三 学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合

四 その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 前項による授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 第1項による授業料の徴収猶予の期間は当該期の末日を超えないこととする。ただし、前期にあつて徴収猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、後期の末日まで猶予を許可することができる。

4 第1項の規定により徴収猶予の許可を受けようとする対象学生（当該学生が行方不明の場合は当該学生に代わる者）は、各学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、授業料の徴収猶予の実施について必要な事項は、別に定める。

(授業料の月割分納)

- 第22条** 学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合は、各学校の選考機関の議を経て、校長は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納付期限は毎月末日とする。
- 2 前項による月割分納の取扱いは、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 3 第1項の規定により月割分納の許可を受けようとする者は、各学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、授業料の月割分納の実施について必要な事項は、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

- 第23条** 対象入学者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象入学者からの申請に基づき、各学校の選考機関の議を経て、校長は、入学料の徴収の猶予を許可することができる。
- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難な場合(別に定める家計基準を満たす場合をいう。)であり、かつ、学業優秀と認められる場合(別に定める学力基準を満たす場合をいう。)
- 二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は当該入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる場合(別に定める家計基準を満たす場合をいう。)
- 三 その他やむを得ない事由があると認められる場合
- 2 第1項の規定により入学料の徴収猶予の許可を受けようとする対象入学者は、入学料の納付期限までに、各学校が定める申請書を校長に提出するものとする。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は全額に満たない額の免除の許可に伴う請求書等発行の翌日から起算して30日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。
- 3 入学料の免除を申請した対象入学者については、必要書類等のうち、既に提出したものについては再度の提出は要しない。
- 4 徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、入学料の徴収猶予の実施について必要な事項は、別に定める。

第6章 理事長が特別に認める授業料免除等

(理事長が特別に認める授業料免除等)

- 第24条** 理事長は、特別の理由があると認める場合は、前4章に定める授業料免除等以外の授業料免除等を設けることができるとし、その取扱いは、その都度理事長が定める。

第7章 補則

(許可の取消)

第25条 授業料免除等を許可された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、各学校の選考機関の議を経て、校長は、その許可を取り消すものとする。

- 一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことが判明した場合
- 二 免除又は徴収猶予の申請に虚偽があった場合

2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料、入学料若しくは寄宿料の全額又は徴収を猶予された授業料若しくは入学料の全額を、直ちに納付しなければならない。

(不許可者等の納付)

第26条 授業料の免除が不許可とされた者又は全額に満たない額の免除を許可された者は、各学校が指定する日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

2 入学料の免除が不許可とされた者又は全額に満たない額の免除を許可された者は、納付すべき入学料を納付しなければならない。なお、納付については、独立行政法人国立高等専門学校機構出納事務取扱規則（機構規則第37号）第6条によることとする。

3 寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予が不許可とされた者は、各学校が指定する日までに納付すべき寄宿料、授業料又は入学料を納付しなければならない。

4 授業料免除等の額に変更があった場合は、未納の授業料を各学校が指定する日までに納付しなければならない。

(免除実施報告)

第27条 校長は、次の各号に定める授業料免除等について、別に定めるところにより実施状況をまとめた免除実施状況表を作成し、理事長に報告しなければならない。

- 一 第2条に定める授業料免除
- 二 第11条に定める入学料免除
- 三 第17条に定める寄宿料免除

(雑則)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

第1条 この規則は、令和2年5月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第2条 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第109号。以下「免除規則」という。）は廃止する。ただし、令和元年度に第4学年以上（専攻科を含む。）に在籍していた学生に対し、在籍期間中（学科の学生が、卒業後に引き続き学校の専攻科に在籍する期間も含む。）においては、免除規則第4条及び

第17条における規定を適用する。

- 2 前項に定める免除規則第4条を適用する場合における授業料免除の額は、第3条で定める授業料免除額より高い場合にその差額を免除する。

附 則（令和6年3月19日一部改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、入学料の免除及び徴収猶予に関する規定は、令和6年度の対象入学者から適用する。

(2) 高等教育の修学支援新制度

高等教育の修学支援新制度は、令和2年4月から実施されている国の施策です。大学等における修学の支援に関する法律に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学・短期大学、高等専門学校、専門学校(確認大学等)を対象機関とすることとしており、本校も、令和元年9月20日に認定されました。

高等専門学校では第4学年・第5学年及び専攻科の学生で、家計基準・学力基準の条件を満たす方は、授業料等の減免と、給付奨学金(原則返還不要)の支援を受けることができます。

詳細は本校 Web サイトで確認してください。

(3) 奨学金制度

(A) 日本学生支援機構 貸与型奨学金

日本学生支援機構の貸与型奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し学資として貸与(貸付)されるものです。貸与終了後に必ず返還しなければなりませんので、自覚を持って利用してください。詳細は本校 Web サイトで確認してください。

(B) 日本学生支援機構 以外の奨学金制度

日本学生支援機構のほか、地方公共団体・民間団体が行う奨学制度があり、募集については随時、掲示板等にて案内します。奨学金によっては、学校を通さず、各団体が直接募集を行っているものもありますので、各 Web サイト等で確認してください。

取扱いは奨学制度によって異なりますので、掲示内容を確認し、不明な点等あるときは学生係にご相談ください。

9. 福利厚生

(1) 熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設（龍峰会館）使用規則

令和4年3月18日制定
令和5年2月24日一部改正
令和7年3月14日一部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設（龍峰会館）（以下「福利施設」という。）の管理運営及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 福利施設は、熊本高等専門学校（以下、「本校」という。）の教職員の福利厚生を図ること並びに学生の課外活動の発展を促進することを目的とする。

(管理運営)

第3条 福利施設の管理運営は、校長が行う。

- 2 福利施設の管理運営に関する必要事項については、学生委員会において審議する。
- 3 福利施設の管理運営に関する事務は、学務課において行う。

(施設)

第4条 福利施設に、別表に掲げる室を置く。

(使用の範囲)

第5条 福利施設を使用できる者は、本校の学生並びに教職員及びその他校長が特別に許可した者とし、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 学校行事
- (2) 学生及び教職員の研修・会議等
- (3) 学生の課外活動
- (4) その他校長が必要と認めた場合

(使用時間及び休館日)

第6条 福利施設の使用時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 使用時間 8時30分から19時
- (2) 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に定める休日及び年末年始（12月28日から1月4日まで）
- (3) 福利施設内にある保健管理センター等の使用時間及び休業日については、校長が別に定める。

(使用の手続き)

第7条 福利施設を使用しようとする者は、別表の使用区分に応じ、「施設・設備等使用願（学生準則別紙第17号様式）（以下、「使用願」という。）を学務課に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(使用優先順位)

第 8 条 福利施設の使用が競合する場合は、学生委員会で優先順位を決定する。

（鍵の管理）

第 9 条 福利施設の鍵は、学務課で管理する。

（使用者の義務）

第 10 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外には使用しないこと。
- (2) 使用期間及び使用時間を遵守すること。
- (3) 施設の清潔、整頓に留意し、設備及び備品等の無断での移動若しくは損傷又は汚損させないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 使用後は、清掃、施錠、消灯、火気の後始末及び原状復帰を行うこと。
- (6) 使用を中止又は変更するときは、速やかに学務課に届け出ること。
- (7) その他使用に際しては、許可条件を遵守するとともに、学務課職員の指示に従うこと。

（使用許可の取り消し）

第 11 条 校長は、使用者が前条の事項に違反した場合は、使用許可の取消及び以後の使用を許可しないことがある。

2 校長は、本校の行事等のために福利施設を使用する必要が生じた場合には、使用許可を変更し又は取り消すことがある。

（損害賠償）

第 12 条 使用者は、故意又は過失により施設設備若しくは備品を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第 13 条 福利施設の管理運営及び使用に関する事務は、学務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、以下の要項及び内規は廃止する。
 - (1) 熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設の管理運営に関する要項
 - (2) 熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設の使用に関する内規

附 則

この規則は、令和 5 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

所在	室 名		使 用 区 分	
1 階	保健管理センター	学生・教職員の保健管理	学生・教職員共用	A
	相談室	カウンセラー等による学生相談	学生使用	A
	談話コーナー	学生・教職員の憩いの場	学生・教職員共用	A
	軽食コーナー	学生・教職員の軽食コーナー	〃	A
	売店	文房具・日用雑貨品の販売	〃	A
2 階	クラブ共用室(1)	複数のクラブが課外活動等に使用	クラブ共用	C
	クラブ共用室(2)	〃	〃	C
	クラブ共用室(3)	〃	〃	C
	クラブ共用室(4)	〃	〃	C
	和室	日本間及び茶道室として使用	学生・教職員共用	B (C)
	多目的室	会議・研究会・研修会及び吹奏楽部の練習場所として使用	〃	B (C)
	研修室	〃	〃	B
	学生会室	学生会の行事等の運営に使用	学生使用	C
	倉庫	各クラブ所有の器具等収納	学生使用	C

備 考

使用区分欄の A・B・C は次のとおりとする。

A：原則として、出入り自由の場所については、使用願の提出を要しない。

B：使用の都度、使用開始 2 日前までに、使用願を提出すること。ただし、茶道部が使用する和室及び吹奏楽部が使用する多目的室にあつては、C の区分による。

C：前期の使用にあつては 3 月末日までに、後期の使用計画にあつては 9 月末日までに、それぞれ学生委員会の了承を得た上で、使用願を提出すること。

(2) 保 健 衛 生

① 保 健 室

長い学業を続けていくには、健康については特に注意しなければなりません。学生の健康管理のため保健室を設け救急医薬品・器具等を常備し、病気、けが等に対する応急処置や定期健康診断や健康相談を行っています。身体に異常を生じた場合やけがをした場合等は速やかに申し出て手当を受けるようにしてください。なお、手当等の処置は次のようになっています。

- 1) 病気の際の救急薬品の投薬は当日のみで以後は行いません。
- 2) 学校外でのけがについては治療できません。

② 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法第5条に基づき毎年4月から5月にかけて、全学生を対象に実施されます。この目的は、学生の健康状態を知り、それらの結果に基づき病気の早期発見及び適切な治療へと援助を行い、学生の健康の保持増進を図るものです。毎年、実施が義務づけられていますので、必ず受けるようにして下さい。やむを得ない理由により診断を受けられなかったときは、その旨、保健室へ届けて後日健康診断を受けなければなりません。

③ 健康相談

自分自身の健康状態を知り、病気を早く発見し、適切な治療を受けるため、健康のすぐれない人はこれを利用して、健康保持につとめてください。健康相談を受けたい人は、いつでも保健室に申し出れば、専門医による健康相談（月5～6回）が受けられます。

(3) 学生生活支援室

5年間の学生生活において、いろいろの困難にぶつかることがあるだろうと思います。そこで支援室は、諸君の学生生活に伴うもろもろの悩みや個人的な諸問題（例えば、経済的な事情、勉強と成績に対する悩み、進学・進級の悩み、健康上の悩み、就職に対する悩み、交遊関係に対する悩み、クラブに対する悩み等）について、相談に応じます。また、希望者は専門のカウンセラーのカウセリングを受けることも出来ます。支援室では、諸君の色々な悩みを一緒に考え、問題解決の支援に当たりますので、気楽に利用してください。独りで思い悩まないで、相談に訪れてくれることを心から願っています。

○相談窓口は、学生生活支援室または保健室（福利施設龍峰会館内）へ来室してください。

(4) ハラスメント対策

本校は、ハラスメント等の防止ならびに被害者を救済するために、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めるハラスメント防止ガイドラインに基づき対応しています。

○ ハラスメントには…

①セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生等を不快にさせる性的な言動。

②アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動。

③パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動。

○ 加害者にならないために…

- ・相手の人格を尊重しよう。
- ・相手の立場に立って考えよう。
- ・相手を性的な対象と見て、力関係で支配したり、心理的に圧迫をしてはいけません。

○ 被害を受けたと思ったら…

- ・相手にはっきり「NO」と言おう。
- ・一人で悩まずに、気軽に相談員へ相談してみよう！

○ ハラスメントの相談窓口

- ・ハラスメント相談員の他に、学生支援室でもハラスメントに関する相談に応じています。

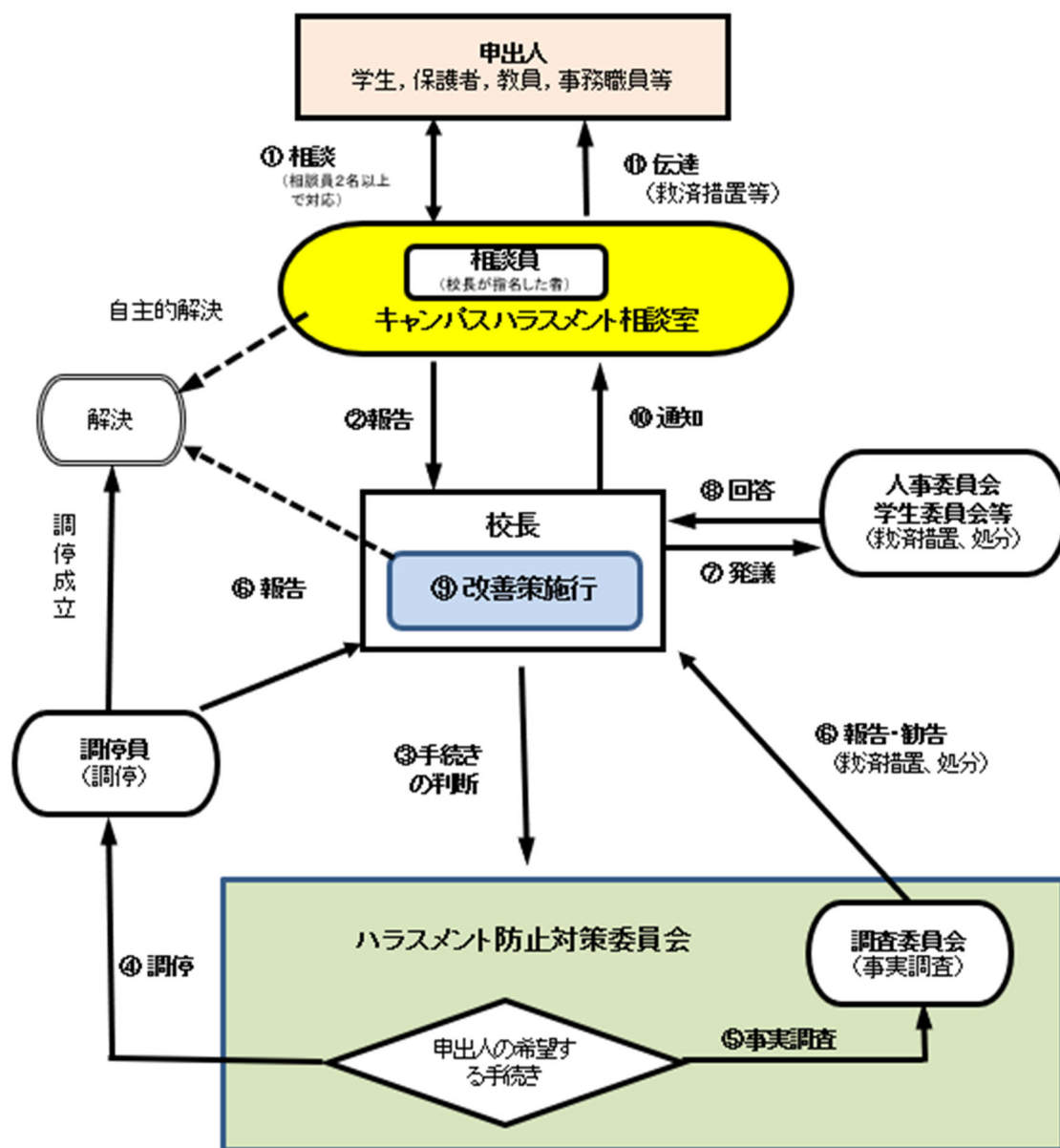
○ ハラスメント相談室では…

- ・ハラスメントの被害を受けた本人だけでなく、被害を受けているのを見て不快に感じた人の相談にも応じます。
- ・相談には慎重に対処し、場合によっては加害者に厳正な処分が行われます。
- ・被害者のプライバシーは絶対に守ります。

○ 相談方法

- ・相談は、面談、電話、手紙、メール等いずれの方法でも出来ますので、気軽に相談してください。

○ ハラスメント相談に関する基本的な流れ



○ 八代キャンパスハラスメント相談室

八代キャンパスハラスメント相談員（内線）

ハラスメント相談室長	小鉢 暢夫	1248	副校長	田中 禎一	1274
総務課長	清永 政治	1210	学務課長	鮫島 浩一	1230
技術・教育支援センター	前田 有希	1236	リベラルアーツ系・教授	四宮 一郎	1241
リベラルアーツ系・教授	東田 洋次	1250	総務課課長補佐	野々原知香	1211
学務課	服部 雅生	1233	スクールソーシャルワーカー	赤星 睦	1238

* 番号の頭に53を付けると直通になります。

（５）各種保険制度について

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

本校は日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入していますので、学校の管理下における負傷、疾病、障害又は死亡に対して給付金を受けることができます。

学校の管理下において負傷、疾病等が発生した場合は、直ちに学務課学生係に届け出るとともに、給付金申請に必要な書類を保健室に提出してください。申請が遅れると請求できなくなる場合があります。給付金の対象となる災害の範囲等については、本校 Web サイトで参照してください。

2. 学生教育研究災害傷害保険

本校では、学生の皆さんが安心して教育研究活動ができるように学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入しています。

この保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行い、教育研究活動の充実に資するための互助共済的な傷害保険です。

補償の対象となる事故の範囲等については、加入の際にお配りしているしおりを参照してください。

保険が適用されると考えられる事故が発生した場合は、直ちに学務課学生係に事故発生の日時、場所、状況、傷害の程度を連絡してください。保険金請求に必要な書類等をお渡ししますので、ご自身（未成年の場合は原則として親権者）で所定の期限内にご請求ください。

(6) 学生運賃割引証と通学証明書

① 学 割

学生が所用による帰省、実習、就職、学校が認めた正課外の教育活動等のためにＪＲを片道101km以上利用して旅行するときには、学生運賃割引証（学割）を使用して普通運賃の２割引きを受けることができます。

② 通学証明書

通学定期券は、住居の最寄りの駅から学校の最寄りの駅までの区間について購入できますので、学生係で通学証明書の交付を受けて駅で購入してください。

③ 不正乗車について

この学割は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学生だけに与えられる恩典でもあるので、使用に際しては不正のないよう特に注意してください。

不正乗車が発覚すれば、多額の追徴金を納めるだけでなく、社会的制裁を受ける場合もあり、更に学校全体に対し一定期間学割や通学証明書の適用が停止されることもあります。

- (1) 他人による証明書又は乗車券の使用
- (2) 身分証明書（学生証）の不携帯
- (3) 区間の連続しない２枚以上の乗車券の使用
- (4) 通用期間経過後の乗車券の使用
- (5) その他不正乗車の手段としての乗車券の使用

学 割 証 交 付 願	
年 月 日	
熊本高等専門学校長 殿	
学割証を〔片道・往復〕交付願います。	
氏 名 _____	() 才 男・女
現 住 所 _____	
学生証番号 _____	第 _____ 号
学 年 学 科 _____	年 _____ 科・専攻
使 用 目 的	
1. 帰省 2. 正課教育 3. 課外教育活動 4. 就職・受験 5. 見学 6. 傷病治療 7. 保護者旅行随伴	
使 用 区 間 () ~ ()	

発行年月日	発行番号
年 月 日	号

通 学 証 明 書			
学 又 は	校 指 定	種 番 号	高 専 区 分
氏 名 ・ 年 齢 ・ 性 別		(才) 男 女	
住 所 ・ 電 話 番 号		() - _____	
学 科 及 び 学 年		科 学 年	
学 籍 番 号		_____	
通 学 区 間		駅 駅間 ()	
使 用 開 始 日 及 び 有 効 期 間		年 月 日から 1 ・ 3 ・ 6 箇月	
証 明	年 月 日発行 学校所在地 八代市平山新町2627 学校名 熊本高等専門学校 学校代表者氏名 校長 高松 洋		
下記には、記入しないで下さい。			
年 月 日まで			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	

10. 情報セキュリティセンター

(1) 熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則

平成24年11月20日制定
平成26年2月18日一部改正
平成31年2月20日一部改正
令和5年2月6日一部改正
令和7年3月14日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、本校における情報セキュリティの維持向上のために本校の学生が遵守すべき事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号）別表及び独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係る情報格付規則（機構規則第99号）の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規則は本校内で学生が使用する情報システム（学生個人が所有する情報システムを含む。）を対象とする。

(一般的遵守事項)

第4条 本校の学生は、情報セキュリティ関連法令、独立行政法人国立高等専門学校機構の基本方針及び実施規則を遵守しなければならない。

(一般的禁止事項)

第5条 本校の学生は、次の各号に掲げる行為及びこれらを助長する行為を行ってはならない。

- (1) 差別、名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害及びハラスメントにあたる行為
- (2) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (3) 守秘義務に違反する行為
- (4) 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 本校の社会的信用を失墜させるような行為
- (7) ネットワークを通じて行う通信の傍受等、通信の秘密を侵害する行為
- (8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に定められたアクセス制御を免れる行為又はこれに類する行為
- (9) 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (10) その他法令に基づく処罰の対象となる又は損害賠償等の民事責任を発生させる行為

(本校の情報システムの利用に係わる禁止事項)

第6条 本校の学生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本校の教育研究以外の目的で本校の情報システムを利用すること及び利用資格のない者に利用させること。
 - (2) 学校管理下のシステムにおいては、情報セキュリティ管理者の許可を得ることなしに、新たにソフトウェアをインストールすること及びコンピュータの設定の変更を行うこと。
 - (3) 担任、学科長、科目担当教員、指導教員又は寮務委員（以下「関連教員」という。）を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに、新たにコンピュータシステムを本校内に設置すること及び本校のネットワークに接続すること。
 - (4) 関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに、情報公開を行うこと。
 - (5) 本校内通信回線と本校外通信回線を接続すること。
 - (6) ネットワーク上の通信を監視する又は情報システムの利用情報を取得すること。
 - (7) 本校の情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。
- 2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアについては、利用してはならない。
（ユーザーIDの管理）

第7条 本校の学生は、本校の情報システムに係わるユーザーIDについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自分に付与されたユーザーID以外のユーザーIDを用いて、本校の情報システムを利用しないこと。
- (2) 自分に付与されたユーザーIDを他者が情報システムを利用する目的のために付与又は貸与しないこと。
- (3) 自分に付与されたユーザーIDを、他者に知られるような状態で放置しないこと。

（主体認証情報の管理）

第8条 本校の学生は、本校の管理区域・安全区域への入退場又は本校の情報システムの利用認証に係わる主体認証情報について、次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 パスワード認証について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他者に知られないようにすること。
- (2) 他者に教えないこと。
- (3) 容易に推測されないものにすること。
- (4) パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。

3 生体認証について、本人の情報システム利用目的以外に使用しないこと。

4 第2項及び前項の主体認証情報が他者に使用され又はその危険が発生した場合は、本校の学生は直ちに関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ副責任者にその旨を報告しなければならない。

（情報システムの取扱と注意事項）

第9条 本校の学生が情報システムを利用する場合は、「情報システム ユーザガイドライン」に従って取り扱い、当該情報システム及び扱う情報を適切に保護しなければならない。

第10条 本校の学生は、自己の管理する情報システムについて、情報セキュリティの維持を心

がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- (1) アンチウィルスソフトウェアを導入し、ウィルス感染を予防できるよう努めること。
- (2) インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は、速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか、代替措置を講じること。
- (3) 自己の管理する情報システムの第三者による不正な遠隔操作を予防するための対策を講じること。
- (4) 無許可で利用されることがないように、部屋に施錠する、アクセス制限をかける等の対策を講じること。

2 前項以外の情報セキュリティ対策については、別に定める「情報システム ユーザガイドライン」によるものとする。

(電子メールの利用)

第11条 本校の学生が電子メールを利用する場合は、「情報システム ユーザガイドライン」に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正プログラムの感染、情報の漏えい及び誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- (2) 学修及び学生生活に必要なこと以外での通信を行わないこと。
- (3) 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

第12条 本校の学生がウェブブラウザを利用する場合は、「情報システム ユーザガイドライン」に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正プログラムの感染、情報の漏えい及び誤った相手への情報の送信等の脅威に注意しなければならない。
- (2) 学修及び学生生活に必要なこと以外でのウェブの閲覧を行わないこと。

(本校支給以外の情報システムからの利用及び本校支給以外の情報システムの持込)

第13条 本校の学生が本校支給以外の情報システムから公開ウェブ以外の本校情報システムへアクセスする場合又は本校支給以外の情報システムを利用し本校の教育を受ける場合又は研究を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者に報告すること。
- (2) 利用する当該情報システムには、可能な限り強固な認証システムを備えること。
- (3) 当該情報システムに可能な限りアンチウィルスソフトウェアをインストールし、最新のウィルス定義ファイルに更新すること。
- (4) 当該情報システムを許可された者以外に利用させない措置を講ずるとともに、不正操作等による情報漏えい及び盗難防止に注意すること。
- (5) 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであること。

(物理的入退場管理)

第14条 本校の学生は、物理的セキュリティについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本校の敷地及び建物内では、学生証を携帯すること。
- (2) 実験室、研究室及びその他本校の情報資産を有する部屋を無人にする場合は、施錠するなど安全対策を講じること。
- (3) 立入り権限のない敷地及び建物内には立入らないこと。

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第15条 本校の学生は、「情報セキュリティ教育実施手順」に従って、情報セキュリティ教育を受講しなければならない。

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

第16条 本校の学生が情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）を発見したときは直ちに教職員にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、次の措置をとるものとする。

- (1) 当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し、当該対処手順を実施できる場合は、その手順に従うこと。
- (2) 当該インシデントについて対処手順がない場合又はその有無を確認できない場合は、その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし、指示があった時はその指示に従うこと。

附 則

この規則は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(2) 熊本高等専門学校情報教育セキュリティセンター利用の手引き

熊本高等専門学校（以下、本校）の情報教育セキュリティセンター（以下、センター）では、以下のように関連の施設設備が用意されています。本手引きをよく読み、学習・研究等に活用してください。

1. 利用目的

熊本高等専門学校情報教育セキュリティセンター規則第2条の定める目的に従い利用してください。
(熊本高等専門学校情報教育セキュリティセンター規則第2条)

センターは、本校における ICT 基盤を整備し、及び ICT 教育研究の支援を行い、もって情報セキュリティの保全及び学生教育並びに教員の研究活動の充実を図ることを目的とする。

2. 関連施設設備

センターには以下の関連施設設備が用意されています。

- (1) 熊本キャンパスの演習室等
ICT ホール、メディア制作スタジオ、ICT 演習室
- (2) 八代キャンパスの演習室等
ICT 演習室、STEAM1、STEAM2
- (3) 基幹システム
 - 1) 基幹ネットワークと基幹サーバ (DNS サーバ、Web サーバ、ファイルサーバ等)
 - 2) 学術情報ネットワーク (SINET) を経由して、インターネットに接続
 - 3) 高専機構と Microsoft 社の包括契約により、Microsoft365 が利用可能
 - 4) e-Learning システムとして、高専機構全体の WebClass が利用可能

3. ユーザーID

ユーザーID とパスワードは自分が自分であることを示すための非常に大切な情報です。適切に管理するようにしてください。ほかの人に自分のユーザーID とパスワードを教えることや、教えてもらうようなことをしてはいけません。自分がログイン（ログオン、サインイン等）をしている機器をほかの人に操作をさせることも望ましくありません。もし、ユーザーID とパスワードが盗まれた場合は、他人が自分になりすまし、社会的な信用失墜や経済的な損失を被る可能性があります。

パスワードは、高専機構のパスワード設定基準にしたがって設定及び更新をしてください。なお、ユーザーID とパスワードは、サービスごとに個別のものを利用するものと、統一認証システムを利用するものがあります。それぞれの利用開始に当たって、担当者からの説明がありますので、適切なユーザーID とパスワード等の管理を行ってください。

- (1) 本校所属の学生及び教職員のユーザーID 申請
特に個別の申請は不要です。担当部署とセンターが情報共有し、センターがユーザーID を決定し、通知します。
- (2) 公開講座、研究会等の一時的利用者のユーザーID 申請
担当教職員が利用者情報や利用期間等の必要情報を示して、必要となる 1 週間前までにセンターにユーザーID の申請をしてください。センターがユーザーID を決定し、担当教職員に通知します。

4. 基幹ネットワークの機器の接続

センターが別々に示している手順にしたがって機器の接続をして利用してください。情報セキュリティ管理の都合から、誰が使用している機器であるかが明確に管理されている必要があります。

5. 利用可能時間

基幹ネットワークは基本的に 24 時間 365 日で利用可能です。ただし、教育機関としての目的上、時間帯や利用量、通信相手に対する制限をかけることがあります。また、システムメンテナンス等が実施される時には利用できないことがあります。

演習室等の利用は、通常は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までですが、学生の自学自習のために終了時間を延長して利用できるように対応しています。ただし、季節や長期休暇などの利用終了時間等の変更や試験期間中の休日利用可能とすることもあります。およその利用可能時間は表 1 のようになっていますが、詳細については、別に掲示等で示されますので利用に当たっては確認するようにしてください。なお、休日等の利用は、科目等担当の教職員の管理のもとで利用可能です。あらかじめ担当部署に相談をしてください。

6. 利用申請

演習室等の利用は、表 2 の担当部署に必要な申請等を行ってください。ただし、利用可能時間帯中に解放されている演習室については授業で使用されている場合を除き、利用可能です。時間割で設定されていない時間帯に占有して補講や課外活動等で利用したい場合は担当部署に申請をしてください。

7. 利用上の注意

機器やネットワークに関して、何らかの異常等に気づいたときは速やかにセンターに連絡をするようにしてください。ウィルス感染等を含む緊急の場合は、メール等の利用よりも電話等による連絡のほうがよい場合があります。

ここでは全般的な注意事項を示しますが、施設設備によっては独自の制限事項があり、別に示されますのでその指示に従ってください。なお、一般的に、制限されることが当然の事項については明示されていないものもあります。自分の行為について、結果として何が起きるかを想像する力と、倫理として自らを律する力を身につけるようにしてください。判断がつかない場合、センターや周囲に相談をするようにしてください。

(1) 情報セキュリティ

センター管理の施設設備は、情報セキュリティの都合から、利用状況を監視しています。利用目的に合っていない利用、不正利用など関係法令に違反する利用、公序良俗に反する利用等が発見された場合は、利用停止や学校処分、公的機関による処罰等が行われる可能性があります。

コンピュータウィルス等のマルウェア感染、情報流出、架空請求、なりすましなど、何らかの異常を発見した時は、すみやかに、被害拡散の防止と現状保全のうえ、センターへ連絡をしてください。

各種情報へのアクセスは、アクセスが許可されているものに限りです。許可されていない情報へのアクセスを試みたりしてはいけません。もし、アクセス権がないはずの情報へのアクセスができてしまった場合、速やかにセンターに連絡をするようにしてください。

(2) 著作権

インターネット上に公開されている情報であっても、通常、著作権放棄はされていません。著作権法にしたがい適切な利用を行ってください。違反内容によっては、非常に高額な損害賠償責任が生じる可能性があります。著作物等について、違法なアップロードとともに、違法と知りながらダウンロードすることも処罰対象ですので注意してください。

(3) ネットワーク

本校のネットワークは全世界に接続されています。間違った利用は本校の学生・教職員に迷惑をかけるだけでなく、全世界の人々に迷惑をかける場合があります。また、自分自身が事件・事故等の被害にあう可能性もあります。

ネットワークに各種の機器を接続する場合は、コンピュータウイルス等のマルウェアに感染しないように十分な対策をしたうえで、センターが別に指定している条件と方法で利用してください。

学生が研究室や課外活動等で利用する場合は、担当の教職員の指示にしたがい、適切な利用を心がけてください。

個人所有の機器を接続する場合、異常等がないかを確認しながら利用してください。

(4) Web、メール、SNS 等の利用

インターネット上の情報には正しい情報もありますが、残念ながら間違った情報や悪意を持った情報があります。信頼できるサイトかどうかの確認、ほかのサイトの情報と比較などを行い、間違った情報を利用しないようにしてください。また、本人の発信したものではない、いわゆる「なりすまし」の場合もありますので注意しましょう。

メールでは、原則としてテキスト形式のみを利用するように設定をしてください。HTML 形式等のメタ情報を含むメールは添付ファイルが付属するため、情報セキュリティの都合から受け取りを拒否する組織もあります。相手に送る必要がある添付ファイルについてもリンク情報として送ることができないかを検討してください。また、自分に添付ファイル付きのメールや、リンク情報付きメールが送られてきた場合は、コンピュータウイルス等のマルウェアの可能性があるため、本当に正しい相手から届いたのかの確認をするようにしてください。そして、なりすました送信者の場合もありますので、注意してください。

SNS (Social Networking Service) 等においても適切な利用を心がけましょう。メールも同様に文字が中心のコミュニケーションになります。そのため、相手と面と向かっての会話と違い相手の表情や声音などの情報が欠落します。ちょっとした冗談の発言のつもりが相手を怒らせてしまうなど、自分の意図が伝わりにくくなります。自分の発言は慎重に、相手の発言には寛容を旨としましょう。故意に他人を誹謗中傷することも当然、禁止です。

本校のメールアドレスを利用して、学外のメーリングリスト等に登録している場合は、本校のユーザーID の利用が停止される前までに登録解除をしてください。

(5) 演習室等

演習室等は、共用施設であることを意識し、常に整理整頓及び清掃を心がけ、ゴミは持ち帰るようにしてください。

利用する機器は、精密機器であり、電子回路によって構成されています。そのため、室内は原則として飲食禁止です。例外として蓋つきのペットボトル等を水分補給のために持ち込むことは認められますが、必要時以外はカバン等にしまうようにしてください。ホチキスの針などの小さな金属や消しゴムのカス、ほこり等も機器の故障につながる可能性がありますので扱いに注意してください。

退出時には窓の施錠、消灯、使用したシステムの電源のオフ、忘れ物がないかなどの確認をするようにしてください。なお、出入口の施錠等が求められている部屋においては、指示にしたがって施錠及び鍵の返却を行ってください。また、以下の事項についても注意してください。

- (1) 公序良俗に反する有害情報を含んだサイトを故意に閲覧してはいけません。
- (2) オークションやショッピング等の電子商取引サイトへ参加してはいけません。
- (3) 施設設置のパソコンにソフトウェアをインストールしてはいけません。
- (4) 教育・研究、就職活動、学生会活動に関係のないファイルを、割り当てられた個人用のディスク領域内に保存してはいけません。

(6) 全般的な事項

センターからの連絡や掲示等に注意し、指示にしたがうこと。

指導教職員の指示にしたがうこと。

スリッパに履き替えるようになっている部屋は、スリッパに履き替え、靴やスリッパ等は下駄

箱に整頓すること。

8. 個別の制約等

(1) ICT ホール — 熊本キャンパス

学生が使用を希望する場合は、原則として、指導教員の許可を得て、使用予定日の7日前までに施設・設備等使用願を学生課学生支援係に提出し、校長の許可を得る必要があります。使用の取り消しや使用内容の変更は、学生課学生支援係に申し出てください。

(2) メディア制作スタジオ — 熊本キャンパス

教職員の指導のもとで利用が可能です。メディア制作スタジオで管理している備品類をやむを得ず外部へ持ち出す必要があるときは、メディア制作スタジオ備品持出願を総務課研究・社会連携係（以下「研究・社会連携係」という。）に提出し、校長の許可を得る必要があります。

(3) ICT 演習室 — 熊本キャンパス

教職員の指導のもとで利用が可能です。教職員は事前に設備予約システムから予約を行ってください。

(4) ICT 演習室、STEAM1、STEAM2 — 八代キャンパス

授業で利用されている場合を除き、利用可能です。

表1 演習室等の利用可能時間

利用場所	利用可能時間
(熊本キャンパス)	
ICT ホール	教職員による申請
メディア制作スタジオ	部活動等の活動時間内に限る
ICT 演習室	教職員による申請
(八代キャンパス)	
ICT 演習室 STEAM1 STEAM2	平日 8:30～18:30 長期休暇中は 17:00 まで

備考：本校の休業日は利用できません。

表2 演習室等の利用申請

利用申込	学生	教職員
(熊本キャンパス)		
ICT ホール	学生支援係	設備予約システム
メディア制作スタジオ	研究・社会連携係	研究・社会連携係
ICT 演習室	指導教職員	設備予約システム
(八代キャンパス)		
ICT 演習室 STEAM1 STEAM2	指導教職員	設備予約システム

備考：本校が主催する公開講座、研修会、研究会以外において、教職員及び学生以外が利用する場合は、事前に施設・設備等使用願を提出し、許可を得る必要があります。

1 1. 図書館

(1) 熊本高等専門学校図書館利用規則

平成29年12月26日 制定

平成31年2月20日一部改正

令和7年3月14日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校図書館の利用及び図書、雑誌、新聞、電子媒体資料等（以下「図書館資料」という。）の閲覧及び貸出等に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者は、次に掲げる者及び図書館の利用を申し出た利用者とする。

- (1) 教職員（非常勤の教職員等を含む。以下同じ。）
- (2) 学生（研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生を含む。以下同じ。）
- (3) 公開講座、研修会、説明会、研究会等の参加者
- (4) その他特に校長が認めた者

(開館及び休館)

第3条 各キャンパス図書館の開館日、開館時間及び休館日については、各キャンパス図書館長が別に定める。

(館内における遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書資料等並びに施設、設備を破損、汚損しないこと。
- (2) 身分証等（教職員にあっては、身分証明証又はその身分を証明できるもの。学生にあっては、学生証又はその身分を証明できるもの。その他の者にあっては、利用者証（講習会等の参加証を含む。）を常に携帯すること。
- (3) 館内では、静粛を旨とし、秩序を乱し又は利用者の妨害になるような行為を厳に慎むこと。
- (4) 学習用具以外は、持ち込まないこと。
- (5) 電子機器の音量は、無音にすること。
- (6) 図書館資料は、正確に元の位置に戻すこと。
- (7) 図書館職員の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第5条 図書館資料の貸出しを利用する場合は、身分証等を図書館職員に提示し、必要な貸出し手続きをとらなければならない。

2 次の各号に掲げる図書館資料は、図書館長が特に許可したもののほか貸出しを認めない。

- (1) 貴重図書及び特殊図書
- (2) 辞書及び辞典等の参考図書

- (3) 定期刊行物の最新号
- (4) 著作権の利用範囲を超える資料
- 3 図書館長は、次に掲げる場合において、長期の貸出しを許可することができる。
 - (1) 熊本高等専門学校学則第5条第1項第3号から第6号までに定める休業の期間
 - (2) 研究及び教育上、特に常備の必要がある場合
 - (3) その他特に必要と認められる場合
- 4 貸出した図書館資料は、利用者が責任を持って保管し、転貸してはならない。
- 5 貸出した図書館資料は、貸出期限内に返却しなければならない。
- 6 返却期限後も引き続き貸出しを希望する者は、当該資料を返却後、貸出延長を申し出るものとする。
- 7 貸出期間内であっても、図書館長から返却の請求があったときは、速やかに返却するものとする。
- 8 貸出しを受けている本校の教職員又は学生がその身分を失ったとき若しくは休職又は休学するときは、直ちに返却するものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、図書館長は、研究その他特別の理由があると認められるときは、特別の措置を設けることができる。

(貸出要領)

第6条 キャンパスごとの図書館資料の貸出期間及び貸出数については、各キャンパス図書館長が別に定める。

- 2 各キャンパス図書館長は、図書延滞の利用者に対して、次の措置を講ずることができる。

- (1) 督促の通知
- (2) 新規貸出しの一時的な停止措置

(他の図書館利用)

第7条 本校の教員及び学生は、教育、研究及び学習を目的として、次の各号に従い他機関所蔵の資料を図書館を通して利用することができる。

- (1) 貸借及び複写の依頼は、教員のみとし、学生については、教員を通して依頼する。この場合、依頼に必要な送料及び複写費等の必要経費は、依頼者負担とする。
- (2) 著作権上の責任は、依頼者が負う。

- 2 一般社団法人大学コンソーシアム熊本に加盟する高等教育機関の図書館を利用する学生は、利用する図書館の窓口に学生証を提示する。

(利用者からの要望等)

第8条 利用者は、資料配架、その他改善等の要望がある場合、図書館職員へ申し出るものとする。

(弁償責任)

第9条 施設、設備、備品、図書館資料を故意又は重大な過失により破損、汚損又は紛失した者は、同一又は相当の費用をもって弁償しなければならない。

- 2 図書館資料に係る著作権法、その他関係法令等の違反により生じた訴訟及び損害賠償等に

については、利用者本人が一切の責任を負う。

（罰則）

第 10 条 各キャンパス図書館長は、この規則に違反した者に対しては、図書館利用の制限、停止をするなどの措置を講ずることができる。

（雑則）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。

2 次の規則等は、廃止する。

- (1) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター熊本キャンパス図書館利用規則
- (2) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター八代キャンパス図書館利用規則
- (3) 熊本高等専門学校熊本キャンパス図書館一般公開利用要項

附 則

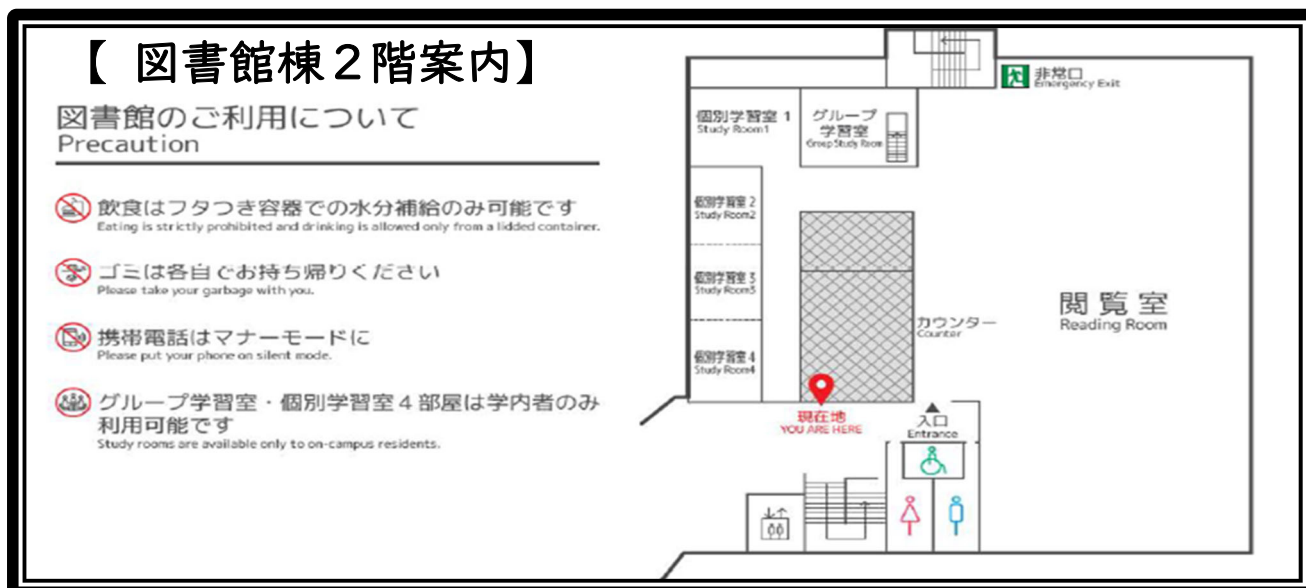
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 熊本高等専門学校八代キャンパス図書館利用の手引き

熊本高等専門学校八代キャンパス図書館 令和6年12月5日制定



【 特 色 】

熊本高等専門学校図書館は、所蔵資料を長期的な視野に立ち計画的に整備することにより、本校の学生・専攻科生の学習、研究及び教職員の教育、研究に寄与し、また一般市民の生涯学習に対しても支援を行うことになっています。この趣旨に基づいて本校では学習及び教育研究の基盤となる蔵書を構築するため、以下の資料を受け入れています。

- (1) 学 生 用 図 書：シラバス掲載参考図書およびその他学習に必要な学術図書、一般教養図書
- (2) 研 究 用 図 書：教員の教育・研究に必要な図書
- (3) 参 考 図 書：百科事典、各国語辞書、年鑑、便覧、白書、ハンドブック、地図等
- (4) 逐 次 刊 行 物：学術雑誌、一般雑誌、新聞等
- (5) 電子的情報資料：電子ジャーナル等
- (6) 音響・映像資料：CD、DVD等
- (7) 特殊コレクション：特定の主題に沿って収集されたもので、学術的価値が高い資料

【 利 用 上 の 心 得 】

図書館の利用にあたっては、次のことを必ず守ってください。守らないときには、退館を命ずることがあります。

- (1) 図書は他の利用者が探しやすいように、必ず元の位置に戻してください。
- (2) 館内では常に静粛にし、他人の迷惑にならないように心掛けてください。
- (3) 館内の秩序は乱さないようにしてください。
- (4) 館内に飲食物を持ち込まないでください。ただし蓋つき容器での水分補給は可能です。
- (5) 図書・器具及び設備等を汚損しないように心掛けてください。
- (6) 図書は大切に取扱い、頁を切り取ったり書込みをしたりしてはいけません。
- (7) 図書を無断で持ち出さないでください。
- (8) 図書館では携帯電話、スマートフォン等での通話は使用しないでください。
- (9) 図書館係員(以下「係員」という)の指示には従うようにしてください。

【開館日・開館時間】

区分	曜日・日時等
開館日	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後6時30分まで (ただし、長期休業中は午後5時まで)
休館日	(1) 土曜日、日曜日及び、祝日法による休日 (2) 年末・年始の校長が定める日 (3) その他の臨時休館日

- * 一般の方については、定期試験の開始日 2 週間前及び期間中は利用できません。
- * 最新の開館情報については、学内掲示及び本校ホームページから、確認してください。
- * 臨時休館又は開館時間変更の場合は、ホームページ等でその都度お知らせします。

【図書の貸出等】

(1) 貸出

借りたい図書に学生証を添えて、図書係員に申し出てください。

貸出図書は、借業者が保管の責任を負い、他に転貸してはいけません。

《貸出の冊数・期間》

貸出区分	利用者区分	貸出期間	貸出点(冊)数	備考
一般貸出	教職員及び、 5年生以上の学生	1か月	5点(冊) 以内	※1 研究貸出の 冊数を含む。 ※2 教育および 研究に必要な図 書館資料に限る。
	4年生以下の学生	2週間		
	一般利用者	2週間		
長期貸出	教職員及び、学生	学則第5条3号～6 号に規定する休業 期間と前後1週間	10点(冊) 以内 ※1	
研究貸出	教職員及び、 5年生以上の学生	1か月	5点(冊) 以内 ※2	
特別貸出	教 員	制限なし	制限なし	
	学生の実験又は、実習の 指導を補助する職員			

(2) 閲覧

ア 閲覧室の資料は、自由に館内で利用することができます。

イ 閉架図書(書庫)の利用は図書係員に申し出てください。

ウ 図書を探す方法

- 1) 図書は概ね日本十進分類法(NDC)に従い配架されています。
- 2) NDC の類目表(第 1 次区分表; 3 桁目の 100 番台)は以下のとおりです。

- 0 総記（図書館、図書、百科事典、一般論文集、逐次刊行物、団体、ジャーナリズム、叢書）
 - 1 哲学（哲学、心理学、倫理学、宗教）
 - 2 歴史（歴史、伝記、地理）
 - 3 社会科学（政治、法律、経済、統計、社会、教育、風俗習慣、国防）
 - 4 自然科学（数学、理学、医学）
 - 5 技術（工学、工業、家政学）
 - 6 産業（農林水産業、商業、運輸、通信）
 - 7 芸術（美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽）
 - 8 言語
 - 9 文学
- 3) 読みたい図書が見つからないときには、現在貸出中やそれ以外のところに配架されていること等が考えられますので、検索用パソコンで検索してください。館外からは本校ホームページ：<http://www.kumamoto-nct.ac.jp/> から"OPAC"で検索できます。
- 4) 本キャンパス以外の図書館を利用することもできますので、係員に相談してください。

(3) 予 約

希望する図書がすでに貸出されているときは、予約申込みができます。
希望図書が返却され次第、優先的に利用することができます。

(4) 更 新

予約申込みのない図書に限り、貸出期間を1回に限り延長することができます。
更新（貸出期間の延長）を希望するときは、返却期限内に、貸出中の図書を持参の上、係員に申し出てください。

(5) 返 却

貸出期間内またはカウンターに示された期限日までに返却してください。閉館しているときは入り口横のブックポストをご利用ください。

ア 貸出期間内に返却しなかった者は、返却するまで新たな貸出はできません。また、返却期限日から30日以上過ぎて返却された場合は、返却後30日間は貸出しが停止されます。

イ 卒業や退学・休学する場合には、速やかに貸出図書を返却してください。

(6) 貸出できない図書

貸出しできない図書には、貴重図書・特殊図書、辞書・事典等の参考図書・新聞・雑誌・視聴覚資料、禁帯出ラベルが貼ってあるものや新着の雑誌等があります。

(7) 督 促

貸出期間を一定期間超過した場合は、メール等での督促を行います。また、担任へ連絡し返却指導を行ってもらう場合があります。

(8) 責 任

図書を汚損、あるいは紛失したときは、原則として同一の図書を弁償する責任があります。

(9) 利用質問（レファレンスサービス）

カウンターでは、図書館の利用案内や、資料や情報の探し方についての質問に対応しています。
気軽にカウンターまでお尋ねください。

(10) 希望図書購入

所蔵していない図書の購入を希望する場合、所定の用紙等に記入して申込んでください。

ただし、予算等の都合により希望に添えないこともあります。

また提出に際しては、以下の点に留意してください。

ア 希望者が複数で、本校の学習、教育、研究にとって必要と認められるものを優先します。

イ まんが、コミック、ライトノベル類は英語版、技術系、純文学以外は原則受け付けません。

(11) 他図書館との相互利用

「高等教育コンソーシアム熊本」の申し合わせにより、熊本県内の大学及び高専の図書館へは学生証を提示すれば入館できます。閲覧・複写（有料）ができますが、詳細は各館の利用規定に従ってください。ただし、一般の方はご利用いただけません。

(12) 書庫

書庫1層と2層には、利用頻度の低い図書、製本雑誌等が所蔵されています。書庫所蔵の図書を利用したいときは、係員に申し出てください。

(13) 要望等

その他ご意見、ご要望があるときは、Teams の『ご意見箱』をご利用ください。

【 グループ学習室及び個別学習室の利用方法 】

本学の学生および教職員が、グループによる学修・研究等を目的として利用することができます。
(外部の方・一般の方のグループ学習室・個別学習室のご利用はお控えください。)

(1) 部屋の種類

ア グループ学習室・・・定員8名

イ 個別学習室①は、2人掛けの机席が、6台あります。(12名迄使用できます。机は移動できません。)

ウ 個別学習室 ②～④は、定員3名ですが、アレンジ可能(増設椅子が必要な場合はカウンターまで) 移動できるテーブルを3台ずつ配置していますので、レイアウト変更(アレンジ)して使用することができます。ただし、テーブル等を移動して、使用された場合は、元に戻して退室してください。

エ 自学自習している方や本を読んでいる方の迷惑にならないようなグループ学習等をお願いします。大きな声でのディスカッション等のご遠慮ください。

(2) 使用方法

ア 部屋を使用する際には、カウンターにて手続き(「個別学習室/グループ学習室 利用簿」に記入のうえご利用ください。

イ 利用は ひとり 1日1回、1コマまで の使用が可能です(他に使用する人がいない場合には1回に限り延長もできます)。

ウ 利用時間は、1コマ(下の時間)毎となります。

- ・ 1 限 目 : 8:50 ~ 10:20
- ・ 2 限 目 : 10:30 ~ 12:00
- ・ 昼 休 み : 12:00 ~ 13:00
- ・ 3 限 目 : 13:00 ~ 14:30
- ・ 4 限 目 : 14:40 ~ 16:10
- ・ 放課後等 : 16:20 ~ 退館準備時間まで

エ いずれの部屋も、机・椅子・テーブル・ホワイトボード等を移動して使用された場合は、元に戻して

退室してください。備品の貸出を受けたものは、併せてカウンターまで返却ください。

オ 飲食は禁止です。(ただし、蓋つきの容器での水分補給のみ可能です。ゴミはお持ち帰りください。)

カ 上記のことが守れない方は、退室していただくこともありますので、よろしくお願いいたします。

(3) 予約

ア 当日分のみ予約できます。予約の時間から5分経っても入室されない場合には自動的にキャンセルとなります。

イ 図書館カウンターで「グループ学習室/個別学習室 利用簿」に記入して申し込んでください。

ウ 予約を取り消す場合は、必ずカウンターまでご連絡ください。

(4) 備品

ホワイトボードがあります。他に延長コード等備品貸出希望の際は、カウンターまでお申し出ください。

【その他】

○学外の方のご利用

貸出時には身分証明ができるもののご提示をお願いします。

*個人情報の取扱いについては、図書貸出の督促以外は利用及び第三者への情報提供は行いません。

また、個人情報の安全管理には、細心の注意を払います。

○図書館は、バリアフリー対応施設です。

○事務室(學術情報係)

図書の貸出・返却を行うほか、図書や文献検索の相談に応じる等のサービスを行っています。

《問い合わせ先》 〒866-8501 熊本県八代市平山新町 2627 TEL: 0965-53-1213

【 閲 覧 室 マ ッ プ 】



12. 寮生活

(1) 熊本高等専門学校学寮規則

平成21年10月1日制定
平成31年2月20日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和6年1月19日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第67条第3項の規定に基づき、学寮の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 学寮は、本校の教育施設として学生の修学に便宜を供与し、かつ、人間形成を助長して、教育目標の達成に資することを目的とする。

(学寮生活の基本)

第3条 寮生は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規則を守り、自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(名称)

第4条 熊本キャンパスの学寮は、明和寮と称する。八代キャンパスの男子寮は、八龍寮、女子寮は、夕葉寮と称する。

(管理運営責任者等)

第5条 学寮は、校長が管理する。

2 学寮の管理運営に関する事項は、校長の命を受けて寮務主事が処理する。

3 寮務主事は、関係する教職員と連携を保ち、寮生の教育及び生活の指導監督に当たるものとする。

(寮務委員会)

第6条 学寮の管理運営に関する事項は、寮務委員会において審議する。

2 寮務委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(入寮)

第7条 学寮に入寮できる者は、本校学生及び校長が許可する者とする。

2 学寮に入寮を希望する者は、別に定める規定により、必要な書類等を提出しなければならない。

(入寮選考及び許可)

第8条 入寮者は、寮務委員会で選考し、校長が許可する。

2 入寮を許可された者は、入寮時に別に定める誓約書を提出しなければならない。

(入寮期間)

第9条 入寮期間は、原則として当該年度限りとする。

(退寮)

第10条 学寮を退寮しようとする者は、別に定める退寮願を提出しなければならない。

2 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、校長は、退寮を命ずる。

(1) 本校学生の身分を失ったとき。

(2) 第14条に定める経費の納付を怠ったとき。

(3) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めたとき。

(4) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があると認められるとき。

(教育的措置)

第 1 1 条 寮生で、本規則、学則及び学生準則並びに別途定める規則に違反した者は、寮務主事が教育的措置を講ずる。

2 寮生の処分手続きについては、別に定める。

(生活規律)

第 1 2 条 寮生は、別に定める「寮生心得」を遵守しなければならない。

2 寮生が寮内において集会を開くときは、事前に寮務主事の許可を受けなければならない。

(寮生会)

第 1 3 条 寮生は、校長の承認する範囲内において寮生活を自律的に運営するための組織（以下「寮生会」という。）を設けることができる。

2 寮生会の活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、本校諸規則等に違反しないものでなければならない。

3 寮生会については、別に定める。

(寄宿料及び諸経費)

第 1 4 条 寄宿料は、別に定める金額を、別に定める期日までに納付しなければならない。

2 寮生は、食費その他寮生活に必要な諸経費を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除については、別に定める。

(防火安全)

第 1 5 条 寮生は、火災その他の災害防止について常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の措置について協力しなければならない。

2 火気の使用は、指定の場所以外で使用してはならない。

3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに関係教職員に報告し、その指示に従って行動しなければならない。

4 学寮における火災発生時の避難心得については、別に定める。

(保健衛生)

第 1 6 条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、学寮内外の清潔に努めなければならない。

2 学校が実施する健康診断及び予防接種は、必ず受けなければならない。

3 疾病にかかった者は、直ちに寮務主事に申し出て、その指示に従わなければならない。

(施設、設備の使用)

第 1 7 条 学寮の施設、設備の使用については、別に定める。

(損害賠償)

第 1 8 条 寮生は、施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(閉寮)

第 1 9 条 本校の長期休業中及び管理運営に特に支障が生じる場合は、原則として学寮を閉鎖する。

(雑則)

第 2 0 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、キャンパス毎に別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別紙様式第 1 号から第 3 号は、令和 3 年度入寮生から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(2) 熊本高等専門学校学寮入寮及び退寮の手続きに関する申合せ

令和6年1月19日制定

熊本高等専門学校学寮における熊本高等専門学校学寮規則(以下「学寮規則」という。)に定める事項及びそのほか管理運営に関して必要な事項を次のとおり申し合わせる。

(入寮)

第1条 学寮規則第7条第2項に定める方法は、次のいずれかとする。

- (1) 新入寮生及び継続入寮の場合は、インターネットの申請フォームに(別紙様式第1号)による申請とする。ただし、学級担任の署名は不要とする。
- (2) 通学生が翌年度に、入寮を希望及び年度途中に入寮を希望する場合は、書面により入寮願(別紙様式第1号)を提出する。

(誓約書)

第2条 学寮規則第8条第2項に定める誓約書は、別紙様式第2号のとおりとする。

(退寮)

第3条 学寮規則第10条第1項に定める退寮願は、別紙様式第3号のとおりとする。

附 則

この申合せは、令和6年2月1日から施行する。

(3) 熊本高等専門学校八代キャンパス学寮細則

平成21年10月1日制定
平成31年2月20日一部改正
令和7年3月14日一部改正

(趣旨)

第1条 この細則は、学寮規則第8条及び第20条の規定に基づき、八代キャンパス寮生の入寮者選考及び帰省又は外泊に関し必要な事項を定めるものとする。

(入寮者選考)

第2条 入寮者選考は、次の各号の状況を総合的に見て判断する。

- 1 入寮を希望する年度の前年度における寮則違反の累計点数。
- 2 自宅から本校八代キャンパスへ通学すると想定した場合の距離、所用時間、交通事情及びその他の特筆すべき事情。

(帰省・外泊願)

第3条 男子寮生の帰省又は外泊に際しては、あらかじめ帰省・外泊願(別紙第1号様式)を書面又はオンラインで寮務主事に提出し、許可を受けなければならない。

(帰省願)

第4条 女子寮生の帰省に際しては、あらかじめ帰省願(別紙第2号様式)を書面又はオンラインで寮務主事に提出し、許可を受けなければならない。

(特別外泊許可願)

第5条 男子寮生の平日の外泊又は女子寮生の外泊に際しては、あらかじめ特別外泊許可願(兼 欠食願)(別紙第3号様式)を寮務主事に提出し、許可を受けなければならない。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

(4) 熊本高等専門学校八龍寮専攻科フロア管理運営要項

平成 24 年 3 月 23 日 制定

平成 28 年 2 月 22 日 一部改正

平成 31 年 2 月 20 日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、学寮規則によるもののほか、八龍寮専攻科フロア（以下「専攻科フロア」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 専攻科フロアは、本校の教育施設として八龍寮内に設置し、専攻科フロアに入寮する専攻科学生（以下「専攻科寮生」という。）の修学に便宜を供与することを目的とする。

2 専攻科フロアには、男子専攻科フロア、女子専攻科フロアを設置する。

(管理運営責任者等)

第3条 専攻科フロアの管理運営に関する事項は、寮務主事と連携して生産システム工学専攻長（以下「専攻長」という。）が処理する。

2 専攻長は、寮務主事と連携して、専攻科寮生の教育及び生活の指導監督に当たるものとする。

(入寮)

第4条 専攻科フロアに入寮できる者は、本校生産システム工学専攻学生（以下「専攻科生」という。）とする。

2 入寮を希望する専攻科生は、専攻長が定める期日までに入寮願（別紙様式第1号）を校長に提出しなければならない。

(入寮選考及び許可)

第5条 入寮者は、専攻部会で選考し、校長が入寮を許可する。

2 入寮を許可された者は、入寮時に誓約書（別紙様式第2号）を提出しなければならない。

(退寮)

第6条 退寮希望者は、退寮願（別紙様式第3号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、専攻科寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、専攻部会の審議を経て退寮を命ずることができる。

(1) 本校学生の身分を失った場合

(2) 寄宿料又は諸経費を滞納した場合

(3) 停学を命ぜられた者で、退寮が適当と認められる場合

(4) 疾病等により、保健衛生上寮生活が不適當と認められる場合

(5) 寮において飲酒や喫煙をした場合

(6) 寮生以外の者を宿泊させた場合

(7) 寮において、著しく秩序を乱す行為があったと認められる場合

(8) 異性のフロア及び異性の居室に侵入した場合又は侵入をほう助した場合

(9) その他この要項に著しく違反する行為があったと認められる場合

3 退寮を命じられた者は、その日から14日以内に退寮しなければならない。

(再入寮の制限等)

第7条 退寮した専攻科生が再入寮を希望する場合、専攻部会の審議を経て、校長が再入寮を許可する。ただし、前条第2項第2号から第8号までのいずれかに該当し、退寮を命じられた者については、再入寮を認めない。

2 前項の手続きについては、第4条第2項及び第5条第2項の規定に準ずる。

(日課及び生活規律)

第8条 門限は、男子専攻科生にあっては、23時、女子専攻科生にあっては、22時とする。

2 専攻科寮生は、門限点呼により、所在の確認を受けなければならない。

3 開寮時の帰省、外泊及び研究等で延刻する場合は、事前にその旨を点呼名簿に記載しなければならない。ただし、長期休業中における帰省及び外泊については、専攻部会に連絡しなければならない。

4 その他生活規律に関する事項については、専攻長及び寮務主事により定める。

(アルバイト)

第9条 アルバイトについては、保証人及び本人の責任で行うこととする。

(寮生組織)

第10条 専攻科フロアの管理運営をより円滑にすることを目的として、男子専攻科寮生から各学年代表を各1名ずつ、女子専攻科寮生から代表を1名選出し、専攻科寮生役員会を組織する。

(閉寮)

第11条 校長は、保健衛生管理上必要がある場合、施設の改修を行う場合及び校長が必要と認めた場合は、閉寮することができる。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、専攻科フロアの管理運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

13. その他

(1) 学納金関係

(2025年4月1日現在)

種 別	金 額		納 期		担当係	備 考
入 学 料	84,600円		指定期日		学務係	
授 業 料	年額	234,600円	前期	5月	学務係	
			後期	10月	学生係	
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度保護者負担金	年額	1,550円	4 月		学生係	
学生教育研究災害傷害 保 険 料	2年分※	1,750円	5 月		学生係	入学時に2年分を一括で納入します。
寄 宿 料	2人部屋	個室	前期	4 月	寮務係	寮 生
	前期	前期				
	4,200円	4,800円				
	後期	後期	後期	10 月		
	4,200円	4,800円				
寮 管 理 費	44,400円		前期	4 月	寮務係	寮 生
	44,400円		後期	10 月		
寮 給 食 費	日 額 1,200 円 ～ 1,350 円 × 日数		毎月		給食委託業者	寮 生
後 援 会 費	10,000 円		前期	4 月	総務係	
	10,000 円		後期	10月		

※ 一部後援会からの補助があります。